

# 山梨県公報

号外第二十三号

令和六年

六月二十四日

月曜日

## 目次

### 監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表……………1

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人關野孝から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年六月二十四日

山梨県監査委員	小林 厚
同	中 込 正 純
同	渡 辺 淳 也
同	宮 本 秀 憲

### 包括外部監査結果報告書

令和6年3月25日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 關野 孝

## 1. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法第252条37第1項及び第4項並びに山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定により監査を実施した。

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### 2.1. 外部監査のテーマ

観光文化・スポーツ部の財務に関する事務の執行及び出納その他の事務（文化・スポーツに関する事務・事業に限る）の執行について

#### 2.2. 外部監査対象期間

令和4年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部は令和5年度

### 3. テーマ選定の理由

監査対象とした観光文化・スポーツ部の組織再編の変遷をまとめると以下のとおりとなっている。（果発表資料より監査人要約まとめ実施。）

東京2020オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に係る、受け入れ準備やレガシーを大会後の地域活性化につながる取り組みを一層推進し、当該施策の推進機能の迅速化かつ強化を図るため、知事部局に「オリンピック・パラリンピック推進局」が平成31（令和元）年度において創設された。

その後、令和2年度に、オリンピック等大会への取り組み経験等を生かすとともに、拡大するスポーツ市場の獲得等の施策を積極的に展開していくことを目的として、オリンピックを含めたスポーツ関係の部局室等を集約する趣旨で、教育庁所管のスポーツ健康課を移管し、オリンピック・パラリンピック推進局を「スポーツ振興局」に再編することとなった。従来のオリンピック・パラリンピック推進に加え、スポーツによる地域活性化や健康管理に向けた施策を一元的に所掌すること

となった。

文化財を含む地域資源を磨きあげ、県の集客力を高めることにより地域活性化を図るため、令和2年度において「観光文化部」が創設された。旧観光部内の所管課再編とともに、県民生活部から生涯学習文化課の文化振興に係る事務、教育庁から学術文化財課の事務が移管され、「文化振興・文化財課」が設置された。また、同じく県民生活部から世界遺産富士山課及び富士山世界遺産センターを、教育庁から美術館等の文化施設も移管されることとなり、観光行政と文化行政を一體的に推進することとなった。

令和5年度においては、観光・文化及びスポーツに関連する施策を一元的に推進することにより、食、自然、歴史、文化など県の豊かな観光資源を最大限に生かし、スポーツで稼げる地域づくりを進めるため、観光文化部とスポーツ振興局を統合し、「観光文化・スポーツ部」が設置されている。スポーツによる地域活性化や障害者スポーツの振興等を引き続き取り組むとともに、統合の効果を生かして施策を展開することで、健康維持から事業・起業化にわたリスポーツによる豊かさの創出を図るとしている。

平成31年度以降の組織再編からもわかるように、県では「稼げるスポーツの推進」、文化芸術資源を観光資源として活用するなどの「文化観光の推進」について重要な施策領域として認識している。また、富士山についても、2013年に世界文化遺産への登録など、日本有数の観光資源としての魅力は勿論のことであるが、他方で近年においては、富士登山の弾丸登山や混雑の問題が注目を集めており、県民のみならず、県外や海外からの関心は極めて高いものと認められる。

なお、今回の監査対象となる観光文化・スポーツ部から、観光に関する事務及び事業を除き文化・スポーツに関する事務・事業に限定しているが、これは平成30年度の包括外部監査のテーマが「観光部が所管する事務事業の執行及び管理について」となっており、監査対象となつてから比較的年数が浅いこと、観光分野を除くその他の分野に人的及び時間的な監査資源を集中することで効果的かつ効率的な監査の実施が期待できることから、観光に関する事務及び事業を除外することとした。

参考として、今回の監査対象となる所管課室等の財政規模（一般会計）の概要は以下のとおりとなっている。

	予算額 (単位：百万円)	予算額に占める 割合 (%)
スポーツ振興課	1,072	0.15%
文化振興・文化財課	3,429	0.48%
世界遺産富士山課	497	0.07%
計	4,999	0.70%
一般会計予算総額	716,989	—

	予算額 (単位：百万円)	予算額に占める 割合 (%)
スポーツ振興課	765	0.11%
文化振興・文化財課	2,048	0.29%
世界遺産富士山課	459	0.06%
計	3,273	0.46%
一般会計予算総額	730,006	—

(県からの提供資料により監査人作成)

#### 4. 外部監査の監査方法

##### 4.1. 監査の対象

観光文化・スポーツ部のうち、観光に関する事務及び事業を所管している部局等を除外した以下の部局等を監査対象としている。

No.	属性	課名等	備考
1	本庁	スポーツ振興課	
2	施設	山梨県緑が丘スポーツ公園	※1
3	施設	山梨県小瀬スポーツ公園	※1
4	施設	山梨県富士北麓公園	※1
5	施設	山梨県御勅使南公園	※1
6	施設	山梨県立八代射撃場	※1, 2
7	施設	山梨県立飯田野球場	※1, 2
8	出資法人	公益財団法人山梨県スポーツ協会	
9	本庁	文化振興・文化財課	
10	出先機関	埋蔵文化財センター	
11	出先機関	山梨県立美術館	※1, 3
12	出先機関	山梨県立文学館	※1, 3
13	出先機関	山梨県立博物館	
14	出先機関	山梨県立考古博物館	
15	施設	山梨県立県民文化ホール	※1
16	施設	山梨県芸術の森公園	※1, 3
17	出資法人	公益財団法人やまなみ文化基金	
18	本庁	世界遺産富士山課	
19	出先機関	山梨県立富士山世界遺産センター	※1
20	施設	富士北麓駐車場	※1

- ※1： 指定管理者制度を導入している。
- ※2： 指定管理料総額について、相対的に金額的重要性が認められないため、監査人の往査対象外とした。  
(参考) 八代射撃場：H31年度から4年間で22百万円  
飯田野球場：H31年度から4年間で31百万円
- ※3： 立地も物理的に近接しており、1つの指定管理業務に係る協定書に当該3施設が含まれているため、別々ではなく一体として監査を実施したほうが実効性のある監査の実施が期待できるため、これら3つの施設についてはまとめて監査意見を記載することとした。

## 4.2. 外部監査の目的

外部監査の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにあると認識している。特に包括外部監査制度の趣旨は、地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査チームに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検証し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査チームに関して、合规性の観点で限定的な保証を主として、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び合理性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものと考ええる。

## 4.3. 監査の基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

## 4.4. 監査の視点

「観光文化・スポーツ部の財務に関する事務の執行及び出納その他の事務（文化・スポーツに関する事務・事業に限る）の執行について」の主な監査の視点は次のとおりである。

- i) 観光文化・スポーツ部の所管課室等の財務に関する事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているか否かについて
- ii) 観光文化・スポーツ部の所管課室等の財務に関する事務の執行を合规性の観点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性の面でも改善余地がないか否かについて
- iii) 観光文化・スポーツ部の所管課室等の財務に関する事務の執行が効果的に実施されているかどうかについて

#### 4.5. 主な監査手続

特定の事件に対する監査手続としては、上記4.4.に記載した監査視点に基づき、外部監査の本旨である財務諸表監査を基礎とし、併せて経済性・効率性及び有効性等を検証するための監査手続を実施した。

具体的な監査手続の概要は以下のとおりである。

山梨県観光文化・スポーツ部の財務に関する事務の執行等に伴う関係所管課等の業務内容等の把握を行うため、以下の資料の提供を受けその内容について説明を受けた。さらに、当該資料の閲覧、分析等を実施したうえで質問等の手続きを実施した。

- ・ 組織図及び各所管課室の所管事務
- ・ 山梨県総合計画における関連する施策の内容及び実施状況（結果、モニタリング状況含む）
- ・ その他所管となっている各種事業計画の概要等
- ・ 補助金・交付金一覧
- ・ 出先機関及び施設の概要（事業内容や予算状況、指定管理業務の状況など）
- ・ 入札の状況がわかるもの（一覧表）
- ・ 県出資法人の状況

また、観光文化・スポーツ部施策概要については、金額的及び質的に重要であると判断し抽出した35事業を対象とし、主に以下の事項について関連資料の閲覧、担当者への質問等の監査手続を実施し、当該事業に関する財務事務の執行について監査を行った。

- ・ 事業の概要
- ・ 事業の目的及び法令根拠等
- ・ 予算/決算執行状況

さらに、本庁のみならず、「4.1. 監査の対象」にて記載した13の出先機関及び施設に対して往査を実施し、現金及び現金同等物の実査、固定資産や備品の管理状況、施設の視察、委託料、工事請負費、負担金・補助及び交付金などを中心として、当該機関や施設の財務事務の執行について、閲覧、質問、実査、観察等の監査手続を実施した。なお、指定管理制度を導入している施設については、併せて指定管理業務の実施状況、所管課のモニタリング状況等についてもその資料を入手閲覧し、質問等の手続きを実施している。

同じく「4.1. 監査の対象」にて記載した2つの県出資法人についても、往査を実施し、現金及び現金同等物の実査、固定資産や備品の管理状況、会計処理の状況等

について資料を入手し、閲覧、質問等の監査手続を実施した。

#### 4.6. 監査の結果

監査の結果については、「Ⅲ. 外部監査の結果」に記載しているとおりである。監査の結果、指摘事項は33件、意見事項は79件であった（34～37頁参照）。

#### 4.7. 外部監査の実施期間

本監査は、令和5年7月19日から令和6年3月1日までを実施期間とした。

#### 5. 外部監査の組織

包括外部監査人	公認会計士	關野 孝
監査補助者	公認会計士	石川 寿彦
監査補助者	公認会計士	海野 純矢
監査補助者	公認会計士	川口 明浩
監査補助者	弁護士	近藤 徹
監査補助者	公認会計士	城塚 紘行
監査補助者	弁護士	關野 文士
監査補助者	公認会計士	田中 佑幸
監査補助者	公認会計士	山本 薫

## II. 組織、事業及び計画概要

### 1. 観光文化・スポーツ部の組織及び所管業務

ただし、監査対象外である観光に係る所管課は除外している。

#### 1.1. スポーツ振興課

- ・(令和4年度) 事務及び事業の概況

緑が丘スポーツ公園などの指定管理施設の管理、生涯スポーツの振興、競技力の向上などに取り組んでいる。また、山梨版地域スポーツコミュニティとして「やまなしスポーツエッジ」を4月に設立したほか、スポーツによる地域活性化に向けた取り組みを進めている。

- ・組織体制

以下の5担当で業務を行っている。

スポーツ政策担当	スポーツ成長産業化戦略、スポーツによる地域活性化、やまなしスポーツエッジの運営 など
スポーツ推進担当	スポーツ推進計画の策定及び実施、県有スポーツ設備の整備、国際スポーツ交流の推進 など
生涯スポーツ担当	生涯スポーツの企画・推進、総合型地域スポーツクラブの育成・推進 など
パラスポーツ担当	障害者スポーツの企画・推進・振興 など
競技スポーツ担当	競技スポーツの振興、国民体育大会への選手派遣 など

1 総合型地域スポーツクラブとは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブであり、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多趣味)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。(スポーツ庁HPより)

### 1.2. 文化振興・文化財課

- ・(令和4年度) 事務及び事業の概況

新型コロナウイルス感染症の影響があるなか、オンラインアートショーなど新しい生活様式に対応した活動場所の提供、メタバースギャラリーなど新たな文化芸術の提供やコロナ禍において文化芸術活動を行うアーティストへの支援などを通じ、文化芸術の振興を図っている。主な実施事業の内容は以下のものがある。

- ・美術館、博物館、考古博物館等の運営に関する業務
- ・指定文化財等に関する助成や史跡甲府城跡整備基本設計など、文化財の保存と活用に係る事業
- ・県民文化ホール management 運営やコロナ禍における県内アーティストの活動に対する助成など文化芸術の振興に係る事業

- ・組織体制

以下の4担当で業務を行っている。

文化企画・施設担当	美術館、博物館、考古博物館等に関すること、文化芸術推進基本計画に関すること など
文化芸術振興担当	やまなし県民文化祭の開催、やまなみ文化基金の事務局運営、県民文化ホールの管理 など
文化財保護担当	有形文化財、民俗文化財等に関すること、カモジカ生息調査、文化財保存活用に関すること など
埋蔵文化財担当	甲府城跡の保存・活用等、埋蔵文化財保護と開発との調整、市町村の発掘事業に係る補助 など

- ・所管する出先機関

埋蔵文化財センター、美術館、博物館、考古博物館及び文学館の5つがあり、それぞれの施設概要は以下のとおりである。

埋蔵文化財センター	埋蔵文化財の発掘調査・整理、峡北収蔵庫収蔵品管理(調査研究課)
美術館	史跡甲府城跡の整備・活用、遺跡ツアーリズム事業(史跡資料活用課)
	特別・常設展の企画・運営、調査研究、収蔵品保存・管理(学芸課)

博物館	資料の収集・管理、調査研究、企画展の計画・展示、常設展の管理・展示、収蔵庫・書庫の管理、資料のデータベース化（学芸課） 企画交流事業の調整、学校等各教育関係機関との連絡調整（企画交流課）
考古博物館	展示・企画、考古資料等の保管・調査・研究、教育普及活動、研修センターの運営（学芸課）
文学館	企画展・特設展・常設展の企画・調整・実施、特殊資料の収集・整理・保存管理・公開、調査研究、学校教育・生涯学習機関との連携・協力（学芸課） 購入資料の選定・発注・受入等、書庫の管理、閲覧室の広報・管理運営（資料情報課）

なお、上記のうち、美術館及び文学館については指定管理者制度を導入している。

### 1.3. 世界遺産富士山課

・（令和4年度）事務及び事業の概況

平成25年6月、「富士山～信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産に登録され、富士山の普遍的な価値を保全し、後世に確実に継承していくため、構成資産及び緩衝地帯の適切な保全管理をはじめ、世界遺産富士山の価値の伝達、登山者の安全対策を一体的に推進することとしている。主な実施事業の内容は以下のものがある。

- ・富士山世界遺産センターの管理運営
- ・富士山登山者の安全対策事業
- ・富士山保全協力金制度の実施
- ・五合目インフォメーションセンター等設置運営、富士山下山道等維持管理

・組織体制  
以下の2担当で業務を行っている。

富士山保全企画担当	世界遺産富士山の普及啓発及び広報、富士山世界遺産センターの運営、富士北麓駐車場の指定管理者関係業務 など
-----------	--

富士山登山対策担当	富士山保全協力金制度、富士山の環境保全、富士山登山観光に関すること など
-----------	--------------------------------------

・所管する出先機関  
富士山世界遺産センターがあり、施設概要は以下のとおりである。

富士山世界遺産センター	富士山レジャー業務（保全観光スタッフ） 調査研究（調査研究スタッフ） 情報発信・広報活動（情報発信スタッフ）
-------------	--

なお、指定管理者制度を導入している。

## 2. 山梨県総合計画（2021年改定版）

### 2.1. 計画策定の趣旨

人口減少・少子高齢化が進み、これまでの社会経済システムの様々な課題が解決を迫られ、また、情報通信技術（ICT）の急速な進歩による第4次産業革命という大きな変革により、今後、産業や生活が大きく変わっていく可能性がある。リニア中央新幹線の開業などを最大限利用できるチャンスが訪れており、県民生活の豊かさにつながるため、本県が目指す姿を示し、その実現に向けた県の取り組みの設計図となる総合計画が令和元年12月に策定された。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により県民生活は大きな影響を受け、その生活環境や社会経済、個人の価値観などが大きく変化した。こうした社会の変容を受け、ウイズコロナ・ポストコロナ時代の行政需要に対応するため、山梨県総合計画が令和3年7月に見直され、「山梨県総合計画（2021年改定版）」となった。

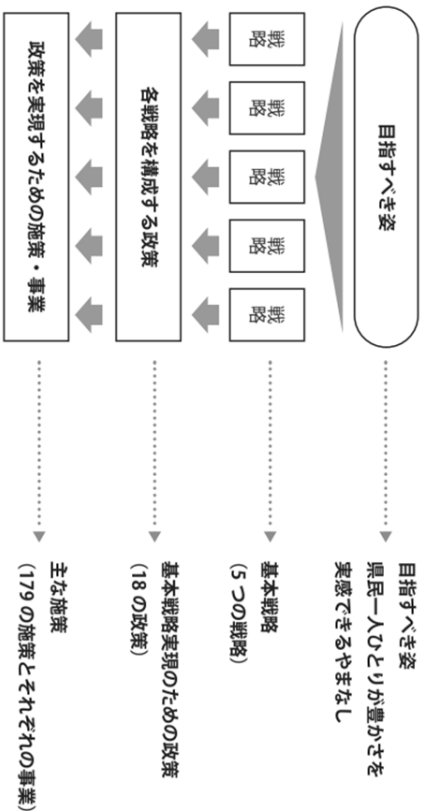
### 2.2. 計画概要

計画期間は2019（令和元）年度から2022（令和4）年度の4年間としており、計画は、各部門における県計画の上位に位置する、県政運営の基本指針となるものである。

#### 【基本理念実現のための政策体系】

山梨県総合計画において、基本理念及びそれを実現するための政策体系の概要は以下のとおりである。

『県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし』の実現に向け、スピードアップかつ着実に事業の成果を挙げていくため、様々な取り組みを体系化し、効果的・効率的に推進していく必要があります。  
本計画においては、取り組みの方向性である5つの『戦略』ごとに、戦略のねらいを実現するための『政策』と、その具体的な取り組みである『施策』に体系化して、取り組み内容や工程について整理します。



それぞれの施策・事業は、県のみで達成できるものではないため、県民の皆様はもちろん、市町村、関係団体、民間企業、NPO、教育・研究機関などのパートナーシップ（連携と協働）により実施します。  
また、本計画は、個別の分野ごとに定める部門計画の上位に位置する県政運営の基本指針となる計画であるため、各部門計画との整合性を図り、緊密に連携しながら取り組みを進めていきます。

（出典：山梨県総合計画（2021年改定版））

【総合計画の戦略と関係する主な部門計画】  
総合計画での5つの戦略のうち、『戦略1 攻めの「やまなし」成長戦略』及び『戦略2 次世代「やまなし」投資戦略』の中に、関係する部門計画が挙げられている。（下記表中に四角囲み分。）

**戦略1 攻めの「やまなし」成長戦略**

- やまなし未来ものづくり推進計画
- やまなし未来観光地づくり推進計画
- やまなし未来物流等推進計画
- やまなし観光推進計画
- 自転車活用推進計画
- やまなし農業基本計画
- やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン
- 中小企業・小規模企業振興計画
- リニアやまなしビジョン
- スポーツ成長産業化戦略
- メディアカル・クリエイティブ・コリドー推進計画
- デジタルトランスフォーメーション推進計画

**戦略4 安心「やまなし」充実戦略**

- 地域保健医療計画
- 健やか山梨21（第2次）
- 地域福祉支援計画
- 健康長寿やまなしプラン
- やまなし障害児・障害者プラン
- 第2次環境基本計画
- やまなしエネルギービジョン
- 地球温暖化対策実行計画

**戦略2 次世代「やまなし」投資戦略**

- 教育大綱
- 教育振興基本計画
- 文化芸術推進基本計画
- スポーツ推進計画

**戦略5 快適「やまなし」構築戦略**

- 強靱化計画
- 社会資本整備重点計画
- 再犯防止推進計画
- 動物愛護管理推進計画
- 電力供給体制強靱化戦略

**戦略3 活躍「やまなし」促進戦略**

- やまなし子ども・子育て支援プラン
- 男女共同参画計画

（出典：山梨県総合計画（2021年改定版） 四角囲みは監査人加工）

また、5つの基本戦略を実現するために、18の政策、さらに当該政策を実現するために179の具体的な施策を策定しているが、監査対象となる所管課等に関係するものをまとめると次ページのとおりのとおりとなる。

戦略	政策	施策	関係部署課
戦略1 攻めの「やまなし」成長戦略 やまなしを牽引する産業の育成	政策1 東京オリンピック・パラリンピックへの対応	スポーツ振興課	
	政策2 スポーツによる地域振興（東京オリンピック・パラリンピックのレガシー活用）	スポーツ振興課	
戦略2 観光産業の振興	施策5 地域経済を支える観光の再生と新たな展開への支援	文化振興・文化財課	
	施策6 観光DXの推進	文化振興・文化財課 世界遺産富士山課	
	施策7 観光振興を通じた県内経済活性化（東京オリンピック・パラリンピックのレガシー活用）	スポーツ振興課	
	施策11 世界文化遺産富士山の普及啓発	世界遺産富士山課	
	施策12 富士山の安全対策の実施	世界遺産富士山課	
戦略3 活躍「やまなし」促進戦略 誰もが個性や能力を発揮できる環境の整備	政策3 農業の成長産業化	文化振興・文化財課	
	政策4 林業の成長産業化		
	政策5 地場産業や経済を循環させる産業の強化		
	施策10 史跡市街地の適切な継承と中心市街地の活性化	文化振興・文化財課	
	戦略2 次世代「やまなし」投資戦略 一人ひとりの個性を生かした教育の推進	政策1 一人ひとりの個性を生かした教育の推進	
	政策2 産業を支える人材の育成・確保		
	政策3 文化芸術やスポーツの振興による可能性の発揮		
戦略3 活躍「やまなし」促進戦略 誰もが個性や能力を発揮できる環境の整備	施策1 文化芸術の総合的な振興	文化振興・文化財課	
	施策2 文化的次世代への継承とまちづくりや地域振興への活用	文化振興・文化財課	
	施策3 競技力向上の推進	スポーツ振興課	
	施策4 一人スポーツの推進	スポーツ振興課	
	施策5 障害者のスポーツ活動・文化芸術活動等の充実	スポーツ振興課	
戦略4 安心「やまなし」充実戦略 感染症に対して強靱な社会づくり 健康・命を守る保健康医療の確保 地域で安心して自分らしく暮らすことができる福祉の充実	政策1 感染症に対して強靱な社会づくり		
	政策2 健康・命を守る保健康医療の確保		
	政策3 地域で安心して自分らしく暮らすことのできる福祉の充実		
	政策4 環境と調和した持続可能な社会への転換		
戦略4 安心「やまなし」充実戦略 感染症に対して強靱な社会づくり 健康・命を守る保健康医療の確保 地域で安心して自分らしく暮らすことのできる福祉の充実	施策7 県民のQOL（人生の豊かさ）の向上（東京オリンピック・パラリンピックのレガシー活用）	スポーツ振興課	
	施策4 世界文化遺産富士山の保全	世界遺産富士山課	

### 3. 各部門計画の概要

以下、今回の監査対象である、「スポーツ振興課」、「文化振興・文化財課」及び「世界遺産富士山課」の個別の部門計画の概要を記載する。

#### 3.1. 山梨県スポーツ推進計画（スポーツ振興課）

令和元年6月に、スポーツ基本法第10条第1項に基づく地方スポーツ推進計画として、国の第2期スポーツ基本計画<sup>2</sup>を参酌するとともに、山梨県教育振興基本計画と連携し、令和元年6月（その後令和3年12月に改定）に策定されたものであり、計画期間は2019（令和元）年度から2023（令和5年度）の5年間となっている。本計画では、スポーツを通じて、県民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、多くの人たちが交流することで絆を強くし、地域社会の活性化につなげることを目指している。

基本理念及び計画の体系概要は以下のとおりである。  
（いずれも出典は、山梨県スポーツ推進計画（令和3年12月改定）。）

<sup>2</sup> 基本方針として、新たなスポーツ参画人口の拡大により、一億総スポーツ社会の実現に取り組むことが掲げられている。

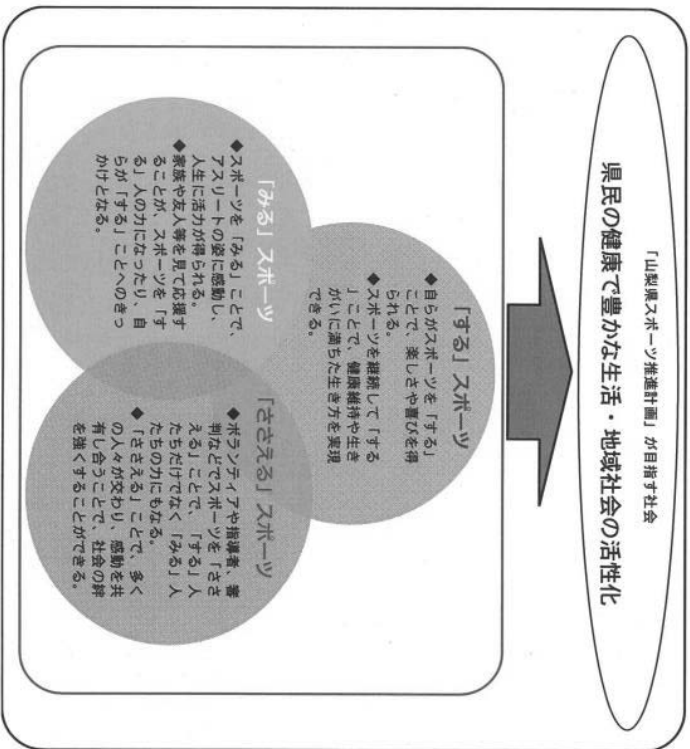


**基本理念**

「県民誰もが、いつでも、どこでも  
スポーツに親しめる元気なやまなしをつくる」

～「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進！～

「山梨県スポーツ推進計画」が目指す社会  
県民の健康で豊かな生活・地域社会の活性化



この計画を推進することにより、スポーツ基本法の目的である国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現などに寄与するとともに、県民にとって、スポーツがより身近なものとなり、生涯を通じて豊かなスポーツライフを実現できるようにするものです。

**基本方針Ⅰ「子供のスポーツ機会の充実」**

- 1 子供の運動習慣の確立と体力の向上
- 2 持続可能な運動部活動の構築

**基本方針Ⅱ「健康教育の充実」**

- 1 学校保健、学校給食及び食育等の推進
- 2 学校安全の推進

**基本方針Ⅲ「若年期から高齢期までライフステージに応じた生涯スポーツの推進」**

- 1 一人一スポーツの推進
- 2 総合型地域スポーツクラブの充実と指導者育成、施設や情報の充実

**基本方針Ⅳ「競技力の向上」**

- 1 オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 2 東京オリンピック・パラリンピックの成果の活用
- 3 スポーツによる地域振興
- 4 「ささえる」スポーツの機会拡大

**基本方針Ⅴ「競技力の向上」**

- 1 次世代アスリートの戦略的な発掘・育成
- 2 一貫指導体制の推進
- 3 スポーツ医・科学の活用
- 4 障害者のスポーツ活動の推進

### 3.2. 山梨県スポーツ成長産業化戦略（スポーツ振興課）

スポーツを体育や競技として捉える従来の視点に加え、ビジネス資源としても捉え、その活用により収益を生み出すことによって、本県経済の発展につなげていく必要がある。

このため、本県のスポーツ成長産業化に向けた現状と課題を明らかにしながら、「スポーツで稼げる県づくり」に向け、県として何をすべきか、取り組むべき施策の方向性を示すことを目的として、令和3年3月に策定された。なお、当該戦略（計画）の期間は、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までの2年間としている。

本県におけるスポーツ産業を巡る現状と課題を踏まえ、スポーツ成長産業化の目指すべき姿を以下のとおりと整理している。つまり、「スポーツで稼げる県」を目指すということである。

自然、フルーツ、温泉をはじめ本県が世界に誇る地域の魅力とともに、アウトドアスポーツなど本県ならではのスポーツを楽しむため、あるいは、県内各地における年間を通じたスポーツ合宿やイベント等に参加するため、多くの方々が本県を訪れる環境づくりを進めることとする。

そのことにより、本県を「スポーツで稼げる県」とし、観光消費支出の拡大による県内産業の活性化や、選手・観客のサポートなど新たな関連ビジネスの集積・拡大を図り、県内経済の活性化と雇用機会の創出につなげることを目指す。

（出典：山梨県スポーツ成長産業化戦略（令和3年3月））

当該目指すべき姿の実現に向けて、4つの基本戦略及び7つの施策を掲げている。

#### 【基本戦略1：スポーツで稼げる県づくりのための体制整備】

施策1：地域スポーツコミュニティの設立

#### 【基本戦略2：本県の強みを生かしたスポーツツーリズムの推進】

施策2：サイクルツーリズムの推進

施策3：アウトドアアクティビティの促進

施策4：スポーツ大会・イベント・合宿の実施促進

#### 【基本戦略3：スポーツの活用による他産業の新たな財・サービスの創出】

施策5：スポーツ×○○の推進

#### 【基本戦略4：スポーツ施設を核とした地域経済活性化】

施策6：既存施設の再評価

施策7：ポストコロナ時代の総合競技場の在り方検討

（参考：「山梨県スポーツ成長産業化戦略」の概要（山梨県HPより））

3 スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することでまちづくりや地域活性化につなげる取組を推進する、地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となった組織。（「スポーツを通じた地域活性化に向けて」 スポーツ庁 2021年）

# 山梨県スポーツ成長産業化戦略 戦略期間 R3-4

令和3年3月25日  
スポーツ振興局

## 山梨県スポーツ推進条例

○基本理念(第3条第4号)  
「スポーツを通じた地域の活性化」  
本県の社会および経済の発展につながるようスポーツを通じた地域の活性化を図ること。

○施策推進項目(第10条)  
(スポーツを通じた地域の活性化)  
県は、スポーツを通じて、地域の活性化を図るため、豊かな自然環境などの本県の特性を生かし、スポーツツーリズムの推進等地域産業の振興に關し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### 本戦略の目的

スポーツを体育や競技として捉える視点に加え、ビジネス資源としても捉え、その活用により収益を生み出すことにより、本県経済の発展につなげていくため、本県におけるスポーツの成長産業化に向けた取り組みべき施策の方向性を示す。

### 山梨県におけるスポーツ産業を巡る課題

- ステークホルダーの意識共有
- 「売り」の明確化
- 推進体制の構築
- スポーツ施設の高収益化

### 目指すべき姿

## スポーツで稼げる県

観光客増加による県内産業活性化  
新たな関連ビジネスの集積・拡大、雇用機会拡大

やまなしスポーツエンジン（仮称）  
を中心に取り組みを加速

### 基本戦略・施策(KPI)

#### 基本戦略1 スポーツで稼げる県づくりのための体制整備

<KPI:地域スポーツコミッションの設立数 1件>

本県のスポーツ成長産業化の中核を将来にわたり自律的に担う地域スポーツコミッション（やまなしスポーツエンジン（仮称））を設立し、スポーツ成長産業化の取り組みを加速する。

#### 【施策1】 地域スポーツコミッションの設立

各関係者の参画を得ながら、地域スポーツコミッションを設立し、スポーツツーリズムの推進をはじめ、スポーツ大会・合宿等の実施支援、スポーツと他産業との連携、それらに関わる人材の育成などを実施

#### 基本戦略2 本県の強みを生かしたスポーツツーリズムの推進

<KPI:スポーツ等を目的とする県内観光客数 R元年以上>  
※「スポーツ等」とは、レクリエーション、登山、トレッキングを含む。

首都圏からのアクセスの良さや恵まれた自然環境、豊富な観光資源など本県の強みを最大限に生かしたスポーツツーリズムの県内全域における展開を推進する。

#### 【施策2】 サイクルツーリズムの推進

東京オリンピック自転車競技ロードレースのコースに選定された強みを生かし、サイクルツーリズムを推進

#### 【施策3】 アウトドアアクティビティの促進

子育て家族が楽しめるアクティビティの開発や人気が高まっているMTBの普及に対する支援などアウトドアアクティビティの取り組みを促進

#### 【施策4】 スポーツ大会・イベント・合宿の実施促進

相当数の参加者・観客が見込める大会・イベント、サマーキャンプなどの合宿の県内実施を促進

#### 基本戦略3 スポーツの活用による他産業の財・サービスの創出

<KPI:スポーツと他分野の連携数 1件以上>

スポーツ団体等が有する人的・技術的リソースを活用した新たな財やサービスの創出に向け、スポーツ資源と他産業との連携の可能性を探る取り組みを進める。

#### 【施策5】 スポーツ×〇〇の推進

スポーツと他分野（二拠点居住、ワーケーション、農業や農泊等）との連携の研究や実践に向けた取り組みを推進

#### 基本戦略4 スポーツ施設を核とした地域経済活性化

<KPI:スポーツツーリズムにおける既存施設の利用数 1件以上>

これまでコストセンターとして捉えられていたスポーツ施設を地域資源と捉え、まちづくりや地域経済活性化の核とする取り組みを進める。

#### 【施策6】 既存施設の再評価

スポーツツーリズムにおける活用やDXの進展などスポーツ施設を取り巻く社会経済情勢の変化に合わせ、より収益の向上が得られる施設の在り方について検討

#### 【施策7】 ポストコロナ時代の総合球技場の在り方検討

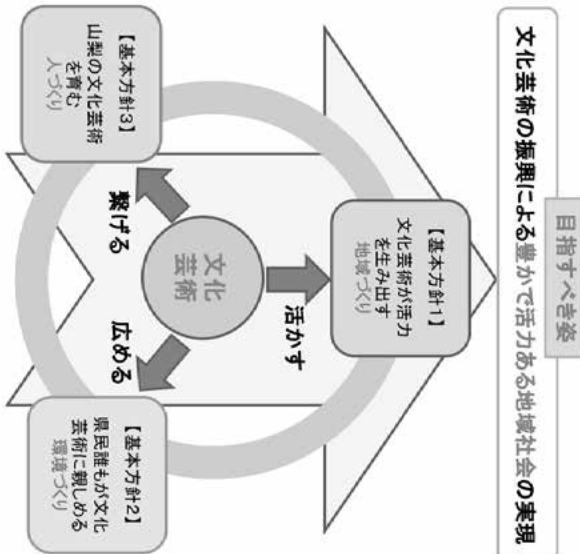
今後の新型コロナウイルスの感染状況や、スタジアムの感染防止対策の知見、DXなどICT技術活用の動向に注視し、ポストコロナ時代にあわせし施設の在り方について検討

### 3.3. 山梨県文化芸術推進基本計画（文化振興・文化財課）

平成29年6月施行された「文化芸術基本法」を受けて、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに県経済の活性化に向けて取り組んでいくことを目的に、文化芸術の振興等に関する基本理念や県の責務、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項等を定めた「山梨県文化芸術基本条例」を平成30年12月に制定し、当該基本条例に基づき、本県の文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「山梨県文化芸術推進基本計画」が令和2年3月に策定された。なお、計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間としている。以下、計画概要を記載する。

#### ● 目指すべき姿と3つの基本方針

文化芸術は、県民が生きがいに満ちて自分らしく豊かに暮らしていくために不可欠なものであるとともに、社会の活力を築いていく上でも、欠くことのできないものです。文化芸術により生み出される多様な価値を活かして、豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。



（出典：山梨県文化芸術推進基本計画（一部監査人加工））

●基本方針を受けた施策体系概要

【基本方針1】地域づくり	【基本方針2】環境づくり	【基本方針3】人づくり
<p><b>「施策の柱」と「施策」</b></p> <p><b>(1)観光、産業分野の施策との有機的な連携による経済の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①フレンチ、日本酒、県産食材等の魅力の発信</li> <li>②本県の特徴を活かした食文化の振興</li> <li>③地場産業等を通じた交流の推進</li> <li>④文化財、文化施設や伝統芸能等の活用推進</li> <li>⑤メディア芸術等の活用推進</li> <li>⑥文化施設や市町村等の相互連携による魅力の発信</li> </ul> <p><b>(2)まちづくり分野の施策との有機的な連携による地域の活力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新たな文化芸術の創造による地域の活力の向上</li> <li>②文化芸術を活かしたまちづくりの推進</li> <li>③文化的景観の継承・活用推進</li> <li>④県民の参画による文化芸術活動の推進</li> </ul> <p><b>(3)文化芸術の国内外への発信と文化交流の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ホームページ等を活用した国内外への情報の発信</li> <li>②文化芸術を通じた交流の推進</li> <li>③文化芸術を活用した外国人の誘客の促進</li> <li>④イベント等の機会を活用した情報の発信</li> </ul>	<p><b>(1)公演、展示等への支援などによる文化芸術の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①文化芸術の鑑賞機会の充実</li> <li>②文化芸術活動への支援</li> </ul> <p><b>(2)誰もが等しく文化芸術活動ができる環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①文化芸術活動ができる場の充実</li> <li>②文化芸術に親しむ機会の充実</li> </ul> <p><b>(3)文化芸術の特性に応じた保護、継承、発展等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本県固有の文化芸術の保護・継承</li> <li>②伝統芸能・民俗芸能等の継承・発展</li> <li>③文化財の保存・活用</li> <li>④世界文化遺産富士山等の文化的景観の保全</li> </ul> <p><b>(4)文化施設等の機能の充実及び活用の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①県立文化施設の活用の促進</li> <li>②文化施設における文化芸術活動の促進</li> <li>③誰もが利用できる文化施設の整備</li> </ul>	<p><b>(1)文化芸術活動を担う人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①伝統芸能・民俗芸能等の担い手の育成</li> <li>②若手芸術家や子どもたち等の交流の促進</li> <li>③文化芸術団体の活動の促進</li> <li>④文化芸術活動を支える人材の育成</li> </ul> <p><b>(2)文化芸術に対する県民の理解の醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①文化芸術を学ぶ機会の提供</li> <li>②文化芸術を楽しむ機会の提供</li> </ul> <p><b>(3)次代を担う子どもの文化芸術を尊重する心の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①子どもが伝統的な文化芸術に触れる機会の提供</li> <li>②子どもが文化芸術を鑑賞する機会の充実</li> <li>③子どもが文化芸術活動に参加する機会の促進</li> </ul>

(出典：山梨県文化芸術推進基本計画の概要より一部抜粋)

3.4. やまなし文化立県戦略（文化振興・文化財課）

本県の豊かな文化的土壌やコロナ禍による環境の変化を踏まえ、文化芸術の振興を通じて、県民の創造力を刺激するとともに、地域に賑わいと心の豊かさをもたらす「文化立県」を目指すため、山梨県文化芸術推進基本計画（3.3.参照。）を踏まえ、アクションプランとして、必要な施策を体系的に整理する「やまなし文化立県戦略」を令和4年3月に策定している。当該戦略の概要は以下のとおりである。

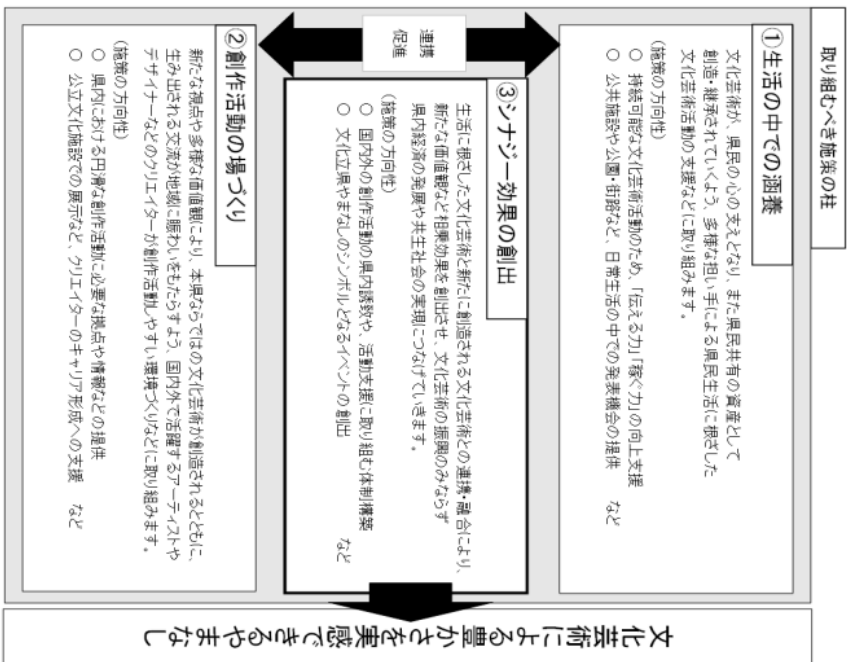
●目指すべきビジョン  
 先人達より承継してきた県民の暮らしに根ざす「内なる芸術文化」と新たな視点に基づく「外からの芸術文化」とのシナジー効果により、文化芸術による豊かさを実感できる社会の実現を目指すとしている。

<p><b>文化芸術による豊かさを実感できるやまなし</b></p> <p>県民の生活の中に根付いている文化芸術と、クリエイターが創り出す文化芸術のシナジー効果により、多様な価値が生まれ、認め合う文化芸術の創造拠点となり、地域に賑わいがもたらされるとともに、自己の可能性を最大限に発揮して自分らしく豊かに暮らせる、多様性が尊重される共生社会の実現を牽引</p>
--

(出典：やまなし文化立県戦略 2022年3月)

●施策体系  
 上記ビジョンの実現に向け、必要になる施策を3つの柱で体系的に整理している。

(施策体系図)



(出典：やまなし文化立県戦略 2022年3月)

### 3.5. 山梨県文化財保存活用大綱 (文化振興・文化財課)

改正文化財保護法(平成30年6月)では、文化財の次世代への確実な継承に向け、地方公共団体や民間団体等の文化財の保存・活用に向けた役割分担の見える化を行い、文化財の保存や活用を総合的・計画的に推進するための枠組みを制度上位置付けるとし、都道府県は「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」を策定できるとされた。

これを受け、本県の文化財を次世代へ着実に継承するとともに、まちづくりや地域振興への更なる活用を図り、現状や課題を踏まえた文化財行政のあり方や文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にするため、これまでの文化財を保護するための取り組みに加え、今後、さらなる文化財の保存・活用を進めていくうえで求められる共通の基盤・指針となる大綱を令和2年3月に策定することとなった。以下、本大綱の概要を記載する。

#### ● 目指す将来像

行政や文化財所有者だけでなく、民間団体など多様な関わりによる地域一体の取り組みにより文化財の保存が図られ、まちづくりや地域振興へ活用されている。

#### ● 方向性及び取組方針

上記将来像の実現に向け、今後目指すべき方向性及び取組方針は以下のとおりとしている。

##### ① 継承・維持管理に関する方向性

「地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組みを促進する。」

⇒ 「文化財保存活用地域計画」や個別の文化財の「保存活用計画」の作成

・ 地域一体となって保存・活用を推進できる基盤構築 など

##### ② 文化財の価値の共有化に関する方向性

「文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティの確立を促進する。」

⇒ ・ 地域にある文化財の調査研究・把握

・ セミナー開催、インターネット等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化 など

##### ③ 活用に関する方向性

「文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。」

⇒ ・ セミナー開催、インターネット等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化

・ 文化財の共同展示や広域的な広報物の作成など、効率的な普及啓発  
・ 域内におけるまちづくり分野との連携による、文化的景観や建造物、史跡など、まちづくりへの文化財の活用 など

### 3.6. 史跡甲府城跡関連（文化振興・文化財課）

#### （1）史跡甲府城跡保存活用計画

史跡甲府城跡は、山梨県甲府市の中心部に位置し、一条小山（標高 300m）と呼ばれる独立丘陵に築かれた約 420 年の歴史を誇る近世の平山城郭である。近世日本の政治・軍事の歴史を知るうえで重要な甲斐の拠点城郭として価値が高いとされ、平成 31 年（2019）2 月に国の史跡に指定されている。

今後、甲府城跡の文化財としての価値をさらに高め、その理解を促し、また甲府城を山梨県の歴史と文化の拠点として位置づけるとともに、それらをまちづくりの核として活かしていくためにはその価値を確実に保存継承し未来に伝えていく必要があることから、令和 2 年 10 月に史跡甲府城跡の保存活用について、中長期的な視点に基づいた方針を取りまとめた「保存活用計画」を策定した。

甲府城跡の望ましい将来像である「大綱」と保存管理・活用・整備・運営体制の基本方針を次のとおり定めている。

（「史跡甲府城跡整備基本計画」第 7 章より抜粋）

#### 【大綱】

- ①甲府城跡の価値を確実に保存し、将来に伝えていくため、史跡を構成する要素について現状把握をした上で日常的な維持管理を適切に行い、必要に応じて計画的な保存修理を実施するなど、厳格な保存管理を行う。
- ②甲府城跡の価値をさらに明らかにしていくため、調査研究を計画的・継続的に進める。
- ③甲府城跡周辺の歴史的眺望・史跡景観は、史跡の価値を視覚的に捉えるための重要な要素であることから、これを将来に継承していく。
- ④甲府城跡の価値を多くの人々に知ってもらうため、調査研究の成果を広く公開し、史跡を学びの場として活かすとともに、甲府城の魅力向上に努め、来訪者が学び楽しむよう、整備を進める。
- ⑤甲府城跡とその周辺の中心市街地との調和をはかり、多様な交流や賑わいを生み出すよう、城とまちが一体となった魅力的な空間の創出を図る。
- ⑥将来にわたり、史跡の保存・活用を適切に、そして継続的に行っていくため必要な組織・体制を確立する。
- ⑦甲府城跡の保存・活用を推進し、その歴史について正しい理解を促すとともに、地域の城としての意識を高め、甲府城跡の価値を、県民、行政機関、地元関係者、関連団体、観光団体など、多様な関係者が連携し、みんなで守っていくしくみ作りを図る。

### ■保存・管理の基本方針

- (1) 本質的価値を構成する要素である縄張り・石垣・堀などの遺構を保存するため、日常的な維持管理を確実に行うとともに自然環境や史跡景観の保全を図り、甲府城跡の価値を将来にわたり伝えていく。
- (2) 保存に必要な調査研究を計画的・継続的に進めていく。
- (3) 現状変更等の行為については、明確な方針を定め、適切に運用していく。
- (4) 追加指定を目指す範囲については、当該地の確実な保存に向け、指定同意の働きかけを行っていく。

### ■活用の基本方針

- (1) 甲府城跡の本質的価値を、多様な来訪者にわかり易く伝えるため、調査研究を進め、その成果を積極的に公開していく。
- (2) 史跡甲府城跡の本質的価値を幅広く活用し、子供たちや県民にその魅力を伝えるため、学校教育や社会教育と連携させた取り組みを推進する。
- (3) 甲府城跡とその城下町を観光資源として活用し、史跡周辺における、地域活性化につながる方法について検討していく。
- (4) 史跡指定地のほとんどは、都市公園として開放されているが、これまで史跡の本質的価値を活かした整備が行われ活用が図られてきた。今後も引き続き、史跡と都市公園のさらなる共存を目指す中で利活用を進めていく。

### ■整備の基本方針

- (1) これまで行われてきた整備内容について再検討し、甲府城跡の今後の保存と活用に向けた整備事業を計画的に実施していくための整備方針を定める。
- (2) 史跡の本質的価値を保護するため、日常的な維持管理を適切に行い、き損及び危険箇所を事前に把握した上で、必要に応じて計画的な保存修理を実施していく。
- (3) 多様な来訪者に甲府城跡の価値や魅力を理解してもらうため、本質的価値をより顕在化させる整備を実施するとともに、一元的なガイドシステム機能に係る施設整備について検討する。
- (4) 城から見る城下町、また城下町から城を望む視点を確保し、甲府城跡が確す史跡景観と、その周辺一帯を含めた歴史的眺望の維持・向上を図るための整備について検討する。

### ■運営・体制の基本方針

- (1) 本計画に基づいた史跡の保存・活用のため、必要な運営・体制を整備し維持し、効果的かつ円滑な事業運営を目指す。
- (2) 将来にわたり史跡の保存・活用を適切かつ継続的に行っていくために、官民一体となった協働体制づくりを目指す。

### (2) 史跡甲府城跡整備基本計画

本計画は、令和2年10月に策定した「史跡甲府城跡保存活用計画」に基づき、本県を代表する貴重な歴史遺産である甲府城跡を保存し、その価値を次世代に確実に継承し活用していくため、城がもつ多様な価値を明らかにし、地域の誇りとするにふさわしい史跡とするための整備方針を定めたものであり、令和4年3月に策定され、令和4～18年度までの15年間を計画期間としている。

本計画は、保存活用計画において示した保存・活用と整備の方針に基づき、現状を正しく把握し、課題を整理した上で、今後実施する整備事業の根幹となる基本理念を掲げるとともに、事業実施期間における具体的な整備内容や各種調査、スケジュールなどを詳しく示すことを目的としている。

本計画の概要は以下のとおりである。

#### 整備の理念

##### ～目指す甲府城跡の姿～

**本物を感じ 価値を共有し みんなで守り伝える 地域の「城」**

##### 調査研究を行い、価値ある、歴史的・文化的資産を未来に伝える

→調査研究を継続的に行い甲府城跡の本来の姿を明らかにし、本質的価値を確実に継承する。

##### 史跡の価値を可視化し、地域づくりの拠点としていく

→甲府城跡の様々な価値をわかりやすく伝える整備を行い、山梨県の歴史的ランドマークとしての存在感を高める。

##### 城の魅力を観光振興や地域活性化につなげる

→甲府城跡の価値を積極的に発信し、史跡の価値を軸に観光拠点としてのイメージ向上を図り、まちづくりに活用することで周辺地域の活性化につなげる。

(出典：史跡甲府城跡 整備基本計画 概要版)

#### ●基本方針

##### 【調査研究】

甲府城跡の本質的価値を解き明かす

##### 【保存整備】

本質的価値の確実な保存と適切な保存修理の実施

##### 【活用整備】

本質的価値を正しく分かりやすく伝える整備の推進と城郭らしい景観の確保

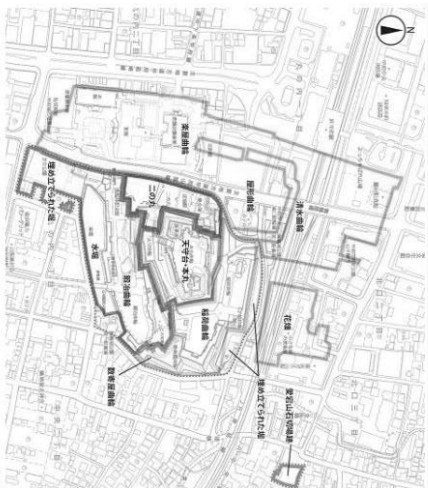
##### 【公開・活用】

甲府城の歴史を身近に感じられる機会の創出

##### 【体制整備】

官民一体となって協働する保存活用体制の構築

地区別の整備方針



**鑿石石切場ゾーン**  
 ・城と石切場が連続するという甲府城跡の特徴を顕在化させる整備を行う。  
 ・現地は未公開であることから、これを安全に公開するための環境整備を行う。  
 ・城と石切場跡をつなぐ回遊動線の整備を行う。

**稲荷曲輪・数寄屋曲輪ゾーン**  
 ・野面積み石垣や曲輪の構造等について、現地でわかりやすく伝える方法について検討整備を行う。

**天守台・本丸ゾーン**  
 ・天守台からの眺望についてわかりやすく解説し、ここからの眺望の意味を来訪者に伝える。

**埋め立てられた堀ゾーン**  
 ・史跡の特徴(階層的な曲輪・石垣・水堀等)を視覚的に体感できる場所であることから、堀を一部復元整備して史跡景観を復元し視点場の整備を行う。  
 ・来訪者にとって心地よい憩いの場を提供するための環境整備を行う。

**二の丸ゾーン**  
 ・現況図がない  
 ・石垣については、3次元測量等を行い、現状把握を確実に行う。

史跡以外の内城ゾーン

・甲府城跡石垣展示室、甲府市歴史公園山手御門、鉄門・稲荷櫓(史跡内の4箇所)の展示施設について、統一的なコンセプトに基づいた展示のための検討を行う。  
 ・大手門など指定地外の重要な遺構の顕在化について検討する。  
 ・史跡その周辺の回遊動線のおり方について検討する。

(出典：史跡甲府城跡 整備基本計画 概要版)

《参考》

甲府城跡の価値

**【本質的価値】**

1. 近世日本の政治・軍事の歴史を知るうえで重要な甲斐の拠点城郭  
 甲府城跡は東日本における初期段階の織豊系城郭であり、江戸時代には、関東を守護する要とされ、徳川重臣の城主が置かれました。築城期から江戸時代を通じて、当時の政治・軍事の状況と築城当初の技術を知る上で重要なお城です。
2. 城郭の形態的特徴を留める階層的な縄張りと史跡景観  
 独立した丘陵稜頂部にある天守台・本丸を中心として、その周囲に天守曲輪・稲荷曲輪・数寄屋曲輪・鍛冶曲輪などを階層的に配置する縄張りの特徴が、このことにより残っています。
3. 築城期のすかたを良好に残す野面積み石垣  
 天守台を筆頭に各所で高さ10m級の野面積みの石垣は、特に稲荷曲輪・東側の高さ約20mの「短返し」切配の高石垣は、東日本最大級を誇ります。これらは近江国志賀郡坂本を本質地とする穴太の石積み技術の系譜にあたるものと推定されます。
4. 時代の変遷を示す遺構と出土品  
 金箔瓦や焼瓦、豊臣家や浅野家の家紋瓦、鉄門・稲荷櫓など城内建造物の礎石等、豊臣や出土品や遺構は、織豊期から始まる甲府城の歴史をよく伝えています。
5. 城内及び城近接地(鑿石山)に残る石切場跡  
 甲府城が築かれた小山は、安山岩の岩盤であり、石材供給源でもあり、各所には石切場跡が残っています。また、城の北側にある鑿石山麓に石切場跡が確認されており、城と石切場がセットでのこの点で貴重です。

(出典：史跡甲府城跡 整備基本計画 概要版)

3.7. 世界文化遺産富士山包括的保存管理計画 (世界遺産富士山標)

2013年(平成25年)6月の世界遺産一覧表への記載にあたり、ユネスコ世界遺産委員会から、資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として管理するために、管理の方法・体系(システム)を運営可能な状態にするよう勧告があり、これを受け、文化庁・環境省・林野庁・山梨・静岡両県、地元関係市町村等は、2013年(平成25年)イコモス評価書及び第37回世界遺産委員会決議の内容等を踏まえ、2014年(平成26年)12月に富士山世界文化遺産協議会が採択したガイジンジョン・各種戦略の内容にも十分留意し、富士山の保存管理の一層の推進を図る観点から、2016年(平成28年)1月に既存の計画の改定を行った。なお、その後も一部改定があり、2022年(令和4年)3月版となっている。

本計画では、資産及びその周辺環境の現状について把握し、「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の観点から解決すべき課題の整理を行った上で、「顕著な普遍的価値の保存管理」を確実に行うために、『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」及び『芸



術の源泉』の側面に基づき「展望地点・展望景観」の2つの観点から、「ひとつの存在(an entity)」として、また「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」としての一体的な保存管理の方向性及び課題を解決するための施策について明示している。また、資産の保存管理及び周辺環境の保全の施策を実際に進めていくための行動計画を定め、具体的な工程を明示している。

そして、資産が持つ顕著な普遍的価値について整理し、構成資産及び構成要素の位置付け・概要をまとめ、資産及びその周辺環境の現状及び課題について、以下のとおり基本的方針を定めている。(以下、本冊第4章より抜粋。一部監査人加工。)

#### 1. 顕著な普遍的価値の保存管理

富士山の顕著な普遍的価値が『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から成ることについて整理するとともに、それぞれの側面について、富士山信仰の中核を成す「登拝・巡礼の場」及び芸術作品の源泉となった「展望地点・展望景観」の観点からの保存管理を実施する。同時に、2つの側面を表す25の構成資産を「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」として捉えた保存管理を実施する。

#### 2. 周辺環境との一体的な保全

富士山の裾野を含む山麓の区域(資産とその周辺環境)は、人々の暮らしや生業の場であり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地でもあることを考慮し、地域社会の積極的な関与の下に「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の管理手法を反映した保全を実施する。そのため、資産の現状・立地及びその周辺の土地利用状況等に基づき、顕著な普遍的価値を表す資産の周辺に適切な範囲の緩衝地帯を設定し、資産と周辺環境の一体的な保全を行う。同時に、土地利用状況等を考慮し、自主的に保全を図る区域として、緩衝地帯の隣接地に保全管理区域を設定する。

#### 3. 整備・公開・活用の促進

個々の構成資産及び構成要素としての状態に応じて、それぞれ適切な修繕等の整備を行うとともに、良好な風致景観の維持・促進に必要な整備を行う。また、来訪者及び地域住民が資産の顕著な普遍的価値及び構成資産間の関係性・つながりを総合的に理解し、その適切な活用を行うことができるように、調査・研究を推進し、その成果に基づき、資産の全体及び個々の構成資産・構成要素の整備・公開の施策を推進する。

#### 4. 体制の整備・運営

広範囲に及び資産及びその周辺環境を「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつの文化的景観(a cultural landscape)」の観点から一体的に保存管理・保全し、遺漏のないものとしていくために、関係法令等を所管する行政機関・地域住民、資産の保存管理に取り組み団体等の関係者が、学術的な見地からの助言を踏まえつつ、十分に連携することのできる体制を構築する。

#### 5. 行動計画の策定・実施

本計画に定めた基本方針に基づき、資産の保存管理及び周辺環境の保全の施策を実際に進めていくための行動計画を定める。

#### 6. 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～

資産の保存管理及び周辺環境の保全の状況を把握するために、上記の1～5の基本方針に基づき諸施策の実施・遂行について適正な指標の下に経過観察を行う。その結果、負の影響が確認又は予見された場合には速やかに原因の除去又は影響の軽減のための対策を立案・実施し、施策の実施が遅れている場合又はその効果が見られない場合には適切に施策の内容・工程の見直しを行う。

### Ⅲ. 外部監査の結果

#### 1. 指摘事項又は意見事項の一覧

- No.1.【意見事項】食堂業務の再委託先への管理について
- No.2.【意見事項】食堂事業に係る収入の報告について
- No.3.【意見事項】未利用備品の棄却手續について
- No.4.【意見事項】保有個人情報管理の管理体制について
- No.5.【指摘事項】施設・設備の修繕工事の実施内容等について
- No.6.【意見事項】取扱いが曖昧な備品の処理について
- No.7.【指摘事項】備品管理の現物実査について
- No.8.【指摘事項】管理業務の経費で購入した備品に係る県への報告について
- No.9.【指摘事項】受贈備品の簿外管理及び他団体所有備品の現場管理について
- No.10.【意見事項】有料公園施設の供用日及び利用時間の拡大に係る実態調査について
- No.11.【意見事項】キャンセル料の徴収について
- No.12.【意見事項】「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に資する事業提案について
- No.13.【意見事項】スポーツ振興業務及びスポーツ講習会開催業務について
- No.14.【意見事項】大規模地震等の発災時に必要な備品の整備要求について
- No.15.【意見事項】有料公園施設の利用料金のおり方について
- No.16.【意見事項】保有個人情報管理の管理体制について
- No.17.【指摘事項】不自然な分割発注の修繕工事は是正指導について
- No.18.【意見事項】施設規模に対応した修繕工事の取扱いの見直しについて
- No.19.【指摘事項】指定管理業務の用に供されている県所有備品の適正な管理指導につて
- No.20.【指摘事項】寄贈備品の受入処理及び収支決算のチェック漏れについて
- No.21.【意見事項】指定管理業務に係る指定期間のあり方について
- No.22.【意見事項】有料公園施設の利用料金のおり方について
- No.23.【意見事項】「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に係る提案事項の審査について
- No.24.【意見事項】収支報告での退職引当積立金の取扱いについて
- No.25.【意見事項】事業報告書とモニタリングサイトの整合性について
- No.26.【意見事項】体育館における未廃棄マット(体操用)について
- No.27.【意見事項】保有個人情報管理の管理体制について
- No.28.【意見事項】現金管理について
- No.29.【意見事項】公園にある障害者用ゾールの取り扱いについて
- No.30.【意見事項】電気料高騰に伴う追加指定管理委託料のより適切な算出について
- No.31.【指摘事項】金庫内部の管理不備と金庫内部に対するモニタリングの不備

- No.32.【指摘事項】収支決算の作成方法が示されていない
- No.33.【意見事項】指定管理者の収支決算と所轄課が管理するモニタリングサイトの様式について
- No.34.【指摘事項】収蔵資料の迅速な整理及び管理台帳への登録について
- No.35.【意見事項】収蔵資料の有効活用状況の開示の仕組みについて
- No.36.【意見事項】収蔵庫の場所明記について
- No.37.【指摘事項】監視カメラのデータ保管期間について
- No.38.【意見事項】金庫の番号管理について
- No.39.【指摘事項】金庫内保管物の管理について
- No.40.【意見事項】備品原簿の管理対象の整理について
- No.41.【意見事項】入館料のキャッシュレス決済導入について
- No.42.【指摘事項】QRコードを利用したアンケートの回答件数の向上について
- No.43.【意見事項】事業運営の諮問・意見具申機関のスムーズ化について
- No.44.【意見事項】館内遊休スペースの有効活用について
- No.45.【指摘事項】農薬の使用管理簿の作成と管理徹底について
- No.46.【指摘事項】調整池の公有財産台帳への未登録について
- No.47.【指摘事項】監視カメラのデータ保存期間について
- No.48.【意見事項】収蔵庫鍵管理簿の記載漏れについて
- No.49.【指摘事項】出土品の管理台帳へのアクセス制限について
- No.50.【指摘事項】現品抽出調査に係る結果の回付帳票について
- No.51.【指摘事項】備品の管理番号の管理について
- No.52.【指摘事項】長期未使用備品について
- No.53.【指摘事項】金庫の番号管理について
- No.54.【指摘事項】金庫内保管物の管理について
- No.55.【指摘事項】遺失物の管理徹底について
- No.56.【意見事項】監視カメラデータの個人情報保護対応について
- No.57.【意見事項】協議会委員の留任期間の例外的取扱いについて
- No.58.【意見事項】古墳群等の一部エリアの管理区分の明確化について
- No.59.【意見事項】ハチ被害と駆除状況についての公表について
- No.60.【意見事項】未買収土地に対する適切な対応について
- No.61.【意見事項】古い遊休備品の処分等適切な処理について
- No.62.【意見事項】出土品の個別管理について
- No.63.【意見事項】資料搬入・出管理票の整理実施によるストック情報の把握について
- No.64.【指摘事項】指定管理業務の外部委託の事前承認について
- No.65.【意見事項】別途補償金がある場合の計画を上回る利益が発生した場合の納付について
- No.66.【指摘事項】収支報告に係る消費税納付相当額の取り扱いについて

No.67.【指摘事項】利用料の徴収について

No.68.【意見事項】デジタル展示物の保守業務の再委託先の選定について

No.69.【指摘事項】助成金等の収支報告への記載漏れ

No.70.【意見事項】自主事業に係る収支金額の適切な報告について

No.71.【意見事項】アンケート集計のシステム利用について

No.72.【意見事項】指定管理業務範囲の再確認について

No.73.【意見事項】収支報告への恣意性低減対応について

No.74.【意見事項】50%返還スキームの合理性について

No.75.【意見事項】施設利用者数の考え方について

No.76.【意見事項】「スポーツで稼げる県」に向けた具体的な実践的な実行計画の策定について

No.77.【意見事項】企画提案審査会の公平性及び客観性確保について

No.78.【意見事項】全国障害者スポーツ大会選手団等の意見の吸い上げを行う体制の構築について

No.79.【意見事項】青少年センター内施設管理部門ごとの連携について

No.80.【指摘事項】補助対象業務の明確化について

No.81.【意見事項】補助対象となる退職給与引当金の期間帰属の適切化

No.82.【意見事項】補助対象となる人件費予算の上限設定について

No.83.【意見事項】一定額以上の予算流用の適正化について

No.84.【意見事項】補助金交付要綱に従った添付書類の提出について

No.85.【意見事項】仕入税額控除の有無につき、補助金要綱に報告等の規定の要否検討について

No.86.【意見事項】適正な予算設定について

No.87.【指摘事項】備品原簿の整理について

No.88.【意見事項】委託料の基礎となる必要経費の見積りと実績の比較について

No.89.【意見事項】家庭環境や経済的環境を配慮した、フオーアツプ事業の設置について

No.90.【意見事項】定量的な目標の設定と評価の実施について

No.91.【意見事項】補助金同一交付先の複数回交付状況の是正について

No.92.【意見事項】地域の地形にあったレンタル自転車への切り替えの検討

No.93.【意見事項】レンタル自転車の対面式の賃貸方法の検討

No.94.【指摘事項】補助金交付先に対する消費税等仕入控除確定報告書の提出要否の確認について

No.95.【意見事項】県側での価格認定書の入手について

No.96.【意見事項】ペンレットにかわる情報提供ツールについて

No.97.【意見事項】定量的な目標の設定と評価の実施について

No.98.【意見事項】富士山レンジャーの人材確保について

No.99.【意見事項】カード等決済の収納実施報告書における日付の齟齬について

No.100.【意見事項】開山期間以外の徴収業務実施について

No.101.【意見事項】キャッシュレス決済利用者への領収書発行対応について

No.102.【意見事項】入山料として強制徴収制導入の検討について

No.103.【意見事項】基金運用方法の検討について

No.104.【意見事項】実績報告書の添付書類について

No.105.【指摘事項】公園利用指導・自然解説業務負担金の使途確認について

No.106.【意見事項】清掃業務実施報告書(様式3)における「確認欄」への確認日の記載

No.107.【指摘事項】破産手続開始決定がされている相手先の未収金の取り扱い

No.108.【意見事項】取引先への与信限度額の設定について

No.109.【意見事項】固定資産台帳の運用について

No.110.【意見事項】特定個人情報(いわゆるマイナンバーのこと)の管理

No.111.【指摘事項】会計帳簿及び決算書類の整備について

No.112.【意見事項】「山梨県指定管理者の個人情報の保護に関する要綱」の廃止に伴う対応について

## 2. 総合的監査意見

### 2.1. 出先機関の現金等管理について

県立美術館及び文学館の監査手続において、金庫内の現物確認を実施したところ、合わせて100万円近い現金及び現金同等物が保管されたままとなっていたことが発見された。(160頁参照。)

県立美術館・県立文学館に対しては、県内部の検査として、出納局の会計検査が3年に1度の頻度で定期的に行われていることであるが、検査手続としては、現金出納を行っている機関に対しては、金庫内の確認は行っていない<sup>4</sup>とのことであった。発見された現金等については、長期間金庫内に放置されたままになっており、県としても今回の監査指摘で、初めてその存在を認識したものであった。

今回の事案を受け、現金出納を行っている機関以外の金庫内に適切に処理されていない現金等が保管されていないか、内部的な検査において定期的に確認する仕組みが必要であると考えられる。金庫内には、拾得物と考えられる財布や携帯電話も含まれていたことから、検査対象機関及び部署が現金出納を行っているか否かは、これを限定せず実施すべきである。

今回の事案は、県立美術館及び文学館の担当者の「あるはずはない」という「思い込み」によるものが根本的にあると考えられ、さらに、美術館等については現金出納を行っておらず、出納局の会計検査の検査対象からも金庫内検査は除外されていたことから、長期間その存在が把握されなかったものである。

今後の対応としては、所管課内での自己点検は勿論ではあるが、定期的に所管課外の検査を実施することで、適切な現金等の管理体制が担保されるものと期待される。もちろん、現金出納を実施しない機関については、現金出納を実施している機関と比較して、現金等の管理が不適切となるリスクは一般的には相対的に低くなるものと推定される。そのため、検査内容(検査項目及びその検査手続)や検査の頻度を低めに設定することも十分に合理的であると考えられる。寧ろ、全ての機関について、闇雲に一律に検査内容等を設定するのではなく、リスクの発見見込みに応じた、効率的かつ実効性のある検査手続(リスク対応手続)を策定するよう要望する。

### 2.2. 通知文書の認識もれ及びその対応

個人情報保護法の改正により、令和5年4月1日をもって、山梨県個人情報保護条例が廃止され、その結果、同条例第51条に基づき定められた山梨県小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、緑が丘スポーツ公園(以下、「公園」とする。)の各「個人情報保護の保護に関する要綱」も同日付で廃止されることになったため、令和5年3月29日付で総務部行政経営管理課から、各施設所管課宛に個人情報の保護に関する要綱を作成する旨の通知文書が発出された。

しかし、監査中に当該要綱の制定がなされていないことが発覚することとなり、実際に各公園の「個人情報の保護に関する要綱」が制定されたのは、令和5年10月23日と大きく遅れたこととなった。(359頁参照)

制定が遅れた直接の原因としては、本件通知の発出が年度末であったところ、年度末の繁忙期に伴う文書未確認により、担当者が本件通知文書の内容を認識することが遅れたことに起因するものである。なお、文書の管理については、行政手続の根本に関わる事項であり、県では行政文書管理規程を定め適正な管理を期していることから、今後は同様のミスがないよう文書管理の徹底を要望する。

なお、県では、文書の收受・起案・決裁・施行・保存・廃棄までの一連のサイクルを電子的に管理する「総合的行政文書管理システム」(以下「文書管理システム」とする。)を導入している。庁内の他の所属あての文書を文書管理システム上で起案した場合、決裁を受けた後に他の所属への送付処理を行うと、あて先の所属の到達文書一覧に登録される。到達した文書は、各担当のリーダー以上の職員により、担当者への振り分けが行われ、初めて文書の処理が可能になる。

発送元の所属において、従来の文書管理システムでは発送後に文書が宛先の所属でどのような状態にあるか確認ができない仕様となっていたが、令和5年7月に文書管理システムの改修が行われ、宛先の所属において担当者への振り分けが行われ、処理可能な状態となったかが確認できるようになった。(システム上で「受領済み」と表示される)

上記システム対応に基づき、通知文書のステータス管理を徹底することで、今回の事案のように、送付先担当者が通知文書の認識が漏れることについて、一定のリスク低減が図られたものと評価できるが、完全に文書システムへ依拠するのではなく、例えば、行政文書のうち特に重要なものについては担当課に別途アナウンスをするなど、プライオリティを付けた対応方法も考えても良いのではと思考する。

<sup>4</sup> 入場料等の収納は指定管理者が行っている。

### 2.3. 指定管理業務の収支報告に係る作成規範の整備

各施設の監査を実施した際、指定管理業務に係る収支報告（決算）について、以下の事項が発見された。

施設名など	発見された事項
富士山世界遺産センター	指定管理者が受領した雇用調整助成金及び休業要請協力金について収支報告書に記載されていないことについて
美術館、文学館及び芸術の森公園	・人件費の金額は予定額を計上しており、当該金額と実際発生額には、差額が発生していることについて（見積額に基づく場合のルールについて） ・収支報告（決算）の作成規範の整備について
県民文化ホール	・県からのコロナ休業補償金の取扱いについて ・税込額による報告に基づき、消費税額の調整未実施について
富士北麓公園	支出項目の中に含まれる、退職引当積立の取扱いについて

（詳細は、各施設の報告書箇所を参照。）

県所管の指定管理制度が導入されている一部施設について、令和2年度からコロナ補正予算による追加委託料が決定されたことに伴い、協定書において実績の一部を県に納付する仕組みとなっている。具体的には、収支が黒字となっても、半分は経営環境の改善によるものであり、残り半分は指定管理者の経営努力によるものと仮定し、収支差額（黒字）の半分を県に納付することとしている。

しかし、今回の監査で確認された事項で、例えば、指定管理業務に係る収支は税込額で報告を行っているため、指定管理者が消費税の課税事業者の場合は、別途、支出項目として指定管理業務に係る消費税の納税額を含めることが合理的と考えられるが、今回の監査対象となった施設には、当該消費税額の調整を行っていない施設も見られた。このような状況である場合、収支差額の算出過程が消費税処理の点において少なくとも事業者間で相違しており、結果として県への納付額に影響し、事業者間の公平性に問題があると思われる。

また、該当するケースは極めて稀かと思われるが、一般論として、利益を追求する事業者を想定した場合、収支決算の利益を少なくすれば返金額を少なく

きるため、収入を少なく又は支出を多く計上してしまう、いわゆる「粉飾決算」の可能性（リスク）も想定できるところである。

このような状況に対応するため、指定管理者が収支報告（決算）を行う際にその指針となる、収支報告（決算）に関する作成規範を制定すべきであると思料する。その際に考慮すべき具体的な事項としては、168頁に記載しているため参照していただきたいが、各指定管理者の事業資源（人や資金）や採用している会計方針等、事業者を取り巻く経営環境がそれぞれ相違することが一般的であること、また、事務の煩雑性や理解して対応することが困難となることが想定されることから、あまり詳細に定めるのではなく、収支決算の作成に関する考え方や方針を示すものが有用であると考ええる。さらに、当該作成規範を制定することで、指定管理業務を管轄する所管課の特に収支報告へのモニタリング機能に係るその指針が明示されることにも繋がるため、効率的かつ効果的なモニタリング機能の発揮も期待できることとなる。

### 2.4. VF甲府に対する減免措置の具体的な見直し（出口戦略）について

小瀬スポーツ公園陸上競技場をホームスタジアムとするVF甲府の運営会社である㈱ヴェンツォーレ山梨スポーツクラブ（以下「㈱VF山梨」という。）は、小瀬スポーツ公園に設置されている陸上競技場（JITリサイクルスタジアム）を利用する際には、過去の経営危機に際しての主要株主間での申し合わせ（平成13年1月25日）等に基づき、施設及び設備の利用料金の減額と広告料の全額免除を継続している。しかし、既に㈱VF山梨の経営状況については、債務超過を解消し、繰越欠損も減少していることから、今後、これらの減免措置の出口戦略を具体的に検討するよう要望する。

#### 【現状】

#### ① VF甲府に対する減免実績について

VF甲府が陸上競技場を使用する際の利用料の減免実績は次の表のとおりである。

【VF甲府：陸上競技場施設等の年間減免実績】 (単位：円)

区 分	令和4年度・年間21試合			合 計
	施設利用料	設備利用料	広告料	
正規料金	10,163,672	7,073,800	73,271,072	94,608,544
減免額	7,857,932	3,536,900	73,271,072	84,665,904
VF甲府負担額	2,305,740	3,536,900	0	5,842,640
負担割合	22.7%	50.0%	0.0%	6.5%

区 分	令和3年度・年間24試合			合 計
	施設利用料	設備利用料	広告料	
正規料金	10,112,298	6,570,240	79,378,769	96,061,307
減免額	7,841,788	3,285,120	79,378,769	90,505,677
VF甲府負担額	2,270,510	3,285,120	0	5,555,630
負担割合	22.5%	50.0%	0.0%	5.8%

出所：山梨県スポーツ協会提出資料に基づき監査人作成

上記の表にあるとおり、VF甲府がホームスタジアムである陸上競技場を利用しJリーグのホームゲームを戦う場合、令和4年度における施設利用料の実績は231万円（この項では四捨五入。以下、同様。）で正規料金の22.7%、設備利用料は354万円（正規料金の50%、広告料は全額免除となっており、年間21試合での自己負担額合計は584万円であった。正規料金での合計は9,051万円であったため、8,467万円の減免で自己負担割合は6.5%であった。ちなみに、令和3年度における施設利用料、設備利用料及び広告料の自己負担額（年間24試合）合計は556万円であり、正規料金での合計が9,606万円であったため、9,051万円の減免で自己負担割合は5.8%であった。

② 公園条例における減免規定について

そもそも有料公園施設の利用希望者は、山梨県都市公園条例（以下「公園条例」という。）第14条第1項に基づき、指定管理者の承認を得て利用することとなるが、指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができるとされている（公園条例第16条第5項）。ここで「規則で定める場合」とは、山梨県都市公園条例施行規則（以下「施行規則」という。）第6条第1号乃至第3号所定の事項等をいう。これらの規定のうち、施行規則第6条第3号に規定されている「知事が特に必要と認めるときに該当する「知事が相当と認める額」とは、「VF甲府問題主要株主申し合わせ」（平成13年1月25日）の全8項目のうち、「5. 山梨県は、ヴァンフォーレ甲府の経営状況を踏まえ、スタジアム使用料の減免を検討する。」に基づいて決定した額と考えられる。ちなみに、主要株主とは、山梨県、甲府市、韭崎市及び山日YBSグループを指す。

この結果として、施設利用料は公園条例別表第6に規定する「ヴァンフォーレ金」まで減額されており、現在も継続した状態であり、令和4年度の負担割合は22.7%であった。

また、設備利用料は、正規料金の50%まで減額されており、現在も継続した状態である。

さらに、広告料については、正規料金の全額が免除されており、現在も継続した状態であるが、直接、前記の「VF甲府問題主要株主申し合わせ」の明文の条項に基づくのではなく、別途「知事が相当と認める額」により定められているものと考えられる。

【参考】

公園条例別表第6（第16条）

「イ 野球場等を利用する場合」

「ヴァンフォーレ甲府のために利用する場合」・「ヴァンフォーレ甲府に係る大会等のために利用する場合」・「有料大会等のために利用する場合」

⇒ 「入場料金総額の20分の1に相当する額。ただし、その相当する額が39,600円に満たないときは39,600円とし、その相当する額が99,000円を超えるときは99,000円とする。」

「ヴァンフォーレ甲府以外のために利用する場合」・「有料大会等のために利用する場合」

⇒ 「入場料金総額の20分の1に相当する額。ただし、その相当する額が396,000円に満たないときは396,000円とする。」

【課題点及び今後の対応策】

① VF甲府の経営危機及び主要株主の支援策について

VF甲府は、平成9年に法人化され、翌平成10年にJリーグ（J2）に参入した。その翌年、平成11年から3年間はJ2で最下位となり、平成12年にはクラブの存続危機に見舞われた。そこで、平成13年には、山梨県を筆頭に主要株主がまとめた「ヴァンフォーレ甲府の経営に関する主要株主の申し合わせ」（平成13年1月25日）に基づき、「ヴァンフォーレ甲府経営委員会」の設置、定期的な経営状況及び目標達成状況の把握及び県民市民への周知等が決定された。そして、「当分の間、継続したチーム運営を行うことができる体制の確立を最重点課題とし、2001年度は、実質単年度収支のパランスのとれるチーム運営を目指

す」こととし、経費節減と若手選手の育成等によるチームの強化を図り、最下位脱出を目指し、2億円強程度の出の運営を行うとしていた。

また、収支ギャップを埋めるために、「観客動員数」、「クラフサポーター数」、「広告収入」等に関して、目標を定めたうえで、主要株主が必要資金の調達（山日YBSグループ）、広報・広告活動（主要株主）、広告料収入等の確保（山梨県、甲府市及び韮崎市）、クラフサポーターへの加入の促進やまちづくりの一環での商店街における旗やポスターの掲出等の依頼を行うなど（甲府市及び韮崎市）の支援策を展開している。

このような主要株主の支援策の展開により、次のとおり経営収支の状況が改善してきている。

【VF甲府の経営収支等】

（単位：千円）

年度	営業収益	営業費用	経常利益	純利益	繰越損益	摘要
平成9年度	111,510	263,381	△151,870	△151,870	△151,870	法人化
平成10年度	74,115	312,937	△238,821	△238,821	△300,692	J2参入決定
平成11年度	209,939	226,412	△16,473	△939	△391,632	J2昇格
平成12年度	182,604	240,285	△57,681	△58,563	△450,195	経営危機
<b>平成13年度</b>	<b>251,748</b>	<b>240,211</b>	<b>5,286</b>	<b>2,582</b>	<b>△447,613</b>	<b>支援策展開・単年度黒字</b>
平成14年度	364,101	352,560	7,891	3,412	△444,200	単年度黒字
平成15年度	498,352	475,428	18,742	8,236	△435,964	単年度黒字
平成16年度	582,334	548,170	30,687	15,587	△420,376	単年度黒字
平成17年度	670,669	575,844	91,763	48,977	△371,399	J1昇格
<b>平成18年度</b>	<b>1,343,209</b>	<b>1,100,114</b>	<b>245,589</b>	<b>134,918</b>	<b>△236,481</b>	<b>債務超過解消</b>
～	～	～	～	～	～	～
令和2年度	1,228,881	1,278,017	△21,992	△52,667	△154,109	単年度赤字
令和3年度	1,291,863	1,227,467	83,976	67,225	△86,884	単年度黒字
令和4年度	1,563,954	1,527,819	54,532	26,286	△60,598	単年度黒字

このような経営収支の改善状況の背景の中で、山梨県は、「ヴァンフォーレ甲府の経営状況を踏まえ、スタジアム使用料の減免を検討する」等の役割を担ってきた。その結果として、小瀬スポーツ公園の指定管理者の決算の中では、スタジアム施設及び設備の利用料金の減額や広告料の免除が続いているのである。

現在の「ヴァンフォーレ甲府の経営状況」は、主要株主の支援策の成果や試合での好成績等を反映して好転し、令和3年からは繰越欠損金（利益剰余金のマイナス）も激減しており、令和4年度では△6,060万円となり、令和2年度と比較して4割以下になっている。この数年で貸借対照表から繰越欠損金が消滅する

ことも現実になろうとしている。

② 「出口戦略」としての施設等の減免の今後の見通しについて

確かに、VF甲府の経営危機に際して、主要株主による申し合わせをとりまとめ、VF甲府を様々な面で支援してきた成果が結実していると言える。それに対して、「ヴァンフォーレ甲府の経営状況」を好転させるための支援策は、どのような基準に基づき打ち切ることができるのであろうか。このような「出口戦略」と言える指標が主要株主の間で明確に共有されているか、不明である。

VF甲府の経営状況の改善によって、団体としての自立性について確立していることが確認できる場合、施設等の利用料の減額や広告料の全額免除はVF甲府に対する過度な助成となり、却って自律的な経営に対する弊害の発生が懸念される。現在の利用料金の減免が不必要に継続するとした場合、小瀬スポーツ公園の陸上競技場をホームスタジアムとして使用するVF甲府が、通常の利用料金の中に理論的には含まれているはずの施設費部分（イニシャルコスト）をいづまでも負担しない現状になれらることで、フリーライダー的な弊害が生じることが懸念されるのである。

さらには、老朽化が進む陸上競技場の施設等に対する維持管理の修繕や改修・改築等の必要性について、陸上競技場をホームスタジアムとして使用するVF甲府にも一定の割合（減価償却費の一部など）で負担する貢献の意識を主要株主と共に共有すること自体、少なからぬ意義があるものと考えられる。

③ 減免措置の「出口戦略」としての経営状況の評価について

山梨県が主要株主として担ってきた支援策のうち、少なくとも陸上競技場の施設等の利用料の減免に関する「出口戦略」を意識して検討する必要があるものと考えられる。そのためには、VF甲府の直近の決算状況に基づき、「ヴァンフォーレ甲府の経営状況」（主要株主申し合わせ（平成13年1月25日）の現状が好転している事実、特に「繰越欠損金」の解消に向けた推移等の情報を共有することが重要であると考えられる。

以下では、令和2年度から令和4年度までの決算書に基づき、VF甲府の運営主体である㈱VF山梨の経営分析を行い、好転した経営状況を図やグラフにまとめ、いわゆる「見える化」した。VF甲府の自律的経営のためにも財務分析指標に表れている「出口戦略」への示唆について、県施設所管課をはじめ、山梨県関係諸機関に共有してもらうことを目的とし、経営分析の結果を示すこととする。

7. ㈱VF山梨の決算推移について

㈱V F山梨の過去3年間の決算書に基づき、財政状態や経営成績を一覧表にまとめたものが次の貸借対照表及び損益計算書である。

貸借対照表からは、主要株主の拠出した資本金が3億6,700万円であり、この資本金を含む総資産が8億4,318万円、負債は5億3,678万円、純資産は3億640万円であることが分かる(令和4年度ベース)。資産の内訳のうち、流動資産である「現金及び預金」が4億8,699万円(令和4年度)と、2年前より1億円以上の大幅な増加となっている。その要因の一つは、損益計算書で示されている純売上高の増加、中でも「3. シーズンスタートプログラム」や「5. その他収益」の急増が貢献しているものと考えられる。

これらの財務情報を基礎データとして、以下では、経営指標分析を実施する。

貸借対照表	区分	R3年度	R4年度	R5年度
<b>【資産の部】</b>				
1 流動資産	503,881,144	610,389,438	658,612,689	
現金及び預金	389,802,473	498,997,278	486,994,655	
たな卸資産	30,091,421	26,846,787	39,679,279	
未収入金	92,453,438	84,134,280	121,099,142	
その他	4,531,546	44,221,113	10,939,613	
2 固定資産	145,182,623	140,731,938	184,989,385	
1 有形固定資産	97,381,394	94,761,890	138,810,704	
2 無形固定資産	47,797,755	74,984	74,984	
3 投資その他の資産	44,003,484	45,936,282	45,683,707	
<b>資産の部合計</b>	<b>649,023,767</b>	<b>751,172,574</b>	<b>843,182,084</b>	
<b>【負債の部】</b>				
1 短期負債	224,056,827	270,822,641	354,177,584	
未払金	46,690,158	53,370,033	148,663,529	
預り金	12,681,063	16,124,044	19,070,692	
預受金	157,228,253	146,230,484	151,088,940	
その他	7,451,433	85,098,100	35,416,217	
2 長期負債	212,076,174	200,234,173	182,602,899	
長期借入金	160,000,000	139,238,000	121,442,000	
長期総付引当金	30,823,766	32,729,793	33,107,947	
役員退職慰労引当金	13,950,000	15,290,000	17,630,000	
その他	7,502,408	12,476,380	10,422,082	
<b>負債の部合計</b>	<b>436,133,101</b>	<b>471,056,814</b>	<b>536,780,583</b>	
<b>【純資産の部】</b>				
1 株主資本	212,890,668	280,115,760	306,401,501	
1 資本金	367,000,000	367,000,000	367,000,000	
2 資本準備金	0	0	0	
3 利益剰余金	△154,109,334	△86,884,240	△60,598,499	
<b>純資産の部合計</b>	<b>212,890,668</b>	<b>280,115,760</b>	<b>306,401,501</b>	
<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>649,023,767</b>	<b>751,172,574</b>	<b>843,182,084</b>	

出所：「第24～26期決算報告書」㈱V F山梨ウェブサイトに基づき監査人作成

損益計算書	区分	R2年度	R3年度	R4年度
<b>【営業利益の部】</b>				
1 売上高	1,229,890,631	1,291,863,131	1,563,933,787	
1 人場料収入	42,872,602	44,042,850	52,685,844	
2 広告料収入	724,882,475	717,827,727	748,565,634	
3 シーズンスタートプログラム	66,590,306	153,028,234	156,074,281	
4 その他分配金	172,667,696	185,225,892	187,103,572	
5 その他収益	221,767,552	191,938,388	419,524,451	
売上総費用及び売上原価	916,228,135	848,609,820	1,133,211,187	
商品原価	59,919,893	89,118,433	111,624,050	
チーム別旅費	89,118,433	652,472,887	917,657,134	
広告宣伝費	74,681,276	107,018,500	104,529,930	
売上総費用	312,652,496	443,253,311	436,742,600	
販売費及び一般管理費	361,788,611	378,847,008	394,607,759	
営業利益	△49,136,115	64,408,303	38,134,841	
<b>【営業外損益の部】</b>				
営業外収益	31,728,110	25,633,623	24,254,611	
豪雪負担収入	1,400,000	4,739,092	4,774,546	
雑収入	30,193,753	19,922,444	19,502,018	
その他	130,357	972,087	8,047	
営業外費用	4,581,627	6,063,583	5,887,854	
支払利息	1,073,946	2,424,307	2,092,180	
長期前払費用償却	2,940,913	2,768,036	2,778,369	
その他	560,478	861,256	1,018,805	
経常利益	△21,991,632	83,976,333	54,532,099	
<b>【特別損益の部】</b>				
1 特別利益	0	0	45,099	
固定資産売却益	0	0	45,099	
2 特別損失	0	0	13,622,316	
固定資産売却損	0	0	13,622,316	
特別損益	0	0	△13,577,217	
引当金繰戻利益	△21,991,632	83,976,333	40,954,881	
法人税、住民税及び事業税	297,203	16,751,239	14,689,140	
当期純利益	△22,288,835	67,229,084	28,285,741	

出所：「第24～26期決算報告書」㈱V F山梨ウェブサイトに基づき監査人作成

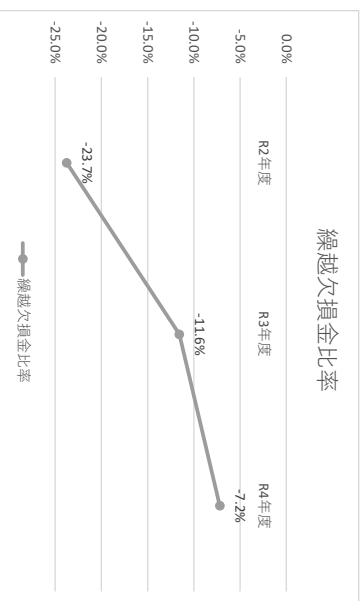
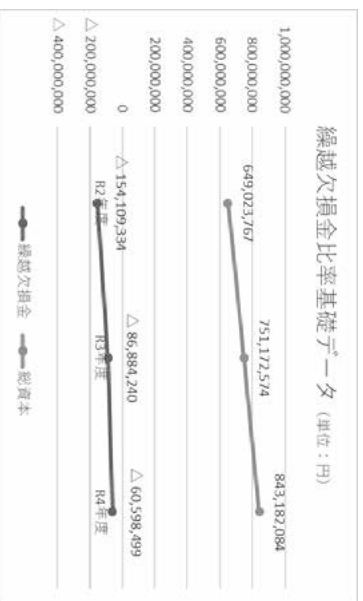


イ. 繰越欠損金の改善について

㈨VF山梨の決算書で主要な負の遺産は繰越欠損金である。平成18年度の決算において「債務超過」（純資産の部がマイナスであること）が解消した後は、この繰越欠損金がいっつの段階で解消するかが、県による財務的な支援策に係る「出口戦略」の大きな指標となるものである。次の図表で示すとおり、繰越欠損金比率は大きく改善している。

【繰越欠損金比率】		(単位:円)		
区分	R2年度	R3年度	R4年度	
繰越欠損金	△154,109,334	△86,884,240	△60,598,499	
総資本	649,023,767	751,172,574	843,182,084	
繰越欠損金比率	-23.7%	-11.6%	-7.2%	

注:繰越欠損金比率は、総資本のうち繰越欠損金(利益剰余金のマイナス表示)の割合である。

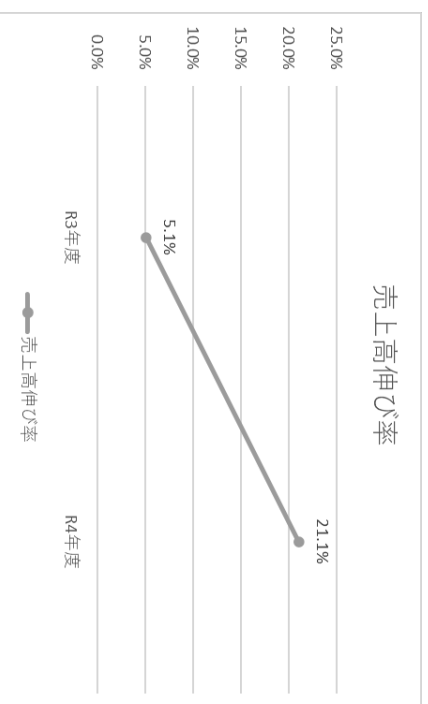
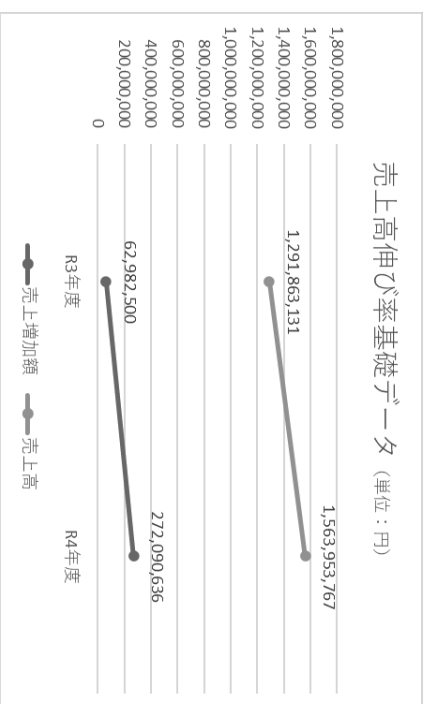


ウ. 売上高伸び率の上昇について

成長性を表す指標としての売上高伸び率は、令和4年度において21.1%であり、前年度の5.1%に比較して大きく伸びている。

【売上高伸び率】		(単位:円)	
区分	R3年度	R4年度	
売上増加額	62,982,500	272,090,636	
売上高	1,291,863,131	1,563,953,767	
売上高伸び率	5.1%	21.1%	

注:売上高伸び率は、売上高が前期と比較して増加または減少した割合で、成長性を表す指標である。



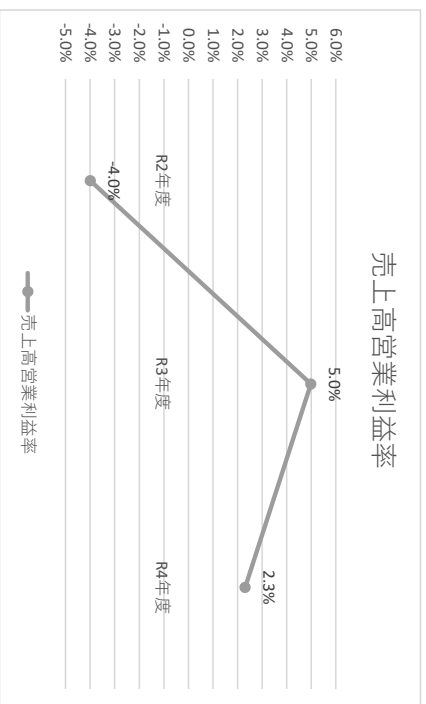
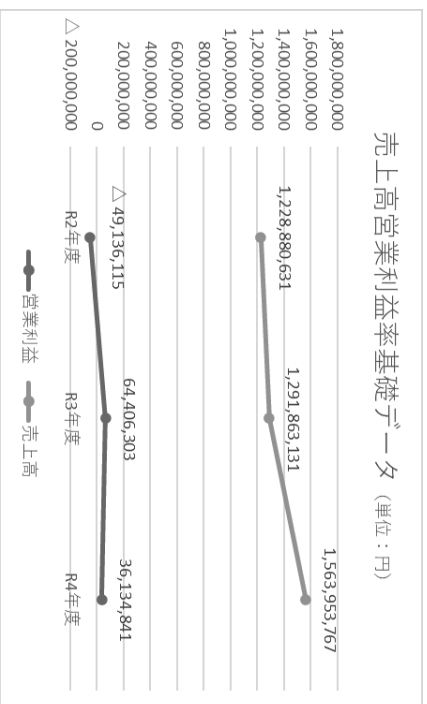
エ. 売上高営業利益率の回復基調について

収益性を表す指標としての売上高営業利益率は、令和4年度において2.3%であったが、令和2年度の△4.0%と比較すると、2年連続でプラスとなっている。

【売上高営業利益率】 (単位:円)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
営業利益	△49,136,115	64,406,303	36,134,841
売上高	1,228,880,631	1,291,863,131	1,563,953,767
売上高営業利益率	-4.0%	5.0%	2.3%

注:売上高営業利益率は、売上高に対する営業利益の比率であり、比率が高いほど収益性が高いことを意味する。



オ. 流動比率の安定性について

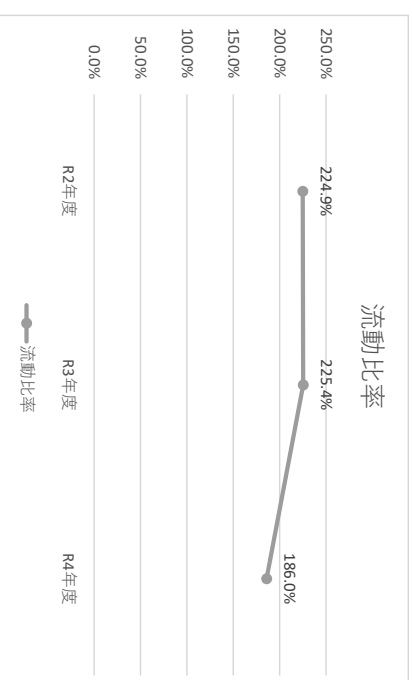
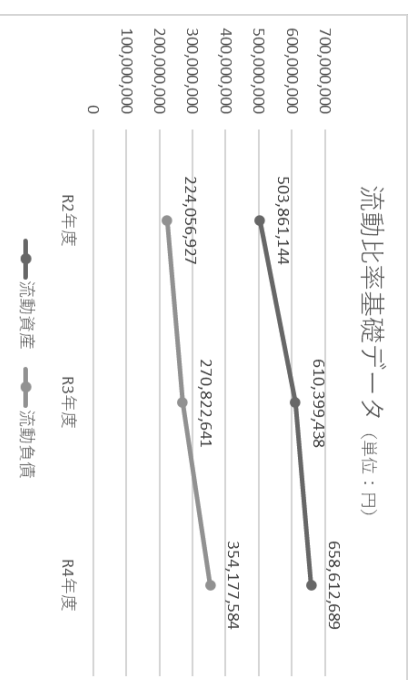
財務の短期的な安全性を表す指標としての流動比率は、令和4年度において186.0%であったが、令和2年度及び令和3年度も200%を超えており、財務安全性に問題はないと言える。

【流動比率】 (単位:円)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
流動資産	503,861,144	610,399,438	658,612,689
流動負債	224,056,927	270,822,641	354,177,584
流動比率	224.9%	225.4%	186.0%

注1:流動比率は流動負債に対する流動資産の割合を示す比率で、短期的な財務安全性を表す指標である。

注2:流動比率は200%以上であれば問題ないが、100%未満になると、支払い能力が不足すると考えられる。



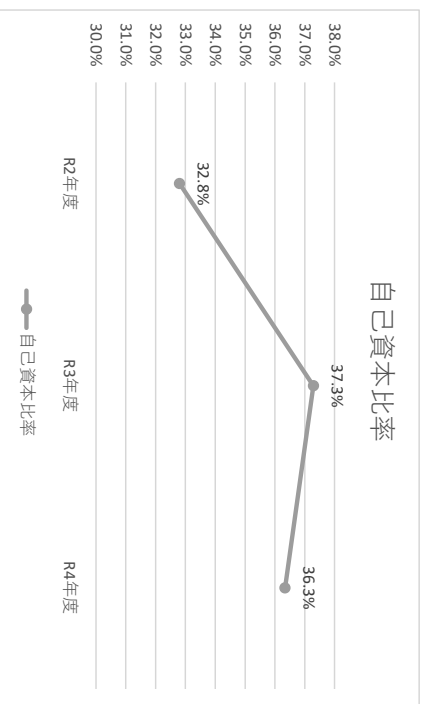
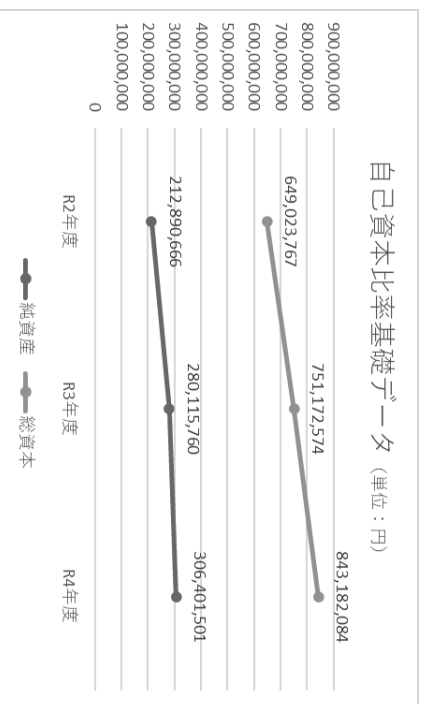
カ. 自己資本比率の安定性について

財務の健全性を表す指標としての自己資本比率は、令和2年度以降、30%台を保っており、令和4年度では36.3%であった。財務の健全性は問題ないと言える。

【自己資本比率】 (単位:円)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
純資産	212,890,666	280,115,760	306,401,501
総資本	649,023,767	751,172,574	843,182,084
自己資本比率	32.8%	37.3%	36.3%

注:自己資本比率は、総資本のうち返済の必要のない資本の割合で、財務の健全性を表す指標である。



キ. 棚卸資産回転期間の効率性について

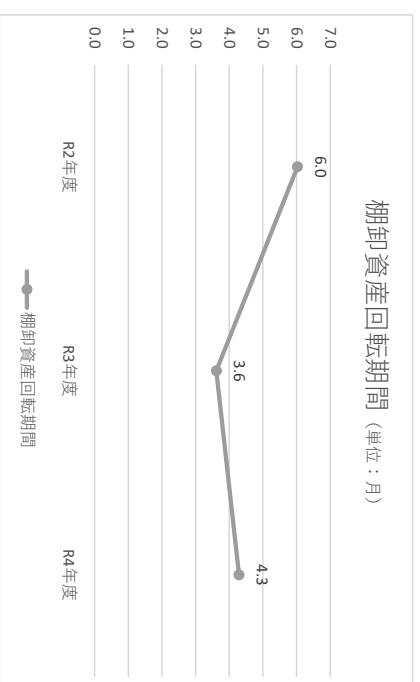
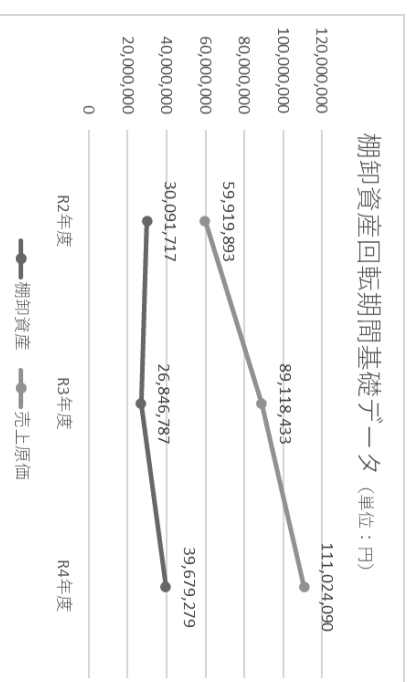
財務の効率性を表す指標としての棚卸資産回転期間は、令和4年度で4.3か月であり、棚卸資産は年間で3回転しており、棚卸資産の効率的な回転には問題がない。

【棚卸資産回転期間】 (単位:円、月)

区分	R2年度	R3年度	R4年度
棚卸資産	30,091,717	26,846,787	39,679,279
売上原価	59,919,893	89,118,433	111,024,090
棚卸資産回転期間	6.0	3.6	4.3

注1:棚卸資産回転期間は、棚卸資産がどの程度の期間で販売されているかという効率性を測る指標である。

注2:棚卸資産回転期間が短いほど棚卸資産の収益化が早いことを意味する。



## 2.5. 災害時対応の電源車等の調達・整備について (小瀬スポーツ公園)

大規模地震（基本的に震度6以上）が発生した直後の小瀬スポーツ公園においては、山梨県地域防災計画等に基づき、被災地内広域搬送拠点（SCU）、広域物資拠点、警察進出拠点及び自衛隊・消防・警察の災害派遣活動拠点の各部隊拠点が設置・運営されること、大規模停電の発生により電気設備機能が喪失した場合に備え、電源車等、必要な機材の調達・整備を早急に検討するよう要望する。

### 【現状】

県スポーツ協会では、小瀬スポーツ公園施設等の管理運営に必要な備品の整備のために、毎年度、県施設所管課に対して「予算要望一覧表（備品関係）優先順位表」を提出している。例えば、令和5年度においては、「令和5年度 予算要望一覧表（備品関係）優先順位表」（要望総数：22件、1億8,790万円）が提出されている。これらの要望のうち、大規模地震等の災害発生時に必要となることが想定できる備品として、電源車の要望（優先順位21番目の「電源車：8,800万円）がある。

指定管理者である県スポーツ協会が、大規模地震等の発生時に必要な電源車を平時において整備・要望するのは、小瀬スポーツ公園の管理運営業務の仕様書の中で、「防災活動拠点公園」において、「活動拠点としての機能確保が可能か否かを早期に判断することを重点事項として点検実施できるよう、点検箇所・項目等必要な事項について、あらかじめ県と協議の上整理しておくこと」（基本協定書第2条第4項、別紙5「山梨県小瀬スポーツ公園管理運営業務仕様書」5頁2管理運営業務（1）公園全般について ○保安・リスク対応 ⑤地震時の対応 e その他）等の指示に基づくものと考えられる。

このような指定管理者の備品整備に係る要望に対して、県施設所管課の対応を確認したところ、次のような回答を得た。

「電源車の要望理由のみを見る限りでは、ご指摘のとおり緊急性が高いものと一見して考えられますが、一方で、電源車よりも要望順位が高いものとして、長机（17番目）や椅子（18番目）等が要望されています。このことから、電源車は机や椅子等の緊急性が低いものよりもさらに緊急性が低いものと考えられます。よって、当課としても緊急性の度合いは低いとの認識であり、より高順位の緊急性の高い備品を優先して予算要求を行っています。

なお、令和6年度予算要望においても同様に電源車の要望がありました。計31ある要望のうち、優先順位としては29番目です。加えて、令和6年度要望一覧表の様式から「緊急性」という項目を導入しており、指定管理者が3段階で判定することとしておりますが、電源車の緊急性は最も低い判定である「緊急性は低い」、いずれ対応が必要」となっていることから、緊急性は低い

ものと判断しております。」  
また、この電源車の要望については、県における危機管理部門に協議を行っているわけではないという回答も併せて得ている。

### 【問題点及び改善案】

#### ① 大規模地震発生時における指定管理者の役割について

県スポーツ協会は小瀬スポーツ公園の指定管理者として、平時のみならず、東海地震等を想定地震とする被害予測の上でも、「県の防災体制をサポートする」役割を担っているのである。

すなわち、指定管理者である県スポーツ協会が整備している「山梨県スポーツ協会小瀬スポーツ公園震災時対応マニュアル」（以下「震災時対応マニュアル」という。）によると、「3. 防災公園運営マニュアル（役割分担）」において次のように規定している。

「公益財団法人山梨県スポーツ協会は、公園利用者の安全確保及び施設の応急復旧を主体とし、都市公園法や都市公園条例等に準拠し、小瀬スポーツ公園の震災時利用を円滑に運営するために、公園施設や資機材の提供を行い、県の防災体制をサポートする。」

また、震災時対応マニュアルの「2. 想定地震から予測する公園被害及び公園の利用」に記載されている「小瀬スポーツ公園内の被害予測」には、「○停電により電気設備機能を失う。」「○水道管が破裂し、園内の水道供給がストップする。なお、園内は宅内であるため、園内で破断した場合には、水道の応急復旧に必要な以上の時間がかかる。」等、小瀬スポーツ公園の特徴から見た留意事項が適切に明記されている。

そして、震災時対応マニュアル（勤務時間帯内 7:30～22:00 の対応）では、「地震発生」の【フェーズ3】「○運営体制の構築」【発災から12時間】において、県と共に、「小瀬スポーツ公園現地対策本部開設（体育館）」を行うこととなっており、そのために事前に準備することとして、「公園のライフラインの利用等についてあらかじめ協議が必要」とされている。

また、震災時対応マニュアル（勤務時間帯外 22:00～7:30 の対応）では、「地震発生」の【フェーズ1】「○公園職員等の参集」【発災から3時間】において、指定管理者がその職員の参集を行い、「管理事務所の安全点検」を行い、駆体の損傷状況・危険物の被災状況・ライフラインの確認を実施することとなっている。参集した人員で可能な範囲で管理事務所の応急復旧を行う必要があるとしている。その際、停電を想定し、事前に準備するものとしては、ポータブル発電機を平時から常備するが、大型の発電機は「建設会社との協定により調達」することと規定されている。

② 山梨県地域防災計画における電源確保対策の課題について

山梨県地域防災計画（令和5年1月 山梨県防災会議）（以下、この項では単に「同計画」という。）に規定している電源確保対策に関する主要な記載部分に必要な範囲で、次のとおり引用することとする。

同計画によると、「第2編 一般災害編」で「県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、・・・及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。」としており、「公共的団体・・・は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する（下線は外部監査人による。以下、同様。）。また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。」としている（同計画6頁）。

そして、公共施設等の施設管理者は、「避難訓練の実施」と共に「災害時における応急対策」を「処理すべき事務又は業務」と規定している（同計画14頁）。

県スポーツ協会は「公共的団体」であり、指定管理者として「公共施設等の施設管理者」と考えられる。大規模地震発生後に大規模な停電が発生した場合、電源車等による電源の確保がなければ、小瀬スポーツ公園において、災害時に応急対策が十分に実施できない事態に陥るものと危惧される。

また、「生活関連事業等の応急対策」として、「県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、・・・社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、・・・等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。」と規定している（同計画210頁）。これらの機関のうち、電力事業施設応急対策として、東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社が、「工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める」こととしている（同計画210頁）。

同計画の「第3編 地震編」において、県は「次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。」としている（同計画226頁）。ここで、「次の事項」とは、「1 地震災害予防対策」、「2 地震防災応急対策」及び「3 災害復旧対策」である（同計画226～227頁）。これらのうち、「2 地震防災応急対策」では、「(4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配」が規定されており（同計画226頁）、小瀬スポーツ公園における応急対応において、大規模な停電が発生したときには、電源車等の配置が必要になるものと考えられる。

③ 大規模地震発生時に必要となる備品の要望に対する判断基準について

県スポーツ協会は小瀬スポーツ公園の指定管理者として、基本協定書等に基づく備品要望を行っているが、これらの要望に対して、県施設所管課が精査する際に、平時の指定管理業務で必要な備品の要望と大規模地震等の災害時の対応に必要な備品の要望とを同じ判断基準で、それらの緊急性について判断していることには少なからぬ疑問を感じる。

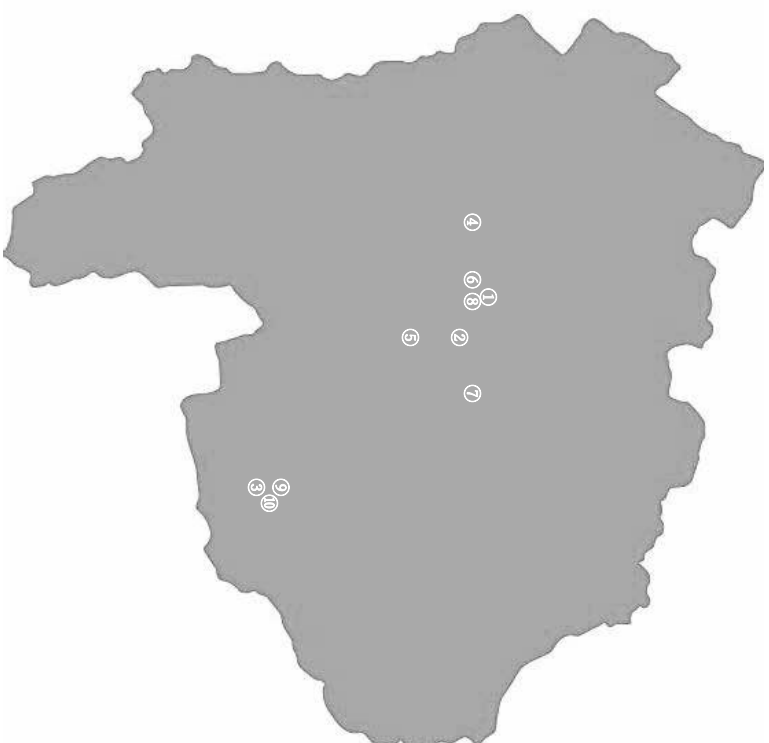
前記①で述べたとおり、指定管理者は東海地震の発生を想定地震として、山梨県地域防災計画に定める山梨県災害対策本部と連携して、小瀬スポーツ公園現地对策本部を開設し、震災時対応マニュアルに基づいて、適時適切に運営できるようにする役割を担っている。その役割の中で、大規模地震発生時に園内の電源が喪失したときなどのリスクに対応するためにも、電気設備のバックアップ機能が確保されなければならないと指定管理者である県スポーツ協会は危惧し、毎年度、電源車を備品要望しているのである。

したがって、県施設所管課は、平時の指定管理業務とは別の判断基準により、電源車のような自然災害発生時に必要な備品の必要性に関して審査する必要がある、県危機管理部門と、適時適切にその必要性について協議を進めることが求められているものと考えられる。

### 3. 各論としての外部監査結果

#### 3.1. 施設及び出先機関の監査

(往査対象施設及び出先機関の所在位置)



No.	施設/出先機関
①	緑が丘スポーツ公園
②	小瀬スポーツ公園
③	富士北麓公園
④	御勅使南公園
⑤	山梨県立考古学博物館及び埋蔵文化財センター
⑥	山梨県立美術館、文学館及び芸術の森公園
⑦	山梨県立博物館
⑧	県民文化ホール
⑨	山梨県立富士山世界遺産センター
⑩	富士北麓駐車場

#### 3.1.1. 緑が丘スポーツ公園



(1) 概要  
・施設の概要(指定管理の状況含む)

所在地	甲府市緑が丘2-8-2
設置年月日	昭和39年5月1日
設置根拠(法律、条例等)	都市公園法、山梨県都市公園条例
設置目的	都市の緑の中核として、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市のうるおい創出に資するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動等県民の多様なニーズに対応するため。
主な業務の内容	(1)利用の承認に関する業務 (2)施設及び設備器具の維持保全に関する業務
主な施設内容(主 定 員 数 等 )	○敷地面積 約 58,197 m <sup>2</sup> ○施設の内容 ・体育館【大体育館:1階可動席720席、2階固定席1,068席、小体育館、弓道場(近的)28m10人立、柔道場、剣道場(6.8m×17.9m×2面)】 ・ボート会館(屋内)25m×15m、宿泊施設定員:100人 ・洋弓場(20m、90m) ・その他(駐車場、緑地、トイレなど)
備考 (改築工事等の状況、一括管理施設等)	

・利用状況、利用者満足度の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
利用実績	185,331人	137,359人	90,280人	108,356人	115,150人	利用者数
利用度	◎	◎	◎	◎	◎	「満足」又は「どちらかといへば満足」の合計 ◎:80%以上 ○:60%以上80%未満 △:60%未満

・利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	185,331	137,359	90,280	108,356	115,150
利用者数合計	185,331	137,359	90,280	108,356	115,150
目標値	187,000	187,000	150,000	158,000	129,000
実績/目標割合	99.1%	73.5%	60.2%	68.6%	89.3%
目標値の設定方法	平成30年度～令和4年度:現状の利用状況を勘案して設定。				
稼働率等(利用率)(体育館)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
稼働率等(利用率)(屋内プール)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
稼働率等(利用率)(弓道場)	83.1%	69.4%	70.3%	72.0%	80.6%
稼働率等(利用率)(洋弓場)	93.8%	92.6%	92.0%	88.9%	92.2%
稼働率等(利用率)の算定方法	利用日数/営業日数				

・指定管理業務に係る収支状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>A 収入額計</b>	95,614,312	93,358,454	91,702,206	91,172,417	97,610,525
施設利用料	18,212,026	16,024,241	11,493,975	13,455,209	16,673,805
指定管理者委託料	74,773,000	74,825,000	77,947,000	75,227,000	79,593,603
追加委託料(感染症)		614,958	915,825	1,258,327	
自動販売機収入	2,607,126	1,874,505	1,238,472	1,175,017	1,332,315
その他(ホームページ代)	22,160	19,750	5,430	56,864	10,802
持続化給付金			101,504		
<b>B 支出額計</b>	91,571,010	90,346,943	89,719,332	90,249,469	95,462,955
人件費	37,061,044	38,912,999	36,719,984	35,669,589	35,599,298
修繕費	4,448,152	3,662,100	4,578,442	2,223,903	2,537,843
光熱水費	13,599,055	12,670,171	10,864,857	12,685,127	15,644,444
消耗品費	1,802,935	2,468,931	1,783,928	2,053,493	2,408,708
燃料費	4,572,704	3,907,211	3,317,148	5,275,299	5,472,217
印刷製本費	277,938	332,599	285,047	179,193	249,251
通信運搬費	258,281	255,887	267,822	270,412	249,461
手数料	1,844,960	1,104,832	993,476	1,249,135	1,221,657
保険料	164,840	119,880	53,930	80,990	68,600
使用料及び賃借料	413,599	433,195	556,797	619,923	591,006
備品購入費		77,000			
工事費	3,472,294	2,389,621	4,067,769	3,774,028	3,863,125
出張費					
旅費	25,900	45,399	34,188	15,281	6,142
外部委託費	23,629,308	23,567,118	24,095,764	25,230,147	25,403,633
清掃業務	11,102,400	11,205,200	11,308,000	11,880,000	11,880,000
整備業務	611,712	617,376	623,040	623,040	623,040
植栽管理委託	727,293	724,701	819,291	822,250	868,087
保守点検業務等	11,187,903	11,419,841	11,345,433	11,904,857	12,032,506
外部委託比率	25.8%	26.5%	26.9%	28.0%	26.6%
県への納付金	4,043,302	3,011,511	1,982,874	922,949	2,147,570
収支差額(A-B)	4,043,302	3,011,511	1,982,874	922,948	2,147,570
一人当たり指定管理者委託料* *指定管理者委託料÷利用者数(単位:円)	403.5	544.7	863.4	694.3	691.2

- (2) 監査手続
- ・職員に対する質問
  - ・資料の閲覧
  - ・スポーツ公園施設及び備品管理状況の視察
- (3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

**No.1.【意見事項】食堂業務の再委託先への管理について**

スポーツ会館の食堂業務を、指定管理先である山梨県スポーツ協会が、外部の業者に再委託をしているが、その管理が不十分であると考ええる。

**No.2.【意見事項】食堂事業に係る収入の報告について**

食堂業務を、外部の業者に委託しているが、利用料収入を施設管理者として把握していない。食堂を利用した人数や利用料収入を把握し、事業報告書に記載する必要があると考える。

**【現状】**

緑が丘スポーツ公園の指定管理者である公益財団法人山梨県スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という)は、スポーツ会館の食堂業務を外部の業者に再委託している。

食事の内容及び価格は、当該業者とスポーツ協会との間で「食堂業務委託契約書」を取り交わしており、利用者へ提供する食事の内容及び価格は、当該業者の提案を検討して決定することとなっている(食堂業務委託契約書第5条)。

令和5年度の食事の価格は、朝食600円、昼食650円、夕食900円となっており、当該金額の範囲内で、委託先である業者が県の厨房施設を占用して食事を提供することとなる。

スポーツ協会は、山梨県緑が丘スポーツ公園の利用者に対して、3か月に1度アンケートをとっており、この中で当該食堂業務の評価をしている。そのアンケート結果は、価格及び内容に関して、それなりの高評価を得ている。

**【問題点及び改善策】**

問題なのは、指定管理者に県の厨房設備を占用させ、スポーツ会館の宿泊者に対して食事の提供を行っているにもかかわらず、食事の料金収入については、当該業者に任せきりの状態であることである。

前記の通りスポーツ協会と当該業者との間には、「食堂業務委託契約書」が取り交わされており、スポーツ協会が当該業者に食堂業務(利用者に対する食事の調理、加工及び提供)に関すること、厨房施設等の管理に関すること、その他業務上必要と認められること)を委託している。

契約書第5条において、食事の内容及び価格は当該業者が表示し提出したも



のについて、スポーツ協会が検討して決めることとなっている。しかし、食事料金の收受、管理業務及び食材等の仕入れ業務に関しては、スポーツ協会は、関知していない。間接的に、アンケートという形で、利用者の満足度を確認して管理しているのみである。

また、スポーツ協会と県との「山梨県緑が丘スポーツ公園の管理に関する基本協定書」（以下「協定書」という）においては、以下のように記載されている

〔管理業務の内容〕

第2条 スポーツ協会が行う管理業務の内容は、次のとおりとする。

(1)公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務

(2)優良公園施設の利用の承認に関する業務

(3)その他甲が必要と認める業務」(山梨県緑が丘スポーツ公園の管理に関する基本協定書、第2条)

2 . . . . .

3 第1項各号に掲げる業務の細目は、別紙2「山梨県緑が丘スポーツ公園管理業務仕様書」に定めるとおりとする。」

これを受けて、山梨県緑が丘スポーツ公園管理運営業務仕様書（別紙2）2（1）においては、以下のように記載されている。

①の食堂業務

ア) スポーツ会館の利用者に対する食堂業務（食事の調理、加工及び提供等）を行うこと。

イ) 食堂業務の運営にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、保健衛生に十分に留意し、食中毒等の事故防止に万全を期すこと。」

つまり、基本協定書に定める業務の中には、食堂業務の管理業務も含まれ、その食堂業務には、食事の調理、加工及び提供等が定められている。

現状の食事の提供方法は、過去のように食堂の厨房設備を利用して全ての調理を行う訳ではなく、大部分が調理・加工した食事を持ち込み、配膳する程度に限定されるとはいえ、県の施設である厨房設備を利用して、外部の業者に食堂業務を委託していることから、最低限、利用料収入については、指定管理者の県に対する実績報告書の中に記載すべきと考ええる。

また、食堂の利用は、スポーツ会館の利用者（宿泊者）に限られ、さほど金額的には、多額にならないと思われるが、食堂事業の運営についてより適切に把握するため、現状の確認に加え、次のことに努めるよう要望する。

- ・ 年間の利用料収入額の把握
- ・ 食品衛生法に基づく食品製造業の許可証等の確認

・ 対面による委託業者への定期的なヒアリング  
また、食堂業務の管理もさることながら、例えば魅力的な食堂サービスの提案・提供など積極的に食堂事業を活用して、スポーツ会館の利用促進を図るさらなる工夫も必要ではないかと思料する。

後日、食堂の利用状況につき調査していただいた。以下の通りである。

朝食利用者	1,127名	利用料収入	676,200円
昼食利用者	355名	利用証収入	230,750円
夕食利用者	961名	利用料収入	864,900円
合計	1,771,850円	(令和4年度実績)	

この食堂業務の利用実績を鑑みるに、食堂利用収入の範囲で外部の業者に業務委託していることを考えると、おそらく委託業者は、そんなに多額の所得は生じていないと思われる。利用収入で、食材、人件費等を負担しなければならず、その上管理を厳しくすれば当該業務を受託する業者は居なくなること考えられる。

食堂利用者の多くは、中学、高校、大学生である。食堂収入の範囲内で業務を賄うとすると、経営上どうしても歪みが生じてしまうのが現実である。

無駄な非効率な業務委託は望ましくはないことは、言うまでもないが、多くの県外の学生が利用することを考えて、満足な食事で過ごしていただきたいものである。

業者にとっても利用者にとってもメリットのある方法で、食堂業務を委託することを要望することも付記しておく。

### No.3.【意見事項】未利用備品の棄却手続について

**備品について、実際ものはあるものの利用できないものがある。棄却の手続きをすべきである。**

#### 【現状】

備品について、保管状況を確認した結果、実際ものはあるが利用できないものが以下の通り存在した。

使用できない備品(廃棄すべき備品)      燈火信号装置      (物品番号:40026884)

【問題点及び改善策】  
利用不可能な備品については、管理コストの面や保管状況の面から処分等棄却の手続きをすべきよう要望する。

**No.4.【意見事項】保有個人情報の管理体制について**

保有している個人情報について、保管ルールの改善や処分・廃棄ルールの徹底など、管理体制の品質管理改善を要望する。

【現状】（令和4年度まで）

- 1 条例等の規範
  - (1) 山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）第50条に基づき定められた「公益財団法人山梨県スポーツ協会の個人情報の保護に関する要綱（平成24年4月1日制定）」

（出資法人の個人情報保護）

- 第50条 県が出資その他の財政支出等を行う法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。）であつて、知事が定めるもの（次項において「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する個人情報が適正に保護されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 条例第51条に基づき定められた「山梨県緑が丘スポーツ公園の個人情報の保護に関する要綱（平成21年3月27日制定）」

（指定管理者の個人情報保護）

- 第51条 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に係る協定において、当該管理に関する個人情報の保護のために指定管理者が講ずべき措置を定めるものとする。

2 運用状況

- (1) 緑が丘スポーツ公園にて保有している個人情報  
緑が丘スポーツ公園が保有している個人情報は、有料公園施設の利用を希望する市民から提出される許可申請書記載事項がある。
- (2) 保有している個人情報の管理状況  
許可申請書等の文書類に関しては、体育館及びスポーツ会館内にある鍵付き書庫に保管されている。なお、書庫に保管されている文書類は、5年前の分までである。
- (2) 職員に対する研修の実施  
緑が丘スポーツ公園の職員に対し、「山梨県緑が丘スポーツ公園の個人情報の保護に関する要綱（平成21年3月27日制定）」第10条に基づく研修を、年1回実施している。
- (4) 知事に対する報告の方法  
山梨県緑が丘スポーツ公園の個人情報の保護に関する要綱第27条「指定管理者は、毎年1回、この要綱の施行の状況について知事に報告しなければならない」との規定に基づき、年度末の事業報告において、同要綱の実施状況を報告している。

【問題点及び改善点】

- 1 保有個人情報の管理について  
緑が丘スポーツ公園が保有している個人情報の管理については、概ね要綱などに従つて適切に行われていた。  
しかし、次の運用を採用することにより、一層個人情報保護のレベルが上がることから、改善意見を申し上げます。  
許可申請書などの文書類であるが、鍵付き書庫内に保管されているなど、要綱に従つた管理がなされているが、書庫の鍵の使用履歴の記録がなされていなかった。より適切な個人情報の管理という観点からすれば、鍵の使用履歴を管理簿などにより記録するといった運用を採用することが有用と考えられるので、検討されたい。
- 2 県による指定管理者の個人情報保護対応の確認について  
緑が丘スポーツ公園は、年度末の事業報告において、山梨県緑が丘スポーツ公園の個人情報の保護に関する要綱の実施状況を報告しており、要綱による義務付けられている事項は遵守されている。  
もともと、適正な個人情報の管理には、年1回の文書による報告のみならず、現地に赴いて、目視による確認をすることも有益と考える。県において、個人情報の管理が適切になされているかの確認を、現地に赴いて行うことを検討されたい。
- 3 書類の廃棄について  
緑が丘スポーツ公園にて保有する有料公園施設利用許可申請書は、5年保

管後、処理施設に持ち込み処分している。この点、廃棄にあたっては、個人情報という取り扱いを厳密にすべき情報であることから、各施設の裁量で行うのではなく、責任者を明確にした上で指定管理者である山梨県スポーツ協会が主体的に行うことが望ましい。よって、保存期間を経過した個人情報に記載されている文書等について、山梨県スポーツ協会文書管理者の指示と確認の下、処理施設へ持ち込むという運用とすることを検討されたい。なお、当該運用ルールについては規程等で明文化しておくことも付記する。

### 3.1.2. 小瀬スポーツ公園



#### (1) 概要

##### ① 山梨県小瀬スポーツ公園の概要

山梨県小瀬スポーツ公園（以下「小瀬スポーツ公園」という。）は、昭和61年開催の第41回国民体育大会「かいじ国体」におけるメイン会場として整備、供用開催された都市公園である。各種スポーツ施設を有する運動公園であり、「リーグ」に所属するヴァンフォーレ甲府（以下「V.F.甲府」という。）のホームスタジアムでもあり、多くの県民からも運動公園として利用されている。

また、現在は県民が自然に触れ合う「森の中のスポーツ公園」として、春は桜、秋は紅葉が楽しめる公園としても利用されている。

##### ② 小瀬スポーツ公園の施設概要

ア. 概要

【維持管理対象施設】

(ア) 屋外施設：

陸上競技場 (JIT リサイクルインクススタジアム)、野球場 (山日YBS球場)、テニス場、水泳場等、6施設

(イ) 屋内施設：

体育館、武道館、アイスアリーナの3施設

【老朽化修繕】

各施設は建設時から相当の年数 (約 40 年) が経過しており、施設の老朽化、経年劣化等により、現在多くの施設・設備の維持補修工事や施設改修工事が毎年実施されている。

特に、令和4年度においては、水泳場においては、配管等に甚大な損傷が見られ、大会の開催及び一般開放等の業務に影響があった。これに対して、指定管理者による応急的な修繕などの対応により、施設の閉鎖等の影響は最小限に止めたことを把握することができた。

また、武道館などにおいても、雨漏り対応のほか、素足で行う各種武道競技のために床面の維持管理を徹底するなど、安心、安全な施設利用に指定管理者としても注力していることが把握できた。

イ. 各施設概要

(ア) 陸上競技場 (JIT リサイクルインクススタジアム)

【陸上競技場 (JIT リサイクルインクススタジアム)】



【施設概要】

- ① 第1種公認陸上競技場 (400m × 8 コース) 全天候ウレタン舗装
- ② Jリーグ「ヴァンフォーレ甲府」ホームスタジアム
- ③ 夜間照明4基 (LED)、大型映像装置
- ④ 収容人数  
メインスタンド：6,050人、バックスタンド：6,161人  
サイドスタンド南：2,486人、北：2,486人  
合 計：17,183人

(イ) 補助競技場

【施設概要】

- ① 第3種公認陸上競技場 (400m × 6 コース) 全天候ウレタン舗装
- ② サフトラックとしての利用
- ③ 現在、サッカー、グラウンドゴルフ、地域の運動会等で利用されている。

(ウ) 球技場

【施設概要】

- ① 120m × 130m クレイ舗装
- ② サッカー：1～2面、ソフトボール：2面
- ③ 夜間照明：4基 (水銀灯)

(エ) 体育館

【体育館：メインアリーナ】



【体育館：サブアリーナ】



【施設概要】

- ① メインアリーナ (50.4m×44m) :  
バスケットボール、バレーボール、ハンドボールが2面  
[収容人員]  
固定スタンド：1,498人、可動スタンド：826人  
障がい者スペース：10人、立ち見：1,000人  
合 計：3,344人
- ② サブアリーナ (37.6m×21.6m)  
バスケットボール、バレーボールが1面
- ③ プレインルーム・会議室・研修室：ダンスでも利用可  
[収容人員]  
メインスタンド：288人、芝生スタンド：6,619人  
障がい者スペース：10人  
合 計：6,917人

(オ) 武道館

【アリーナ】



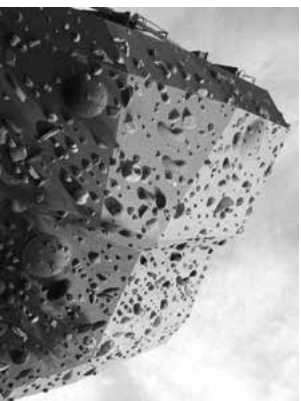
【第一武道館】



【第二武道館】



【クライミング場：屋外】



【クライミング場：ボルダリング用】



- 【施設概要】
- ① フリーナ (53.1m×37.5m)：柔道、剣道の公式試合場 6面  
 [収容人員]  
 固定席：1,424人、可動席：1,440人  
 合 計：2,864人

- ② 第1武道場 (17.7m×30m) 床仕様：剣道公式試合場 2面
- ③ 第2武道場 (17.7m×30m) 畳仕様：柔道公式試合場 2面
- ④ 弓道場 近的 (28m)：12人立、遠的 (60m)：6人立  
 [収容人員]  
 固定席：200人
- ⑤ 相撲場 土俵1面  
 [収容人員]  
 固定席：150人
- ⑥ クライミング場 (屋外壁17.27m、屋内壁7m)
- ⑦ トレーニング室、会議室 (2室)、研修室 (2室)

(カ) テニスアリーナ

【施設概要】

- ① リンク (60m×30m)  
 フォイユアスケート、アイスホッケー、ショートトラック、カーリン  
 グ  
 [収容人員]  
 固定席：672人、障がい者スペース：8人、立ち見：202人  
 合 計：882人

(キ) 野球場 (山日YBS球場)

【野球場 (山日YBS球場)】



【施設概要】

- ① 両翼92m、中堅120m、内野：クレー補装、外野：芝生舗装
- ② 夜間照明：6基 (水銀灯)、電光掲示板装置  
 [収容人員]  
 内野スタンド：7,931人、外野スタンド：12,000人、  
 障がい者スペース：24人  
 合 計：19,955人

(ク) テニス場

【テニス場】



**【施設概要】**

- ① サンドフアイル (砂入り人工芝) : コート 16 面 (全天候型)
  - ② 夜間照明 : 4 基 (水銀灯)
- 【収容人員】
- メインスタンド : 288 人、芝生スタンド : 6, 619 人、  
障がい者スペース : 10 人  
合 計 : 6, 917 人

(ケ) 水泳場

**【施設概要】**

- ① 公認 50m プール : 9 コース
- 【収容人員】
- ② 固定席 : 1, 324 人
  - ③ 公認 25m プール : 7 コース
  - ④ 幼児用プール (滑り台付)

(コ) その他

- ① 芝生公園 : 各種イベントに活用
- ② やまなみ広場 : 各種イベントに活用
- ③ クラフトタワー : 各種イベントに活用



④ 駐車場 (無 料)

- 【小型車】
- 第 1 駐車場 : 471 台、第 2 駐車場 : 264 台、第 3 駐車場 : 840 台、
  - 第 4 駐車場 : 294 台、第 5 駐車場 : 219 台
- 合 計 : 2, 088 台
- 【大型車】
- 第 1 駐車場 : 34 台、第 3 駐車場 : 59 台
- 合 計 : 93 台

ウ. 各施設・設備の利用時間等

**【利用時間】**

- 8 時から 22 時まで
- (ア) 都市公園条例 : 8 時 30 分から 21 時まで
- (イ) 指定管理者による提案書等により実施 : 条例に拘らず、8 時から 22 時まで。

**【開場期間】**

- 12 月 31 日、1 月 1 日を除き、無休で開場
- (ア) 都市公園条例 : 毎週火曜日休場
- (イ) 指定管理者による提案書等により実施 : 条例に拘らず、毎週火曜日も開場。

③ 指定管理者による管理について

小瀬スポーツ公園は、令和5年度現在、山梨県スポーツ振興課が県施設所管課となっており、指定管理者制度が平成18年度から導入され、令和5年度からは第5期の指定管理期間（4年間）に入っている。当初の指定管理期間は5年間であったが、第4期から4年間の指定期間とされている。

小瀬スポーツ公園の指定管理者は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）であり、法人の名称変更等はあったが、平成18年度の指定管理者制度導入以来、県スポーツ協会が指定管理者となっている。

【指定管理業務】

- ア. 公園施設（緑地を含む。）及び設置器具等の維持管理に関する業務
- イ. 有料公園施設の利用承認に関する業務
- ウ. スポーツの振興のための催しの実施に関する業務
- エ. スポーツの講習会の実施に関する業務
- オ. 前記に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

【自主事業】

- ア. 公園利用の促進  
スポーツ事業の実施：  
スポーツ少年団、県体育祭り、県スポーツレクリエーション祭の実施など
- イ. 興行の企画・誘致  
プロスポーツの企画誘致による「見る」スポーツの機会充実
- ウ. 飲食・物販事業  
レストラン、臨時売店、スポーツ物品貸出・販売事業 など
- エ. その他  
地域・スポーツ関係団体との連携事業

【現在の指定期間】

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

【指定管理者による管理体制】

- ア. プロパー職員：29人  
課長、課長代理、主査、副主査、主任、主事、技師等
- イ. 臨時職員：13人
- ウ. 嘱託職員：4人

エ アルバイト他：4人  
合 計：50人

④ 指定管理者としての県スポーツ協会の組織機構

県スポーツ協会の組織機構（所在地・課別等）については、次の表のとおり示すことができる。なお、表の中の項目のうち、「業務従事」の「直接」「間接」の列は、指定管理業務に「直接」的に、「間接」的に関与しているかに基づき、該当する側に「○」を付している。

【県スポーツ協会の所在地別組織機構】

（単位：人）

課所等	所在地	人員	業務従事		外注
			直接	間接	
会長	小瀬1階：役員室	1		○	
専務理事兼事務局長	小瀬1階：役員室	1		○	
事務局次長	小瀬1階	1		○	
総務課	小瀬1階	9		○	
スポーツ振興課	小瀬2階	8		○	
管理課	小瀬1階	6		○	
管理課	体育館事務室	6		○	
管理課内：ミズノ	体育館事務室	4			外注
管理課	武道館事務室	9		○	
管理課内：ミズノ	武道館事務室	7			外注
施設課	小瀬1階	6		○	
富士北麓公園管理事務所		5		○	
富士北麓公園管理事務所：ミズノ		2			外注
緑が丘スポーツ公園管理事務所		4		○	
スポーツ会館		4		○	
八代射撃場管理事務所		3		○	
境川自転車競技場管理事務所		2			○

出所：「公益財団法人山梨県スポーツ協会座席表（令和4年5月11日）」

注1：「業務従事」とは指定管理業務への従事を意味する。

注2：「ミズノ」は指定管理者の外注先であり、協力会社の位置づけである。

注3：「人員」欄の人数は、正規職員（嘱託職員含む。）であり、アルバイトは除く。

⑤ 小瀬スポーツ公園の指定管理業務に係る収支について



令和4年度における小瀬スポーツ公園の指定管理業務に係る収入及び支出の状況については、次の表に示すとおりである。

【令和4年度 小瀬スポーツ公園 管理業務にかかる収支決算】

1) 収入

(単位:円)

項目	事業計画書	実績	対計画比%	増減理由
陸上競技場				・改修工事による休場、休館や利用制限等を行ったことによる減収
補助競技場				休場 ○陸上競技場 11/1～3/15休場 ○武道館 第1・2武道場 11/1～3/15休場 全館 12/5～3/15休場
球技場				上記の影響により、利用料金収入が減額となった。
野球場				
テニスコート				
水泳場	143,656,000	124,112,667	86.4%	
水泳場				
体育館				
武道館				
トレーニング場				
トレーニング室				
会議・研修室				
委託料収入(指定管理料)	476,725,000	476,725,000	100.0%	コロナウイルス感染症による追加委託料 「マニエール」料にて2,344,000円(162名貸)と(変更) 電灯料削減による追加委託料 32,783,000円
事業収入	16,931,000	9,682,620	57.2%	コロナウイルス感染症や荒天による事業中止等により参加者が減り、かつ、コロナウイルスの影響が回復傾向にあり、後半には園内利用者の人数が回復してきたことから増収となったと予想される。
自動販売機手数料	11,344,000	13,119,979	115.7%	施設利用者が使用した「ユニ・ファ」、電話代、事業注込等にて「ユニ・ファ」が使用した光熱水費、債務利息収入等を回収し、増収した。
その他収入	0	1,844,609	—	
合計(A)	648,656,000	625,484,875	96.4%	

2) 支出

項目	事業計画書等※	実績	対計画比(%)	増減理由
人件費	149,255,000	156,815,759	105.1%	概算当初の計画通りの執行となった。
総料	61,908,000	59,960,258	96.9%	
手当等	38,055,000	42,949,074	122.5%	
福利厚生費	21,141,000	23,394,275	110.7%	
賃金	31,151,000	30,512,152	97.9%	
光熱水費	102,868,000	110,873,486	107.8%	世帯用務による、燃料費等の値上がりにより電気代が高騰し、光熱水費が増加した。
修繕費	28,262,000	27,685,716	98.0%	概算当初の計画通りの執行となった。
植栽管理	262,900,000	249,521,379	94.9%	概算当初の計画通りの執行となった。
植栽管理	68,475,000	64,837,344	94.7%	
委託料 設備管理	64,669,000	66,409,158	102.7%	
清掃管理	35,706,000	35,705,998	100.0%	
その他	94,050,000	82,568,889	87.8%	「マニエール」職員研修が延期となり、費用が減少した。
総費	48,000	19,760	41.2%	「マニエール」職員研修が延期となり、費用が減少した。
旅費	458,000	207,026	45.2%	コロナウイルス感染症による休場等、出張費の減少。
消耗品費	10,279,000	14,545,389	141.5%	コロナウイルス感染症による各種業務の増加、園内利用者及び各種事業でコロナ前に集り始めたため、管理用消耗品や競技用消耗品の消費が増加した。それに加え、引き寄せコロナ感染症により感染症対策にかかわる各種設備の購入をしたため増収が増加した。
食糧費	0	0	—	
燃料費	19,532,000	14,784,942	75.7%	武道館の休館等に併い、燃費が減少した。
印刷製本費	1,682,000	1,108,071	65.9%	「マニエール」の使用や回覧券や「マニエール」等の印刷物の印刷が削減された。
通信運搬費	931,000	914,764	98.3%	概算当初の計画通りの執行となった。
広告料	1,100,000	134,200	12.2%	広告物の作成がなされたため減収となった。
手数料	2,748,000	4,340,745	158.0%	陸上競技場の公認に向けた点検等の増加に加え、害虫駆除や除雪等の業務により経費が増加した。
保険料	608,000	400,800	65.9%	指定管理業務委託責任保険については見積り寄寄せの結果、保険料が削減できた。
使用料及び賃借料	4,397,000	4,033,723	91.7%	概算当初の計画通りの執行となった。
負担金	15,000	5,000	33.3%	「マニエール」の負担金が削減されたことにより経費が減少した。
公租公課費	15,045,000	17,574,709	116.8%	各種経費が削減され、消費税の執行額が増額となったため。
備品購入費	0	1,469,600	—	収支決算において「備品」の購入がなかったため、経費が増額となった。
雑費	0	50	—	利用料金収入再入金の現金不足金について、繰越金計上した。
運営経費	5,579,000	7,345,755	131.7%	本館倉庫の修繕「マニエール」等による増額。
スポーツ振興事業費	10,186,000	5,731,353	56.3%	コロナウイルス感染症や荒天による事業中止、一部事業の延期しを行ったことにより経費が減少した。
繰返還金	0	0	—	
合計(B)	615,893,000	617,512,267	100.3%	
収支差額	32,763,000	79,726,608		

⑥ 小瀬スポーツ公園の有料施設に係る利用状況について

令和元年度から令和4年度における小瀬スポーツ公園の有料施設に係る利用状況（利用実績及び利用料金収入）の推移については、次の表に示すとおりである。

【令和元～4年度小瀬スポーツ公園の有料施設利用実績の推移】

	利用人数				
	令和4年度	令和3年度	対前年比	令和2年度	令和元年度
陸上競技場	利用人数 57,151	30,773	1.86	28,415	49,671
	観客数 133,447	93,080	1.43	72,159	188,050
補助競技場	利用人数 31,064	16,609	1.87	15,419	26,408
	観客数 5,885	630	9.34	1,950	10,200
球技場	利用人数 27,421	20,606	1.33	10,953	24,340
	観客数 3,525	920	3.83	370	5,100
野球場	利用人数 16,329	15,732	1.04	7,756	20,967
	観客数 32,328	23,356	1.38	4,751	48,358
陸球場	利用人数 47,013	47,247	1.00	40,938	45,615
	観客数 2,531	900	2.81	2,488	4,775
水泳場	利用人数 10,184	1,877	5.43	3,612	19,268
	観客数 1,860	500	3.72	680	7,871
74771-1	利用人数 47,054	41,427	1.14	39,409	56,495
	観客数 20,571	8,852	2.32	11,252	21,779
体育館	利用人数 122,702	99,386	1.23	71,191	116,391
	観客数 10,210	3,900	2.62	1,320	24,685
武道館	利用人数 155,617	139,546	1.12	89,884	284,762
	観客数 5,679	691	8.22	19	22,404
合計	利用人数 514,535	413,203	1.25	307,557	643,917
	観客数 216,036	132,829	1.63	94,999	333,222
公園来園者数	1,024,122	523,292	1.96		

注：単位は「人」である。

【令和元～4年度小瀬スポーツ公園の有料施設利用料金収入推移】

	利用収入				
	令和4年度	令和3年度	対前年比	令和2年度	令和元年度
陸上競技場	15,951,687	13,442,685	1.19	11,686,438	16,820,471
補助競技場	1,241,767	850,871	1.46	633,024	916,710
球技場	1,841,760	1,636,990	1.13	861,220	1,667,228
野球場	5,448,758	4,527,953	1.20	1,644,277	4,680,050
陸球場	13,083,401	12,481,758	1.05	11,345,128	10,626,119
水泳場	1,815,944	594,840	3.05	754,060	2,733,280
74771-1	37,667,187	30,354,997	1.24	30,608,896	34,440,519
体育館	20,129,803	15,159,921	1.33	10,137,810	18,402,214
武道館	27,696,980	24,349,420	1.14	16,961,890	49,731,218
合計	124,877,287	103,399,435	1.21	84,632,743	139,997,809

注：単位は「円」である。

⑦ 公園内での行為の許可等の実績について

山梨県都市公園条例第4条等に基づき、有料公園施設を除く都市公園内の所定の行為に対して、申請に基づき許可を与えている。公園内の当該行為の許可等の実績は次の表のとおりである。

【公園内の行為の許可の実績】

(単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都市公園内制限行為許可申請	30	35	46
都市公園占用許可申請	27	22	25
設置許可、管理許可申請	2	3	3
備品貸出申請	0	6	4

出所：令和2～4年度事業報告書

(2) 監査手続

小瀬スポーツ公園に係る事務事業の監査を実施するに当たり、次の監査手続を実施した。

- ① 山梨県が実施する指定管理者制度に係る制度構築状況について、行政経

するよう交渉されたい。

【現状】

小瀬スポーツ公園の各施設・設備に対する修繕工事は、指定管理業務の一環として、県スポーツ協会が実施しているが、令和4年度の当該修繕工事をつぶさに見ていくと、同一の施設・設備において、修繕工事が類似し、かつ、業者名が同じで、修繕工事の実施時期も近接する分割修繕工事が次の表で示すとおり、9件（延べ18件）発生していた。

〔令和4年度実施修繕工事のうち、分割修繕工事該当案件〕 (単位:円)

施設名	工事件名	業者名	契約額
アイリスアリーナ	アイスマリーナ冷却ポンプ部品取替修繕	W工業所	463,100
	アイスマリーナ冷却ポンプ部品取替修繕	W工業所	320,100
該当工事：2件 (783,200円) /全19件 (4,735,000円)			
クラインミンゾグ場	クラインミンゾグ場北排煙オペレーター取替修繕	O建設	319,000
	クラインミンゾグ場東排煙オペレーター取替修繕	O建設	321,200
該当工事：2件 (640,200円) /全2件 (640,200円)			
ジョギングハウス	ジョギングハウス給湯器 (男子シャワー室) 取替修繕	F冷機	489,500
	ジョギングハウス給湯器 (女子シャワー室) 取替修繕	F冷機	489,500
該当工事：2件 (979,000円) /全5件 (1,564,200円)			
テニス場	テニス場4、5番コート人工芝修繕工事	P工業	495,000
	テニス場4、5番コート人工芝修繕工事	P工業	495,000
	テニス場監視カメラ取替修繕	T通信特機	495,000
該当工事：4件 (1,925,000円) /全10件 (2,463,010円)			
武道館	武道館第2武道場排煙窓ガラス修繕	O建設	415,000
	武道館第2武道場排煙窓オペレーター修繕	O建設	297,000
該当工事：2件 (712,000円) /全20件 (3,052,000円)			
陸上競技場	陸上競技場アウトフィールド全天候舗装補修工事	G T	495,000
	陸上競技場メイン助走路全天候舗装補修工事	G T	495,000
	陸上競技場メインスタンプ北側屋根 (樋廻り) 修繕	N工業	352,000

管理業務から関連する資料 (指定管理者の変更等に関する基本方針、指定管理者の更新等に関する事務手続のガイドライン及び指定管理施設の管理運営状況のモニタリング)に関するガイドライン並びに基本協定参考例等)を入手し、内容を閲覧して、必要な説明を受けたうえで、県施設所管課であるスポーツ振興課等からの事務事業説明を受けた。

② 行政経営管理課及び県施設所管課からの説明を踏まえ、外部監査人が重要と考える外部監査の観点 (監査要点) をより具体的に検討・把握して、監査チームで情報共有することにより、小瀬スポーツ公園の指定管理業務に係る監査手続として、各種関連する資料の入手・閲覧、質問等を実施した。

③ 小瀬スポーツ公園の指定管理業務の現状を把握するため、現場視察を2回実施し、監査対象である施設及び設備等の管理状況並びに指定管理業務の実施状況を、指定管理者からの説明と質問・回答等に基づき、適時適切に把握した。

④ 以上に基づき、小瀬スポーツ公園に係る指定管理業務等の事務事業に関して、合规性に係る財務監査を実施し、併せて3E (経済性、効率性及び有効性) 監査等、業務監査を実施した。

(3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

●指定管理者である県スポーツ協会の業務実施状況に係る事項

No.5.【指摘事項】施設・設備の修繕工事の実施内容等について

小瀬スポーツ公園の各施設・設備に対する令和4年度の修繕工事について、基本協定書で定めた1件当たり60万円未満の修繕工事であったが、同一の施設・設備において、修繕工事が類似し、かつ、業者名が同じで、修繕工事の実施時期も近接する工事業件(以下「分割修繕工事」という。)が散見され、これらの分割修繕工事を効果的、効率的に実施した場合、1件当たり60万円を超過するものが9件あった。県スポーツ協会が指定管理者として指定管理業務を効果的、効率的に実施する観点からは本来、1件の修繕工事業件を基本協定に準拠して無理に分割せざるを得ない状況は不合理である。

したがって、このような分割修繕工事を解消するために、これらの不合理性について県施設所管課等に対して施設規模に合理的に対応した基準に改定

	陸上競技場メインスタンド南側屋根(種廻り)	修繕	N工業	352,000
	<b>該当工事：4件 (1,694,000円) /全17件 (3,228,181円)</b>			
<b>野球場</b>	野球場1 塁側更衣室内給湯器交換修繕		W工業所	424,600
	野球場3 塁側更衣室内給湯器交換修繕		W工業所	424,600
	<b>該当工事：2件 (849,200円) /全12件 (3,061,300円)</b>			
<b>総合計</b>	<b>該当工事：18件 (7,582,600円) /全141件 (27,685,776円)</b>			

注：上記の内訳は、分割修繕工事案件の該当施設のみ抜粋している。

これらの分割修繕工事案件は、7つの施設にわたり、延べ18件の修繕工事案件で総額は、約758万円であった。令和4年度の修繕工事案件数は141件、修繕工事の契約金額は2,769万円であったことから、分割修繕工事案件の件数割合は12.8%であり、また、同じく契約金額割合は27.4%であった。決して少ない割合ではない。

また、分割修繕工事18件の1件当たりの契約金額は約42万円(7,582,600円÷18件)であり、本来であれば2件をまとめて契約することが効果的、効率的であると考えられることから、分割修繕工事案件の1件当たりの契約金額は、約84万円(842,511円)である。

ちなみに、県スポーツ協会が指定管理者として施設・設備の維持管理業務等を行う中において発見または発覚した修繕工事は、令和4年度の141件のうち108件に上っている。その他の33件は、施設・設備に係る保守点検業務の中で発見または発覚したものであった。

小瀬スポーツ公園の中の各有料施設の現場視察時に確認した修繕対象施設・設備は次のとおりである。

**【アイヌアリーナ冷却ポンプ部品取替修繕】**

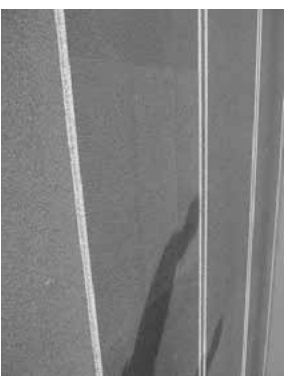


**【テニスコート監視カメラ取替修繕】**



**【陸上競技場】**

**【アウトフィールド全天候舗装補修工事】**



**【メインスタンド北側屋根(種廻り)修繕】**



**【野球場1 塁側更衣室内給湯器交換修繕】**



【野球場 3 塁側更衣室内給湯器交換修繕】



【問題点及び改善策】

分割修繕工事案件の延べ 18 件に対して、指定管理者は本来 9 件の修繕工事案件を無理に 2 分割して契約事務を進めざるを得ない状況が続いている。その原因は、指定管理者として県施設所管課と合意により締結した山梨県小瀬スポーツ公園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に、「1 件につき 60 万円未満の修繕」は「乙（指定管理者）がこの費用と責任において実施するものとする。」と規定されていることにある（基本協定書第 18 条第 1 項ただし書）。そもそも、公園施設等の修繕、改修、改築、増築又は新築に当たっては、基本的に、山梨県がそれらの必要性を判断し、山梨県の費用と責任において実施することとなっている（基本協定書第 18 条第 1 項本文）。その中でも、「1 件につき 60 万円未満の修繕」については指定管理者が自らの費用と責任で実施する仕組みである。

この基本協定上の規定は山梨県全庁的な仕組みとして、「指定管理者の更新等に関する事務手続のガイドライン」（以下「事務手続ガイドライン」という。）に次のとおり規定されていることに基づいている。

「施設及び設備の修繕について、修繕件数が少ない場合は 20 万円、多い場合は 60 万円を責任分担の区分金額とする。60 万円とする場合は、当該修繕により発生する権利について、将来主張しない旨協議書に明記する。」（事務手続ガイドライン 2（5）施設及び設備の修繕の取扱い）

このような「責任分担の区分金額」には、施設・設備の規模に基づく修繕工事の額の大きさが考慮されていないのは明らかである。

小瀬スポーツ公園の施設の多くは、全国規模の大会が開催できる施設・設備として整備されており、小規模なスポーツ施設等の修繕工事とは、修繕工事金額のレベルが異なる。指定管理者としては、県施設所管課が合理的な根拠に基づき、事務手続ガイドラインを所管する県行政経営管理課に対して、説得力ある要望が可能な根拠資料等を、県施設所管課に対して継続的に提供することを実施さ

れたい。

そもそも事務手続ガイドラインに規定する「修繕件数が多い場合 60 万円」という責任分担の区分金額には、理論会計上の根拠が乏しいものである。「当該修繕により発生する権利」が何を意味するかは定かではないが、仮に所有権等を指すとする場合、理論会計的に、「60 万円未満」の修繕工事が、新たな資産価値を付与するなどの資本的支出になりうるか、疑問である。また、仮に「60 万円」基準が法人税法に係る通達等（No. 5402 修繕費とならないものの判定）の中で示された基準のひとつに基づくものであるとする場合、法人税法の適用を受ける民間企業者の損金算入の基準という国税の政策的な基準ではあっても、公の施設の指定管理業務における修繕工事の責任区分の基準として、どの程度の合理性があるのか、甚だ疑問である。

県所管課等は、事務手続ガイドラインに規定する「修繕件数が多い場合の 60 万円」基準について、施設・設備の規模が異なる公の施設に対して、これまで一律に、機械的な適用を行ってきたことによる実務的な煩雑さや非効率さなどを再度検討して見直し作業を行い、施設規模に対応して責任分担の区分金額を実態に合うよう、柔軟に適用することが求められていることを認識する必要がある。

以上の論理展開とは異なり、現在の基本協定第 18 条第 3 項には次のとおりの規定がある。

「第 1 項の規定にかかわらず、乙は、管理業務を実施するに当たっては、あらかじめ甲の承認を受けて、乙の費用と責任において施設等の修繕、改修、改築、増築又は新築を実施することができる。この場合は、乙は、当該部分において将来にわたり何らの権利も主張しないものとする。」

この規定は、事務手続ガイドラインの「修繕件数が多い場合の 60 万円」基準にとらわれず、県施設所管課との合意に基づき、60 万円を超える修繕工事等を実際には実施することができる規定と考えることができる。

県スポーツ協会としては、現在の事務手続の煩雑さや非効率さを回避するためには、当該条項を活用することも検討すべきである。

**No.6.【意見事項】取扱いが曖昧な備品の処理について**

武道館で保管するサントバツガ4点について、既に利用者の用に供していることから、指定管理業務の中での管理から除外することを、県施設所管課に対して助言するよう要望する。

## 【現状】

武道館で保管するサンボバツグ4点は次の表のとおりである。

【令和4年度現物実査で保管が確認されているサンボバツグ】		（単位：円）	
物品番号	品名	取得年月日	取得額
97001025	サンボバツグ	平成9年4月1日	92,185
97001026	サンボバツグ	平成9年4月1日	92,185
97001027	サンボバツグ	平成9年4月1日	92,185
97001028	サンボバツグ	平成9年4月1日	92,185

出所：備品台帳（令和5年9月実施現場実査資料）

注：「保管場所・有無」欄の「□」・「○」のうち、前者の「□」は「保管場所」を、後者の「○」は「使用の有又は無」を記載している。

これら4点のサンボバツグは、平成9年4月1日に取得されたものであり、取得額は1点当たり92,185円で総額368,740円である。県スポーツ協会による現物実査では、保管が確認されており、外部監査の現場往査の際には、当初、備品台帳上、「チェック」欄に「○」が付されていたが、実際には現物は使用されていないことが把握された。

## 【問題点及び改善策】

当該サンボバツグ4点については、指定管理業務の中で使用できないなどの理由により、単に保管しているだけの備品である。毎年実施が義務付けられている備品の現物実査でもそれらの実在性を確認する手間がかかっている。日常の保管責任が非効率にも生じている状態であることから、施設設所管課と協議を行い、廃棄処分とするか、県庁内の組織間での保管転換等の措置を行うか等、適切な措置を要求し、少なくとも指定管理者の管理範囲から除外してもらうよう、適切な内容で依頼を行う必要がある。

## No.7.【指摘事項】備品管理の現物実査について

県スポーツ協会は、小瀬スポーツ公園の指定管理者として県が所有する備品の管理を行っているが、備品台帳上の管理に対して、現場での使用に堪えない備品等について、県施設所管課と協議し、廃棄または保管転換等の必要な事務手続を適時適切に実施するよう促すなど、効果的で効率的な備品管理に努められたい。

## 【現状】

県スポーツ協会は自らが所有する固定資産（公益財団法人山梨県スポーツ協会会計規程（以下「会計規程」という。）第44条以下）及び備品（会計規程第50条以下）の現物実査または現物棚卸を年に1回（9月頃、1か月程度で）実施している。その現物実査等と併せて、県所有で指定管理業務の中で利用者に供用している備品についても、実査を実施している。

基本協定書によると、県施設所管課から貸与を受けた備品は、「常に良好な状態に保たなければならない」（基本協定第19条第2項）としている。そのため、毎年1回、県出納局管理課が作成した「備品台帳」に基づき、現物実査を実施している。

## 【問題点及び改善策】

県スポーツ協会が毎年1回実施する現物実査の結果、「常に良好な状態に保たなければならない」という義務に反する状態が、継続していることが分かった。このことは、県スポーツ協会だけの問題ではなく、県スポーツ振興課における備品台帳上の必要な手続の漏れ等、不作為にも原因があるものと推察できる。今回の外部監査において、2回実施した現場往査の中で、問題ある備品管理の現状を次のとおり把握した。

## 【改善を要する備品管理の類型】

- ① 備品台帳上は登録されているが、機能として使用に耐えない備品の廃棄漏れが多数存在すること。
- ② 備品台帳には登録されているが、現場には存在しない備品の不用品組替え手続等出納処理の漏れの備品（ロッカー【15人用】【アインスアリーナ】195,300円×6台、ロッカー【8人用】【アインスアリーナ】135,450円×4台、折りたたみ椅子用台車（体育館）143,700円、フエンソング審判器セット（体育館）831,999円×2台、フエンソングピスト（体育館）543,999円×4台、スタート台（水泳場）139,050円×2台、ベースクロック（水泳場）100,940円、コースロープ巻取機（水泳場）381,100円×5台、カウンター（陸上競技場）150,000円、カウンター（陸上競技場）112,000円×3台、喫煙所ついたて（陸上競技場）131,250円）が多数存在すること。
- ③ 特殊な処理が必要となる備品で、廃棄手続の漏れの備品（PC16台：ハードディスクの破壊処理（陸上競技場）等）が多数存在すること。
- ④ 備品台帳に登録されており、備品（重要物品を含む。）の現物も存在するが、機能的に故障しており、修繕するかどうかの意思決定が遅れているなどの備品（例：大音量ホーン【リモコン付】（体育館）180,600円、計量器【フエンソング用具】（体育館）88,065円×8台、フラットベンチ（武道館）54,590円、機動増除機【陸上用】（陸上競技場）3,370,000円、決勝戦審判

台1台（陸上競技場）、スケート競技場券売システム（アイスアリーナ）2,404,500円、自動釣銭機（アイスアリーナ）368,550円、自動釣銭機ソフ トウェア（アイスアリーナ）327,600円、フールド成績表示器（陸上競技場）336,000円、組合せ掲示板（陸上競技場）78,023円等）が多数存在する こと。

⑤ 100万円以上の備品（重要物品）で廃棄処理の漏れがある備品（例：フア ール表示器（体育館）1,153,600円、アイスホッケー用ジャージシステム（ア イスアリーナ）5,817,000円、クライミングウォール（クライミング場・武 道館）61,950,000円等）が複数存在すること。

⑥ 備品台帳上には登録されていないが、現場には現物が存在し、機能的に供 用することができない備品（決勝戦審判台1台、フールド制限タイマー6 台、翻札台1台（以上、陸上競技場）等）が複数存在すること。

以上のような「改善を要する備品管理の類型」については、指定管理者として 現場での適正な管理等が困難である事例である。現場視察の際に確認し写真と して記録した主なもの（例示の下線を付したものを）次に掲載する。

【機動掃除機【陸上用】（陸上競技場）】



【決勝戦審判台1台】



今回の外部監査において、第1回目の現場往査に際しては、当初、備品台帳の 資料から管理上問題のある事項を外した資料の提出を受けた。しかし、各施設・ 設備の視察を詳細に実施する過程で、県スポーツ協会の職員から上記のような 管理上の問題があることについて、個別に質問し、回答の中で詳細な説明を受け た。そのような監査手続の実施の中で、監査上の検出事項を把握する結果となつ た。

そして、現場往査を踏まえた質問事項を提出し、実態として上記のような備品 管理の問題がある備品のリストを含む現物実査の結果を検証することができた ことから、上記のとおり「改善を要する備品管理の類型」として取りまとめた ものである。

前記のとおり、県スポーツ協会においては、貸与元の施設所管課に対して、 管理の現状を正確に伝達し、施設所管課で適時適切に備品の台帳管理が達成 されるように、現場の状況に忠実な情報を提供することが必要である。

**No.8.【指摘事項】管理業務の経費で購入した備品に係る県への報告につい て**

令和4年度に県スポーツ協会が購入した備品(3点)について、基本協定に基 づき県施設所管課の承認を適正に受けているが、県施設所管課の備品受入 手続に必要とされる報告が行われていないことから、当該報告を適時適切 に実施されたい。

また、県への収支実績報告書では、備品費の集計が2点分(1,469,600 円)となっており(94頁参照)、1点(396,000円)の集計が漏れているこ とから、今後は正確に実態を反映した収支報告となるよう、検証体制を整備 されたい。

**【現状】**

県スポーツ協会は、基本協定に基づき、あらかじめ県施設所管課の承認を受け て、令和5年3月に次の3種類の備品を購入している。

【令和4年度購入備品】 (単位：円)

No	施設	備品名称	個数	価格
1	体育館	レスリングマット台車	6台	1,159,400
2	体育館	養生シート巻き取り機	1台	310,200
3	武道館	相撲場屋外シート	2枚	396,000
-	-	-	合計	1,865,600

これらの備品の所有権は、県に帰属するものであるため、基本協定に基づき、 県へ購入の協議を行い（令和5年3月9日）、県からは当該購入の協議に対する 承認が行われている（令和5年3月10日）。

**【問題点及び改善策】**

県スポーツ協会は、基本協定に基づき、あらかじめ県施設所管課の承認を受け て、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、管理業務の用に 供している。これらの備品の所有権は管理業務の用に供したときにおいて、県施

設所管課に帰属する（基本協定第19条第7項、第8項）とされている。

ここで問題となるのは、県スポーツ協会が令和4年度の業務実施の結果として指定管理者として小瀬スポーツ公園の有料施設利用者のために、当初の予算に追加して備品を購入し、利用者の用に供しているにも拘らず、正式に県の備品として受け入れてもらっていないという事実である。この事実については、基本協定上は「乙が当該備品を管理業務の用に供したときにおいて、甲に帰属するものとする。」（基本協定書第19条第8項）とされていることから、当該備品の所有権は県に帰属することは明らかである。また、当該備品の購入に際して県の承認を受けていることも明らかである。それにも拘らず、県への報告が正式になされていなかったということで、県の備品台帳には令和4年度の備品として受け入れられていなかった。さらには、今回の外部監査の実施時点でも簿外扱いのままであったことである。

県の承認段階の書面上では、「購入後は報告すること」という一文が付されている（都計第2814号 令和5年3月10日）。県としては県スポーツ協会からの正式な報告がなかったことから、「当該備品を管理業務の用に供した」ことが分かっていたとしても、備品台帳の整備ができなかったことである。県施設所管課としては、当該備品購入の「報告」を県スポーツ協会に対して、注意喚起して催促することもできたものと考えるが、県スポーツ協会においては、「報告」が漏れていたことも確かである。

今後は、県スポーツ協会は、指定管理業務をその職責に基づき、しっかりと実施しており、そのプロセスで小瀬スポーツ公園の有料施設利用者のために必要な備品を購入していることから、備品の購入の協議だけでなく、「報告」についても失念することないよう、留意する必要がある。

また、当該3点の備品購入及び県への所有権の帰属については、県スポーツ協会が行った、県への収支実績報告の中で、備品費の集計を誤って2点分（1,469,600円）としてしまった。もう1点（396,000円）の集計が漏れていたが、県施設所管課も気づかず、修正の指示を行っていない。県スポーツ協会としては、今後は正確に実態を反映した収支報告となるよう、検証体制を整備する必要がある。

## No.9.【指摘事項】受贈備品の簿外管理及び他団体所有備品の現場管理について

小瀬スポーツ公園の中に保管されている備品のうち、県スポーツ協会が受贈を受けた備品（カート車）が、固定資産台帳にも備品台帳にも記載されず、

利用されることなく、保管されていた。今後も使用しない場合は、有価物として売却するか、有償で処分するか、検討し早期に処分されたい。

また、陸上競技場をホームグラウンドとするVF甲府が所有する備品（車両）が事実上保管されていた。陸上競技場をホームグラウンドとするVF甲府との間で保管に関する協議を行い、書面上、管理責任等を明確にすることを検討されたい。

### 【現状】

小瀬スポーツ公園の管理事務所近くに県スポーツ協会が他団体から寄贈を受けた備品（カート車）が保管されている。しかし、日常業務には使用されていない。

また、陸上競技場の近辺にVF甲府の所有の備品（車両）が常時保管されている。

【県スポーツ協会受贈の車両】



【VF甲府所有の車両】



### 【問題点及び改善策】

県スポーツ協会受贈の備品は、現状で放置されているわけではないが、指定管理業務のために利用することがない状態で、園内に保管されている現状に対しては、その保管の必要性がないことから、また、自然災害の発生時に支障が生じる危険性があることから、処分を行う必要があるものと考えられる。

また、小瀬スポーツ公園の陸上競技場をホームグラウンドとするVF甲府が所有し、使用する車両を常時保管していることについては、当該車両の管理責任を明確にしないと、仮に、当該車両に関して盗難や破損等の事態が指定管理施設の中で発生した場合、県スポーツ協会は業務上の責任を問われかねないものと考えられる。

以上のような理由により、県スポーツ協会は現状の改善を行う必要がある。



## No.10.【意見事項】有料公園施設の供用日及び利用時間の拡大に係る実態調査について

小瀬スポーツ公園の有料公園施設に係る供用日や利用時間は、条例上の規定や管理運営業務仕様書の規定にかかわらず、指定管理者の提案により拡大して、利用者の用に供しているところ、利用者満足度の面からのメリットと施設運営上の業務負担の面からのデメリットが考えられることから、これらのメリット及びデメリットの側面からの実態調査(利用者満足度調査等)を行い、現在の拡大された供用日や利用時間のあり方を定期的に再評価するルールを確立するよう要望する。

### 【現状】

小瀬スポーツ公園の有料公園施設に係る供用日や利用時間は、次のとおりの運用となっている。

【現在の運用】

- ① 供用日：1月2日から12月30日まで  
(第5期指定期間)
- ② 利用時間：午前8時～午後10時  
(第1期～第5期指定期間)
- ③ 時間短縮：12月29日、30日、1月2日、3日は、17時30分まで

このような供用日や利用時間の拡大は、次に示す山梨県都市公園条例(第5条、別表第2)や管理運営業務仕様書の規定と異なり、利用者の利便性の拡大に資するものとして、指定管理者による提案書で示し、基本協定書(第25条業務計画書)において、全体として県の承認を得たものという認識を、県スポーツ協会は有している。

【条例上・仕様書上の供用日及び利用時間】

- ① 供用日：1月4日から12月28日まで
- ② 利用時間：午前8時30分～午後9時

なお、上記の供用日及び利用時間の対象は、次の施設である。

【対象有料公園施設名】

陸上競技場、野球場、球技場、庭球場、体育館、武道館、クライミング場

### 【問題点及び改善策】

上記のとおり、指定管理者である県スポーツ協会は、有料公園施設を利用する県民等に対して、経営努力により、供用日及び利用時間の拡大を行っている。

のような利便性の拡大に伴う利用者からの評価については、このことに特化した利用者満足度調査(基本協定書第26条)などの実態調査を実施していない。現時点での県スポーツ協会の認識は次のとおりである。

「(利用者の利便性向上に資する)時間延長については、利用者に不利益になることはないと思われ、延長についての否定的な意見はないと思われる(更なる延長を求める声はある)。本協会としてもスポーツ環境の提供はスポーツ振興の観点から行っている。」

確かに、このような認識は否定されるべきものとは考えないが、しかしながら、利用者の実態的な満足度を事実として把握し、指定管理者としての業務執行の効果をより客観的に事実に基づいたものとする姿勢が求められているものと考えられる。

また、供用日や利用時間の拡大は利用者の利便性の拡大に資すると考えられる一方で、それらの実施には、人的な負担や経費的コスト等がかかっている。この点について、県スポーツ協会は、次のような認識を持っている。

「一方でご指摘のとおり、職員の勤務シフトの複雑さや光熱水費(特に冬季)は少なくない。時間延長については、勤務シフトで対応できない場合は時間外(超過勤務扱い)とし、22時以降は深夜勤務として手当している。」

以上のとおり、供用日及び利用時間の拡大には、様々なコストも嵩んでくることが、指定管理者としても適正に認識されていることが分かる。そうであれば、利用者の利便性の向上に資する提案について、その実施のための様々なコストがどの程度かかっているのかについて、定期的に検証を行うことで、現行の業務の再評価等をより科学的に実施することができるものと考えられる。

## No.11.【意見事項】キャンセル料の徴収について

有料公園施設(庭球場等)の利用者が利用直前に自己都合により、突然利用を取り消す場合、指定管理者としては、キャンセル料を徴収している。このキャンセル料は都市公園条例に規定はなく、指定管理者の会計規程等にも明文の根拠がない。キャンセル料は利用者の自己都合による、突然の利用取消であり、他の利用者の利用の機会を阻害するものであることから、現在のキャンセル料の徴収の慣行には理解ができれば、条例上の明文の規定がない現在、少なくとも指定管理者である県スポーツ協会の内規に規定し、その規定に基づき、キャンセル料を徴収するルールを整備するよう要望する。

また、キャンセル料の発生の実態として、各施設別に発生件数や金額を個別集計していないため、キャンセル料発生の実態が不明である。指定管理者とし

て施設の効果的、効率的な利用及び公平利用をより促進するためにも、キャンセル発生の実態を調査することも検討するよう要望する。

**【現状】**

県スポーツ協会は、有料公園施設の利用者が利用直前に自己都合により、突然その利用を取り消す場合、当該利用者からキャンセル料を徴収している実態が把握された。

県スポーツ協会によると、利用者が施設等の利用のためにアクセスするインターネット予約システム（やまなしくらしねっと）の予約画面に「施設予約の変更及び取り消しについて」というタイトルで、キャンセル料について周知している。また、電話予約や窓口での予約の場合には、その予約時にキャンセル料について利用者に口頭にて周知していることであった。

**【問題点及び改善策】**

キャンセル料は現状では事実上、指定管理者の収入となっているが、山梨県都市公園条例で規定する「指定管理者の収入」となる有料公園施設の利用料金とは異なるものである（同条例第16条、別表第6）。確かに、該当する利用者が本来予約した施設・設備の利用を直前に突然取り消さなければ、当該条例上の利用料金が収納されたはずである。しかし、キャンセル料は予約した施設等の利用の実態がないことを前提とする収入であることから、現在の条例には直接の規定はない。

一方、県スポーツ協会の会計規程での収入（第26条）として処理されているものと推察されるが、このキャンセル料を該当する利用者に対して納付するよう要請する内規上の根拠規定も存在しない。

現状では指定管理者が利用者に対して、インターネット予約システム上でも、電話予約や窓口での予約の際にも、「施設予約の変更及び取り消しについて」というタイトルで、丁寧に周知していることは確認できることである。しかし、施設利用料の徴収と異なり、キャンセル料の徴収は私債権としての性格を有するものであり、キャンセルを行った利用予定者に対して、効果的に徴収行為を行うためにも、その徴収の根拠となる内規上の根拠は最低限、整備することが必要である。

また、施設別のキャンセル料発生件数や金額等は現状では集計していないため、キャンセル料発生の正確な実態把握がなされていない。いずれの施設でどの程度のキャンセルが発生しているか把握していないことは、効果的で、効率的な施設等の利用促進や公平利用促進に対する阻害要因となる。

指定管理者として、いずれの施設でどのような場合にキャンセルが発生しているかについて、適時適切に把握することにより、このような阻害要因に対し、

指定管理者として適切に対応することができるようになるものと考える。

**No.12.【意見事項】「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に資する事業提案について**

令和5年度からの第5期指定期間に係る指定管理者選定委員会等に対して提出した提案書において、「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に関する具体的な提案が把握できなかった。「山梨県小瀬スポーツ公園指定管理者募集要項」（令和4年5月）の「第3募集の内容」の「2自主事業」（2）において、「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に基づく自主事業を提案することとされ（同要項3頁）、また、「第5指定管理者の候補者の選定」の「2審査基準」においても「自主事業計画」に対して「20点」が配点されていることから、「山梨県スポーツ成長産業化戦略」が県においては重要性の高い事業であったことが同われる。

したがって、第5期指定管理期間の提案書に、自主事業の中で具体的な事業提案がなされるべきであったと考えるが、現状では指定管理者として、小瀬スポーツ公園内での自主事業の企画及び実施をめざし、県施設所管課と密接に連携して、具体的な事業展開を実行するよう要望する。

**【現状】**

外部監査の現場往査に際して、指定管理者である県スポーツ協会に対して、「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に資する現在の自主事業について確認したところ、次のような事業内容に基づき、当該戦略に係る事業を行っているという説明を受けた。

- ① スポーツ成長産業化政策について、指定管理事業をはじめとする法人全体で取り組むスポーツ事業そのものが、スポーツ成長産業化政策に繋がるものと捉えている。

【基本戦略1】関係：

「やまなしスポーツエソジーン」への職員の派遣

【基本戦略2】関係：

スポーツ大会・イベント合宿等の誘致について、特に合宿のメッカである北麓公園では、積極的なアピールをしている。

【基本戦略3】関係：

他産業の財・サービスの創出として、芸能大手のアミューズとの事業連携や山梨学院大学との連携協定等により新たな分野の開拓に取り組んでいる。

【基本戦略4】関係：

スポーツツーリズムとして、東京都の中高生を対象にしたイベントの勝致や全プロパー職員にDX研修受講をさせる等に取り組んでいる。

- ② 前指定期間（平成31年度～令和4年度）の中では、東京都「ことも笑顔プロジェクト」を令和4年度に山梨県からの依頼に基づき実施した実績がある。

【問題点及び改善策】

県スポーツ協会は、現在、第5期の指定管理者として、以上のような認識に基づき、「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に関して、指定管理者候補者の選定段階では自主事業として具体的に提案することができなかったことを認めている。

県の指定管理者候補者選定の審議の中でも、「当該提案がなされていない」旨のコメントを複数の選定委員が行っている。

その結果としても、県の選定結果の通知の中で「・・・これまでの施設管理実績も評価できる。」と高く評価しながらも、「引き継ぎ、県民の様々なニーズに対応すべく、適切な施設管理に努めるとともに、今後は本県最大のスポーツ公園の特色を生かし、スポーツ成長産業化に資する取り組みを強く求めたい。」という要望が明記されている。

そもそも、「山梨県スポーツ成長産業化戦略」とは何を具体的に目指すものであるか等について、組織として明確に理解する努力が必要である。そのためには、県の「やまなしスポーツエソジ」への派遣職員による貴重な情報を活用することも必要である。

小瀬スポーツ公園において、指定管理者として「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に資する自主事業の企画・実施の可能性について、より具体的に組織的な検討を行うためには、4年間の指定管理期間の中で早急に、関連する検討委員会等を組成するなど、当指定期間での成果を目指すことが県から期待されている。

その期待に応えるためにも、指定管理者を中心として、県施設所管課や外注先のひとつであるスポーツ専門の民間会社、地元大学の専門教育研究者等と、より密接に連携して、上記の県からの要望に真摯に応えるべく、具体的な取組を進められることを期待するものである。

No.13.【意見事項】スポーツ振興業務及びスポーツ講習会開催業務について

令和4年度において、指定管理者として実施している事業の中で、スポーツ

振興業務及びスポーツ講習会開催業務について、前年度対比でも、一部、大幅な利用者の減少がみられる教室、実施回などが把握された。開催日の天候等、様々な減少要因があるものと考えられる。それらの減少実績の教室等の中でも、特定の教室等の利用者減少に関しては、前年度と比較して減少した要因又は定員と比較した場合の参加者の少なさの要因について、適時適切に要因分析等を行い、教室のニーズ調査、企画の魅力度の創出、広報の仕方の工夫（プロモーションの方法）等、マーケティング理論に基づく企画の内容、教室の在り方の見直しなど、PDCAサイクルの中で、適時適切に事業企画等の見直しを行うよう要望する。

【現状】

スポーツ振興業務及びスポーツ講習会開催業務に係る教室等の実績に関しては、令和4年度事業報告書（25頁～27頁）に掲載されている「キースポーツ振興業務及びスポーツ講習会開催業務」の中で、「（1）スポーツ教室」～「（5）スポーツ体験コーナー」の実施教室・講習会の実績及び計画対比の一覧表に詳しく掲載されている。

この一覧表を以下では3分割して掲載することとし、これらの表の最右列に「対比」として算定されている参加率（参加人数÷（定数×回数））の表示数値が極端に低い教室名を、それぞれの3分割の表として、次のとおり提示する。



【令和4年度 スポーツ教室（振興事業）開催実績一覧：その3】

No	教室名	内容	対象	定員	開催期間	曜日	時間帯	回数	会場	参加人数	対比
21	「子どもたちのための」 「子どもたちを応援」	音楽やダンス、絵画、工作、料理、お茶会、大人数の集まりなどを通じて、子どもたちの成長を応援する。	一般	40組 約40名	10月1日～10月31日	-	-	-	-	-	-
22	リズム＆ボディアクテア	音楽に合わせて、リズムに合わせて、体を動かす。	一般	45人	R4. 4/11～6/25	月	13:30～15:00	10	武蔵野第二武道場	14	31%
23	子ども向け～こ教室	子どもたちと大人が一緒に、様々な活動を通じて、成長を応援する。	幼児 小学生	20人	R4. 9/5～11/21	月	15:30～17:00	10	武蔵野第二武道場	12	27%
24	運動教室	様々な運動を通じて、体力を鍛え、健康を維持する。	幼児 小学生	20人	R4. 8/5～9/3	日	9:00～11:30	2	武蔵野公園・アースコート	144	36%
25	小学生対象教室	小学生を対象とした、様々な活動を通じて、成長を応援する。	小学生	15人	R4. 4/23～7/9	土	9:30～10:30	4	武蔵野公園・アースコート	53	86%
26	大人向けの～こ教室	大人を対象とした、様々な活動を通じて、成長を応援する。	子ども	15人	R4. 12/3～3/11	土	9:30～10:30	4	武蔵野公園・アースコート	45	75%
27	大人のための～こ教室	大人を対象とした、様々な活動を通じて、成長を応援する。	一般	10人	R4. 4/23～7/9	土	9:30～10:30	4	武蔵野公園・アースコート	42	70%
28	大人のための～こ教室	大人を対象とした、様々な活動を通じて、成長を応援する。	一般	20人	R4. 8/6～11/21	月	15:30～17:00	10	武蔵野公園・アースコート	38	51%
29	大人のための～こ教室	大人を対象とした、様々な活動を通じて、成長を応援する。	一般	20人	R4. 12/3～3/11	土	9:30～10:30	4	武蔵野公園・アースコート	48	80%
30	大人のための～こ教室	大人を対象とした、様々な活動を通じて、成長を応援する。	一般	20人	R4. 8/6～11/21	月	15:30～17:00	10	武蔵野公園・アースコート	44	73%
31	大人のための～こ教室	大人を対象とした、様々な活動を通じて、成長を応援する。	一般	20人	R4. 4/23～7/9	土	9:30～10:30	4	武蔵野公園・アースコート	41	73%
32	大人のための～こ教室	大人を対象とした、様々な活動を通じて、成長を応援する。	一般	20人	R4. 12/3～3/11	土	9:30～10:30	4	武蔵野公園・アースコート	41	73%
33	大人のための～こ教室	大人を対象とした、様々な活動を通じて、成長を応援する。	一般	20人	R4. 8/6～11/21	月	15:30～17:00	10	武蔵野公園・アースコート	41	73%

上記の表（【令和4年度 スポーツ教室（振興事業）開催実績一覧：その3】）の最右列に「対比」として算定されている参加率（参加人数÷（定数×回数））の表示数値が極端に低い教室名を挙げると次のとおりである。

- オ. 「22. リズム＆ボディアクテア」[定員：45人×10回⇒実績：12人～14人]
- カ. 「30. アイスホッケー教室」[定員：30人×2回⇒実績：9人]
- キ. 「33. ノルディックウォーキング教室」[定員：20人×1回⇒実績1人]

【問題点及び改善策】  
スポーツ振興業務及びスポーツ講習会開催業務に係る教室等の実績において、

参加率が極めて低い教室等があることについては、様々な評価手法（前年度対比、定員・参加人数対比、目標参加人員・実績対比等）により評価が行われ、毎月開催される経営会議において報告されているということである。この経営会議では、スポーツ教室等の春期、秋期、冬期毎に目標値、実績値を基に会議を実施していることであった。

そして、外部監査の中で業務のP（計画）・D（実施）・C（評価）・A（見直し等計画への反映）がどのように機能しているのか質問したところ、次の回答を得ることができた。

【県スポーツ協会回答】

- P：振興業務の運営計画を基に教室開催を計画している。
- D：開催にあたり、小瀬スポーツ公園ホームページや「Lively KOSE」を活用し、また、各施設にチラシを置き広報を行っている。
- C：教室最終日に、参加者へアンケートを行い忌憚のない意見を頂戴しており、次期教室へ反映している。
- A：教室等については、「スポーツ健康づくり教室等における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」に基づいて実施しているため、社会情勢等、参加者の思い（参加はしたいがコロナが気になる）などで増減は致し方ないかと思われる。今後、適宜入れ替えができる仕組みを構築することにより、生涯スポーツの提供を継続することが必要かと思われる。

スポーツ教室の事業企画、実施及び評価においても、マーケティングの理論を参考にして、PDCAサイクルを回していくことも有効な経営手法であると考えられる。

例えば、特定のスポーツ教室（3. フレンドリーテニスゲーム、6. 太極拳教室、22. リズム＆ボディアクテア、30. アイスホッケー教室、33. ノルディックウォーキング教室等）を例に挙げると、これらの教室事業を企画する際には、事前に潜在的な利用者の市場調査を様々なアンケート調査等の手法により実施すること、その調査結果や公表統計データに基づき、セグメント・ターゲット分析を実施すること、そして指定管理者としての県スポーツ協会の人的資源、経営ノウハウ等に関するポジティブな分析（SWOT分析等）を実施すること等、基本的な手続をルール化することが有効である。

それらの分析等の結果を踏まえて、スポーツ教室事業の商品化を考える必要がある。その商品化に当たっては、実施時期・曜日、開催場所、開催時間帯、適切な講師の選定、謝金、教室の魅力的な実施内容、参加料金の水準、目標参加者数、収支計画、より効果的な広報手段の選定、より効率的な周知ルートの開拓（プロモーション等）を決定して、企画書に記載し、機関決定を得ることが必須である。

スポーツ教室の企画・実施・見直しの流れをPDCAサイクルの中で回しているためには、決して形式的な作業で終わらせることなく、上記のようなマーケティング理論に基づいた企画書を作成して、実施することも検討に値するものであると考える。

また、現在のスポーツ教室の開催のきっかけは何であったか、実績が目標（定員や過去の標準的実績等）と比較して著しく低いにも拘らず、当該教室を継続しなければならぬ政策的な事情は本当にあるのか、現在の参加者数等が低くても、施設設置の目的や趣旨から公平性を担保する必要があるなどの視点から当該教室を継続しなければならぬなどの事情があるのかなど、公の施設の管理運営には強く求められる説明責任を適時的確に果たすことが必要である。

現在の事業報告書に記述される実績に係る説明においては、これらの公の施設の経営に寄与するマーケティングの考え方に基づく記述や公的説明責任に基づく記述が更に強く表現されるべきである。

前記のような、「今後、適宜入れ替えができる仕組みを構築することにより、生涯スポーツの提供を継続することが必要」という認識について、今後、実質的に機能し効果があるものとするためには、上記のように、より理論的な仕組みに基づき、より具体的な取組を実施するよう、期待するものである。

なお、上記の3つの表の最右列の「対比」の算定率には、表示上誤りがあるか、誤解を生じる数値が列挙されている。表に掲げる数値を使用して「対比」の列に表示されている数値がストリートに算定できるよう工夫を要する。仮に誤った数値が表示されているとすれば、早急に修正を行う必要がある。

**No.14.【意見事項】大規模地震等の発災時に必要な備品の整備要求について**

大規模地震が発生した際には、小瀬スポーツ公園の指定管理者である県スポーツ協会は県と連携して「小瀬スポーツ公園現地災害対策本部」を組織し、公園利用者の安全確保及び施設の応急復旧の主体となることか想定されている。このような役割分担に基づき、想定される大規模地震等の発災時に必要となる備品については、公の施設の通常の管理運営に必要な備品とは区別して、県施設所管課に対して予算要望を行うよう要望する。

**【現状】**

県スポーツ協会は、小瀬スポーツ公園施設等の管理運営に必要な備品の整備のために、毎年度、県施設所管課に対して「予算要望一覧表（備品関係）優先順

位表」を提出している。例えば、令和5年度においては、「令和5年度 予算要望一覧表（備品関係）優先順位表」が提出されている。この一覧表を見ると、22件の備品で総額1億8,790万円の整備要望であった（1件当たり854万円の要望額）。これらの要望のうち、大規模地震等の災害発生時に必要となることか想定できる備品の整備要望は、優先順位21番目の「電源車：88,000,000円」と優先順位22番目の「スポーツトラック：5,346,000円」である。県施設所管課の所見としては、優先順位が全体の備品要望の優先順位から見ると下から2番目以下であることから、早急な予算化は考えていないことが把握された。

**【問題点及び改善策】**

指定管理者が必要であるとして県へ要望する備品には、公の施設としての小瀬スポーツ公園の平時における管理運営に必要な備品と大規模地震等の発災時に現地災害対策本部として緊急を要するであろうと判断される備品の要望とが混在している。これら2つのジャンル・属性は、同じ一覧表に列挙して優先順位を設定する性質のものではない。しかし、現状では平時でも大規模地震等の発災時でも同じ判断基準で、備品整備の要望に係る優先順位を行い、予算化の判断を行うと、緊急時に必要不可欠な備品が整備されていなかった場合、予算要望の仕組みに問題があると後付けで言い訳しても、実際の発災時での活動には何も貢献するものではないことを認識するべきである。

現在の小瀬スポーツ公園においては、県の被害想定との基礎となる地域防災計画等に基づき、「東海地震」（想定地震：震度6以上、または震度5強以下で山梨県災害対策本部長が必要と認めた場合）が前提で、次のとおりの被害想定が規定されている。

**【小瀬スポーツ公園内の被害予測】**

No	被害想定
1	園内のモニタメント（クラフトタワー、給水塔）や水泳場等は被災する。
2	園内の園路、駐車場等の舗装の一部に不陸が生じる。
3	体育館や武道館など園内建物に損傷が生じる。また、躯体に被害は及ばなくともガラスの破損などが生じる。
4	停電により電気設備機能を失う。また、LPガスの緊急停止により、エネルギー供給が完全に断たれる。
5	水道管が破裂し、園内の水道供給がストップする。なお、園内は宅内であるため、園内で破断した場合は、水道の応急復旧に必要な以上の時間がかかる。
6	園内の高木で根系に制約のあるものや幹が損傷しているもの、老木が倒木する。
7	各施設の火気使用設備付近から火災が発生する。

出所：山梨県スポーツ協会小瀬スポーツ公園震災時対応マニュアルより抜粋

そして、「山梨県スポーツ協会小瀬スポーツ公園震災時対応マニュアル」(以下「震災時対応マニュアル」という。)小瀬スポーツ公園の利用予測によると、次のような事態が想定されている。すなわち、公園利用者が地震により一部で混乱を起したり、近隣に居住する利用者が避難を始めたたりする。周辺住民が余震を恐れて園内に避難してくる。また、県職員が到着し、消防や自衛隊等の部隊が徐々に到着する。広域物資拠点運営のため県職員が到着する。

震災時対応マニュアルによると、県スポーツ協会は、「公園利用者の安全確保及び応急復旧を主体とし、都市公園法や都市公園条例等に準拠し、小瀬スポーツ公園の震災時利用を円滑に運営するために、公園施設や資機材の提供を行い、県の防災体制をサポートする。」とされている。

以上から、停電により電気設備機能を失った場合〔小瀬スポーツ公園内の被害想定〕No.4)、県スポーツ協会は震災時対応マニュアルに基づき、「公園利用者の安全確保及び応急復旧を主体とし、・・・公園施設や資機材の提供を行い、県の防災体制をサポートする」ことが重要な機能としてできなくなる。

そのためにも、「令和5年度 予算要望一覧表(備品関係)優先順位表」において、「電源車：88,000,000円」の要望を行っていると理解する必要がある。現場往査時に各施設等の視察を行ったときや書面での質問に対して回答を提出して頂いた際に、電源車が大規模地震発生時に必ず必要となるという見解を、指定管理者としてまとめてもらったものが次の内容である。

【電源車の必要性に係る指定管理者の見解】

「小瀬スポーツ公園内(武道館を除く。)の雑用水(トイレ等)は陸上競技場の南側園路沿い(球技場との間)の井戸設備より供給されているため、商用電源が途絶えた場合には供給が停止する。この為、電源供給を行える設備(非常用発電機)が必要であると考えられる。上記と同様に震災時に使用する予定である災害用トイレ用水を供給する陸上競技場の北側園路沿い(補助競技場との間)に設置されている井戸設備にも震災時に電源供給を行える設備(非常用発電機)が必要であると考える。」

指定管理者が作成した「令和5年度 予算要望一覧表(備品関係)優先順位表」の優先順位22番目「電源車：88,000,000円」の「要求理由」は次のとおりであった。

【電源車の要求理由】

「現在の電力契約では繁忙期に利用が重なった場合に非常にシビアな電力調整が必要であり、状況に応じて施設利用を制限している。また、災害拠点の機能

を維持するための備えは必要であることから、電気使用量のピーク時における園内電気設備のバックアップ機能の確保や災害時における園内電気設備の機能維持等が可能であることから、電源車の購入を希望する。」

指定管理者は、平時とは異なる大規模地震の震災時においても、県民の命を守る手段が平時から整備されていない場合、緊急に調達することが難しいものと考えているものと認識する。したがって、指定管理者として県に対して、備品関係の予算要望を行う際には、平時とは異なる、大規模地震の震災時という緊急時の区別を明確に行い、それぞれに必要な備品の予算要望一覧表・優先順位表を各別に作成して、緊急時の優先順位付けについても県に要望することが極めて重要である。それにより、真に効果的な災害対策になることを周知する必要があるものと考ええる。

なお、現在の地域防災計画では、小瀬スポーツ公園を防災活動拠点及び広域避難地として位置づけている。そのことから県施設所管課(都市計画課景観まちづくり室)では、小瀬スポーツ公園において、令和6年度、防災公園としての機能を拡充するため、災害時の機能確保に必要な非常用電源設備及び給排水排水管耐震化改修を実施する予定である。この計画について、指定管理者は県施設所管課から周知されていない現実があることから、早急に情報の共有を行い、指定管理者としての施設管理業務に必要な備品の整備に関して適切に判断を行うことが求められている。

#### No.15.【意見事項】有料公園施設の利用料金のあり方について

小瀬スポーツ公園内の有料公園施設の利用料金は、山梨県都市公園条例別表第6に定める範囲内で、知事の承認を受けて指定管理者が定めることとなっている。現在の利用料金は都市公園条例別表第6の上限額で徴収され、指定管理者の収入とされている(利用料金制度)。

指定管理者制度の導入趣旨は、公の施設の管理運営に、民間の施設運営のノウハウを導入し、適切なコストでの経営を行うことが期待されていることから、現在の利用料金のあり方について、施設等の利用者の意見や要望等を集約し、近隣他県等の同種施設の利用料金との比較を適時実施したうえで、指定管理者としての見解をとりまとめ、県に対して公の施設の管理運営を効果的、効率的に実施する立場から、定期的に利用料金の設定に関する自らの見解を述べるなど経営努力を行うよう、要望する。

【現状】

小瀬スポーツ公園内の有料公園施設の利用料金は、山梨県都市公園条例第 16 条に基づく同条例別表第 6 の「二」にその上限額が定められている。そこには、専利用する場合と個人利用する場合とに分けて、施設の新設の際に、専利用の場合は、建設費または維持管理費に対応したイニシャルコストまたはランニングコストの額に基づき、また、個人利用の場合は近県等の該当施設の利用料金の平均値に基づき、県が算定している利用料金が基礎となっているものである。これらの上限額の範囲内で、指定管理者は自らの経営ノウハウに基づき、実際の利用料金の額を知事の承認を得て設定することとなっている。

【問題点及び改善策】

指定管理に関する基本協定第 12 条第 2 項においては、「利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で乙があらかじめ山梨県知事の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする場合も同様とする。」と規定されている(第 4 期及び第 5 期指定期間共通)。

また、「山梨県小瀬スポーツ公園指定管理者募集要項」(令和 4 年 5 月)によると、「小瀬スポーツ公園内の有料公園施設(山梨県都市公園条例別表第 1 に定める施設)の利用料金は、指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例の定める額の範囲内で、知事の承認を受けて指定管理者が定めます。」と規定されている(5 頁)。

現在の利用料金は指定管理者が知事の承認を受けて定めた額であるとされている。それは、現在の利用料金の設定を個別に知事から承認を受けているのではない。業務計画書に記載する項目の一つとして、「利用料金の設定」があり、その記載の中で都市公園条例別表 6 に規定する上限額を選択していることにより、他の記載項目と共に業務計画書が知事から承認されているのである。

したがって、実際には、都市公園条例別表 6 に規定する上限額を施設等の利用者から徴収している。

一方、都市公園条例に規定する利用料金については、次のとおり過去 3 回の改定(平成 4 年 3 月 24 日、平成 7 年 3 月 15 日、平成 11 年 3 月 25 日)が行われている(消費税等の導入及び値上げに伴う 4 回の改定を除く)。このことから分かるのとおり、現時点まで、24 年間物価変動等に伴う利用料金の改定は行われていない。また、指定管理者制度が導入されてからは、条例改正による利用料金の改定は行われていないのである。

したがって、現在の利用料金の額が上限額として、適切に物価変動等を反映しているかどうか、具体的、明示的に判断がなされていないものと考えられる。

このことは、指定管理者として、現在の利用料金(専利用、個人利用、付属設備利用の料金)が利用者の視点から割高であるか、割安であるかについて、適切に情報を把握し、実際の利用料金の額の設定を検討することが重要な経営判

断事項となる。  
例えば、各施設の個人利用の場合の利用料金の設定については、次に示す表のとおりである。

【施設別の同じ利用区分・一定額の利用料金一覧表】 (単位:円/人)

施設名称	利用の区分				
	対象	利用者	午前	午後	夜
陸上競技場	アマチュアスポーツに係る大会等以外のための場合	一般及び大学生 高校生	8:30~12:00 280	12:00~17:30 280	17:30~21:00 280
補助競技場	陸上競技に係る大会等以外のための場合	一般及び大学生 中学生以下	280	280	-
水泳プール	水泳競技に係る大会等以外のための場合	一般及び大学生 高校生	280	280	-
体育館(本館)	アマチュアスポーツに係る大会等以外のための場合	一般及び大学生 中学生以下	280	280	280
競技場	アマチュアスポーツに係る大会等以外のための場合	一般及び大学生 高校生	280	280	280
体育館(別館)	スポーツに係る大会等以外のための場合	一般及び大学生 中学生以下	280	280	280
競技場	スポーツに係る大会等以外のための場合	一般及び大学生 中学生以下	280	280	280
体育館(トレストンゾウ室)	体操競技等に係る大会等以外のための場合	一般及び大学生 高校生	280	280	280
武道館(競技場)	アマチュアスポーツに係る大会等以外のための場合	一般及び大学生 高校生	280	280	280
武道館(第 1 武道場、弓道)	アマチュアスポーツ等に係る大会等以外のための場合	一般及び大学生 中学生以下	280	280	280
		一般及び大学生 高校生	280	280	280
		中学生以下	60	60	60
		一般及び大学生 高校生	280	280	280
		中学生以下	60	60	60
		一般及び大学生 高校生	280	280	280
		中学生以下	60	60	60



場、相撲場)	ために利用する場合	中学生以下		
		一般及び大学生	高校生	中学生以下
武道場(トレーニング室)	-	330	330	330
		160	160	160
		70	70	70
クライミング場	アテチユアスポーツに係る大会等以外のために利用する場合	400	400	400
		200	200	200
		90	90	90

出所：山梨県都市公園条例 別表6（第16条、第17条の2関係）

【参考：小瀬スポーツ公園以外の都市公園として、山梨県富士北麓公園】

【施設別の同じ利用区分・一定額の利用料金一覧表】（単位：円/人）

施設名称	対象	利用の区分			
		利用者	午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:30	夜 17:30~21:00
陸上競技場	アテチユアスポーツに係る大会等以外のために利用する場合	一般及び大学生	280	280	280
		高校生	140	140	140
		中学生以下	60	60	60
屋内練習走路	陸上競技に係る大会等以外のために利用する場合	一般及び大学生	280	280	280
		高校生	140	140	140
		中学生以下	60	60	60
体育館(本館競技場)	アテチユアスポーツに係る大会等以外のために利用する場合	一般及び大学生	280	280	280
		高校生	140	140	140
		中学生以下	60	60	60
体育館(別館競技場)	スポーツ等に係る大会等以外のために利用する場合	一般及び大学生	280	280	280
		高校生	140	140	140
		中学生以下	60	60	60
ファミリーエントランスルーム	スポーツ等に係る大会等以外のために利用する場合	一般及び大学生	330	330	330
		高校生	160	160	160
		中学生以下	70	70	70

出所：山梨県都市公園条例 別表6（第16条、第17条の2関係）

これらは、施設別で利用区分別の利用料金の額について、小瀬スポーツ公園だけでなく、山梨県富士北麓公園に関しても、条例で規定する上限額を設定しており、基本的に全て同じ額を指定管理者として設定していることとなる。しかしながら、これらの個人利用の利用料金は、体育館（本館競技場）等のように施設によっては、コート（1面、半面等）利用（他の事例ではアリーナの一部の利用として。以下、同様。）の利用料金を馴染むものであるにも拘らず、条例に規定のとおり利用形態である個人利用での貸出ししかできない状況である。仮に、専用利用や個人利用ではなく、コート利用という形態での貸出しが可能であれば、例えば、体育館（本館競技場）や武道館等では、個人利用としての現在の低廉な価格体系ではなく、より実態に合ったコート利用の価格体系で貸出し（例示：ぐんまアリーナ及びぐんま武道館並びに長野県長野運動公園体育館、やまびこドーム及び長野県佐久創造館等）が可能となるものと考える。

また、近隣他県の利用料金の額と比較すると、例えば、体育館（本館競技場）の専用利用の場合、「アテチユアスポーツに係る大会等のために利用する場合」で「有料大会等のために利用する場合」には、「入場料金総額の20分の1に相当する額。ただし、その相当する額が33,000円に満たないときは33,000円とし、その相当する額が82,500円を超えるときは82,500円とする。」としている（都市公園条例第16条別表6ニ）。

また、同じく、体育館（本館競技場）の専用利用の場合、「アテチユアスポーツ以外のために利用する場合」で「有料大会等のために利用する場合」には、「入場料金総額の20分の1に相当する額。ただし、その相当する額が396,000円に満たないときは396,000円とする。」としている（都市公園条例第16条別表6ニ）。

一方、近隣県の事例では、このような複雑な規定ではなく、専用利用の場合、「アテチユアスポーツの使用」で「入場料を徴する場合」には、「405,000円」（1日利用9:00~21:00）と設定されており（その他、午前、午後、夜間の区分利用は、「135,000円」で統一。）、また、「その他（アテチユアスポーツ以外）の場合」で「入場料を徴する場合」には、「2,074,800円」（1日利用9:00~21:00）と設定されている（その他、午前、午後、夜間の区分利用は、「691,600円」で統一。）（ぐんまアリーナのメインフロアの事例）。

また、同じく専用利用の場合で、「アテチユアスポーツに使用する場合」で、「入場料を徴しない場合」は「全面・1日利用」が「64,200円」と設定されており、「その他（アテチユアスポーツ以外）の場合」で、「入場料を徴しない場合」は「全面・1日利用」が「826,800円」と設定されている（ぐんまアリーナのメインフロアの事例）。

さらに、ぐんま総合スポーツ公園の「ぐんまアリーナ・メインフロア」、「ぐんま武道館」、「サザアリーナ（バドミントン、バレーコート、バスケットボール及び卓球室）」、「本館スポーツR」及び「テニスコート」については、個人利用は

認めておらず、1面等の単位での利用(コート使用)である。その場合の区分利用の「コート使用料」は各施設別・利用属性別(「一般」と「高校生以下」)に異なっている。例えば、ぐんまアリーナのメインフロアでバドミントンコート1面を利用する場合、2時間単位の利用料が「一般」の場合、「620円」で、「高校生以下」の場合、「300円」である。

以上より、小瀬スポーツ公園の専用利用の料金設定は、ぐんまアリーナのメインフロアの事例と比較すると、極めて低い料金設定であると確認することができる。

また、小瀬スポーツ公園の各施設共通の個人利用の利用料金についても、ぐんまアリーナのメインフロアの事例では、基本的には「コート使用」であり、個人使用ではないことを前提に比較すると、極めて低い料金設定であると確認することができる。

指定管理者として、他の同種の施設の利用料金の設定額については、様々な条件が異なることもあるが、利用区分の違い、利用者の属性の区分の違い、または、施設規模、整備年度の違いなどを勘案しつつも、専用利用や個人利用、またはコート使用との比較、さらには、付属設備利用料の比較などを行うことで、都市公園条例で規定された利用料金の上限額に対して、徴収すべき利用料金の設定を検討することが可能になる。

現状では、近隣他県の同種施設との比較等を実施していないことから、今後は利用者からの要望等を聴取することと併せて、近隣他県調査を実施することも極めて有効であると考ええる。

## No.16.【意見事項】保有個人情報の管理体制について

保有している個人情報について、保管ルールの改善や処分・廃棄ルールの徹底など、管理体制の品質管理改善を要望する。

【現状】(令和4年度まで)

### 1 条例等の規範

- (1) 山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号)第50条に基づき定められた「公益財団法人山梨県スポーツ協会の個人情報の保護に関する要綱(平成24年4月1日制定)」

(出資法人の個人情報保護)

第50条 県が出資その他の財政支出等を行う法人(県が設立した地方

独立行政法人を除く。)であつて、知事が定めるもの(次項において「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する個人情報に適正に保護されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 条例第51条に基づき定められた「山梨県小瀬スポーツ公園の個人情報の保護に関する要綱(平成21年4月1日制定)」

(指定管理者の個人情報保護)

第51条 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に係る協定において、当該管理に関する個人情報の保護のために指定管理者が講ずべき措置を定めるものとする。

- (3) 「公益財団法人山梨県スポーツ協会の個人情報の保護に関する要綱」第9条2項に基づき定められた「山梨県小瀬スポーツ公園の特定個人情報に関する安全管理措置」

### 2 運用状況

- (1) 小瀬スポーツ公園にて保有している個人情報

小瀬スポーツ公園が保有している個人情報は、まず有料公園施設の利用を希望する市民から提出される許可申請書記載事項がある。

また、「やまなしくらしねっと施設予約サービス」を利用したオンラインによる申し込みの場合には、デジタルデータとして利用希望者の個人情報が存在している。

更に、小瀬スポーツ公園にはトレーニング室があるが、同室を利用するために必要な利用者証を発行する際に、市民から取得する個人情報が存在する。

- (2) 保有している個人情報の管理状況

許可申請書等の文書類に関しては、小瀬スポーツ公園管理事務所(山梨県スポーツ協会事務所と一体となっている)内にある、鍵付きロッカー内に保管されている。相当程度過去の文書類については、小瀬スポーツ公園内の鍵付き倉庫内に保管されている。なお、倉庫に保管されている文書類は、10年程度前のもも存在している。

デジタルデータとしての個人情報については、「やまなしくらしねっと」にログイン可能なIDとパスワードがあれば、閲覧可能である。ログイン可能なIDとパスワードは、業務上必要な範囲で、各職員が保有している。トレーニング室の利用者の個人情報については、武道館事務室に設置されているパソコン内にデジタルデータとして保管されている。

(3) 職員に対する研修の実施

小瀬スポーツ公園の役職員に対し、「山梨県小瀬スポーツ公園の個人情報の保護に関する要綱（平成21年4月1日制定）」第10条に基づき研修を、毎年1回実施している。

(4) 知事に対する報告の方法

山梨県小瀬スポーツ公園の個人情報の保護に関する要綱第27条「指定管理者は、毎年1回、この要綱の施行の状況について知事に報告しなければならない」との規定に基づき、年度末の事業報告において、同要綱の実施状況を報告している。

【問題点及び改善点】

1 保有個人情報の管理について

小瀬スポーツ公園が保有している個人情報の管理については、概ね要綱などに従って適切に行われていた。

しかし、以下の運用を採用することにより、一層個人情報保護のレベルが上がることから、改善意見を申し上げます。

①許可申請書などの文書類であるが、鍵付きロッカー内に保管されているなど、要綱に従った管理がなされているが、ロッカーの鍵や文書の使用履歴の把握がなされていなかった。より適切な個人情報の管理という観点からすれば、鍵や文書の使用履歴を管理簿などにより把握するという運用を採用することが有用と考えられるので、検討されたい。

②トレーニング室利用者の個人情報については、武道館事務室に設置されているパソコン内にデジタルデータとして存在しているが、武道館職員であれば、特にIDやパスワードの入力なくアクセス可能な状態となっている。当該運用では、「やまなしくらしねっと施設予約サービス」を利用したオンライン申込により取得した個人情報の場合と異なり、情報にアクセスした職員の把握ができないと思われる。そこで、より適切な個人情報の管理という観点からすれば、武道館のパソコンへのアクセスに、各職員のIDとパスワードの入力を必須とさせるといった運用を採用することが有用と考えられるので、検討されたい。

2 保有個人情報の処分・廃棄について

過去の許可申請書など個人情報に記載されている文書については、公園内の倉庫に保管されているが、10年ほど前の文書も存在している。

この点、個人情報の性質上、保有個人情報の内、不要となったものについては、速やかに消去・廃棄をすべきであり、不必要に長期間保有すべきではないところ、「公益財団法人山梨県スポーツ協会文書管理規定」では、「有料公園施設利用許可申請書」は、保存期間5年と定められていることからすれば、5年経過時点で、速やかに廃棄・処分をすることが適当であると考えられる。よって、保存期間経過後には、個人情報記載の文書類については、速やかに廃棄・処分することを検討されたい。

なお、廃棄にあたっては、個人情報という取り扱いを厳密にすべき情報であることから、各施設の裁量で行うのではなく、責任者を明確にした上で指定管理者である山梨県スポーツ協会が主体的に行うことが望ましい。よって、保存期間を経過した個人情報に記載されている文書等について、山梨県スポーツ協会文書管理者の指示と確認の下、処理施設へ持ち込むという運用とすることを検討されたい。なお、当該運用ルールについては規程等で明文化しておくことも付記する。

3 県による指定管理者の個人情報保護対応の確認について

小瀬スポーツ公園は、年度末の事業報告において、小瀬スポーツ公園の個人情報の保護に関する要綱の実施状況を報告しており、要綱によって義務付けられている事項は遵守されている。

もつとも、より堅実な個人情報の管理には、年1回の文書による報告のみならず、現地へ赴いて、目視による確認をすることも有益と考える。県において、個人情報の管理が適切になされているかの確認を、現地へ赴いて行うことを検討されたい。

●県スポーツ振興課及び都市計画課の業務実施状況に係る事項

**No.17.【指摘事項】不自然な分割発注の修繕工事は是正指導について**

山梨県小瀬スポーツ公園の管理に関する基本協定(以下「基本協定」という。)に原則として規定されている施設・設備の修繕のルールに基づき、「1件につき60万円未満の修繕」を指定管理者が複数実施している。しかし、それらのうち、実際には、同一の施設・設備を同一の時期に実施しているにも拘らず、不自然に分割して発注している実態が把握できる。一見して把握することができない不自然な分割発注の修繕工事を県施設所管課は看過することなく、指定管理業務に対するモニタリングや事業年度の評価において、合理的な規模での施設・設備の修繕工事を実施するよう、基本協定第18条第

3項に基づいて指定管理者に適時適切な指導を実施されたい。

**No.18.【意見事項】施設規模に対応した修繕工事の取扱いの見直しについて**

基本協定に規定された「1件につき60万円未満の修繕」については、指定管理者が実施することとなっているが、それは、「指定管理者の更新等に関する事務手続ガイドライン」(以下「事務手続ガイドライン」という。)の該当規定(2(5)施設及び設備の修繕の取扱い)を根拠としている。しかし、この事務手続ガイドラインの該当規定を運用するに当たり、県施設所管課は実務上、施設・設備の規模にかかわらず指定管理者が実施する修繕工事を「1件につき60万円未満の修繕」でなければならずと解釈する傾向にある実態も把握できる。このような解釈は、小瀬スポーツ公園の施設・設備の規模からすると、一見して実態に合わないルールであることから、事務手続ガイドラインの該当規定を見直すよう要望する。

**【現状】**

令和4年度における小瀬スポーツ公園の指定管理業務のうち、施設・設備修繕の実施状況は、公益財団法人山梨県スポーツ協会(以下「県スポーツ協会」という。)の指定管理業務に係る外部監査結果報告に一覧表で示したとおりである(85頁参照)。令和4年度の施設・設備の修繕状況を要約すると次のとおりである。

すなわち、令和4年度に実施された施設・設備の修繕工事は、141件、修繕工事の契約金額は2,769万円であった。これらは全て、基本協定書に記載された原則的な基準である「1件につき60万円未満」の工事案件であった。しかし、これらの工事案件をつぶさに見ていくと、指定管理者である県スポーツ協会は、本来であれば「1件につき60万円」を超過して契約すべき工事案件を、基本協定の原則的基準があることにより、無理に「1件につき60万円未満」に分割して業者と契約を結んでいる工事案件が散見される。それらの分割修繕工事案件は、令和4年度で、7つの施設にわたり、延べ18件把握することができ、それらの工事契約の総額は、約758万円であった。令和4年度の修繕工事事件数は141件、修繕工事の契約金額は2,769万円であったことから、分割修繕工事案件の件数割合は12.8%であり、また、同じく契約金額割合は27.4%であった。決して少ない割合ではない。

**【問題点及び改善策】**

このような分割修繕工事の実態を是正すると、1件当たりの工事契約額は60万円超となる。

そもそも、公園施設等の修繕、改修、改築、増築又は新築に当たっては、基本的に、山梨県がそれらの必要性を判断し、山梨県の費用と責任において実施することとなっている(基本協定書第18条第1項本文)。その中でも、「1件につき60万円未満の修繕」は「乙(指定管理者)が乙の費用と責任において実施するものとする。」と規定されている(基本協定書第18条第1項ただし書)。

したがって、「1件につき60万円未満の修繕」以外の修繕工事は、基本協定書第18条第1項本文にあるとおり、「山梨県の費用と責任において実施する」ととなる。

しかしながら、現実には、本来60万円超の修繕工事案件であっても、山梨県が「山梨県の費用と責任において実施する」ことなく、指定管理者の判断により「1件につき60万円未満の修繕」に無理に分割発注を行っている事例がある。このような事実は、小瀬スポーツ公園という大規模施設の規模や修繕等の原因による老朽化の現実や実態を忠実に反映することなく、分割発注という事務の煩雑さを回避できずに、指定管理業務の修繕費の中で各施設・設備の修繕工事が行われていることを意味する。このような実態に合わず、会計的にも忠実性の原則に反する、歪んだ取引は早急に是正する必要があると考える。

県施設所管課では、「1件につき60万円未満の修繕」の規定は山梨県全庁的な仕組みとして、事務手続ガイドラインに次のとおり規定されていることに基づいていると認識している。

「施設及び設備の修繕について、修繕件数が少ない場合は20万円、多い場合は60万円を責任分担の区分金額とする。60万円とする場合は、当該修繕により発生する権利について、将来主張しない旨協議書に明記する。」(事務手続ガイドライン2(5)施設及び設備の修繕の取扱い)

このような「責任分担の区分金額」には、施設・設備の規模に基づく修繕工事の額の大きさが考慮されていないのは明らかである。

小瀬スポーツ公園の施設の多くは、全国規模の大会が開催できる施設・設備として整備されており、小規模なスポーツ施設等の修繕工事とは、修繕工事金額のレベルが異なる。県施設所管課としては、本来、現場の施設等の管理の実態に合った、合理的な根拠に基づき、事務手続ガイドラインを所管する県行政経営管理課に対して、説得力ある改善要望を実施する必要がある。そのためには、県施設所管課として、指定管理者との密接な情報交換やモニタリング等の機会を活用して、現場における施設等の修繕を要する老朽化等の情報を指定管理者から徴取し、説得力のある根拠資料を作成することが肝要である。

外部監査人としては、そもそも事務手続ガイドラインに規定する「修繕件数が多い場合60万円」という責任分担の区分金額には、一つの考え方として流布されていることは認識しているが、理論会計上の根拠として施設規模の関係なく、

一律に、機械的に適用することについて問題がないとまで言えるか疑問である。事務手続ガイドラインや基本協定書に規定されている「当該修繕により発生する権利」が何を意味するかは定かではないが、仮に「所有権の帰属」に係る規定であるとすると、理論会計的に、「60万円未満」の修繕工事が、新たな資産価値を付与するなどの資本的支出になりうるか、疑問である。また、仮に「60万円」基準が法人税法に係る通達等（No. 5402 修繕費とならないものの判定）の中で示された基準のひとつを準用したものであるとすると、この規定は法人税法の適用を受ける民間企業者の損金算入の基準である。この規定は国税の政策的な基準ではあっても、公の施設の指定管理業務における修繕工事の責任区分の基準として、どの程度の合理性があるのか、甚だ疑問である。

県施設所管課は、事務手続ガイドラインに規定する「修繕件数が多い場合の60万円」基準について、施設・設備の規模が異なる公の施設に対して、これまで一律に、機械的な適用を行ってきたことによる実務的な煩雑さや非効率さなどを再度検討して見直し作業を行い、施設規模に対応して責任分担の区分金額を実態に合うよう、柔軟に適用することが求められていることを認識する必要がある。

以上の論理展開とは異なり、現在の基本協定第18条第3項には次のとおりの規定がある。

「第1項の規定にかかわらず、乙は、管理業務を実施するに当たっては、あらかじめ甲の承認を受けて、乙の費用と責任において施設等の修繕、改修、改築、増築又は新築を実施することができる。この場合は、乙は、当該部分において将来にわたり何らの権利も主張しないものとする。」

この規定は、事務手続ガイドラインの「修繕件数が多い場合の60万円」基準にとらわれず、県施設所管課との合意に基づき、60万円を超える修繕工事等を実際には実施することができる規定と考えることができる。そうであれば、県施設所管課として、指定管理者の現実の契約実務及び会計処理の歪んだ実態に対して、モニタリング等の活動において、適切な指導等を行う必要があると考える。

### No.19.【指摘事項】指定管理業務の用に供されている県所有備品の適正な管理指導について

県施設所管課が指定管理者に貸与している備品の適正な管理について、指定期間を通して常に良好な状態に保たなければならず、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった備品は、指定管理者から適時

適切に報告を受けて適正な出納管理を実施しなければならない。しかしながら、毎年9月に実施する当該備品に係る現物実査の結果を十分に把握していないか、貸与備品の実態に合った是正措置や適正な出納管理が適時適切に実施されていないなどの現状が把握された。

したがって、県施設所管課として、県所有備品の現物実査等の結果及び今回の外部監査で調査、分析した結果を踏まえ、指定管理者に貸与した備品の適正な管理に資する指導を行い、また、県施設所管課として実施すべき備品管理について、実態に合った台帳管理または出納手続を実施するなどして、適正な備品管理に努められたい。

#### 【現状】

県からの貸与備品については、指定期間開始当初に示される「別紙 備品一覧表」と毎年度、現物実査等の際に県出納局管理課から送付される「備品台帳」の2種類がある。現状では、当該2つの備品台帳等を照合することは行われていない。

基本協定上求めている「指定期間を通じた貸与備品の良好な状態の保持」を担保するためにも、毎年9月には1か月ほどかけて、前記のとおり、県出納局管理課から提供される「備品台帳」に基づき、現物実査等が指定管理者によって実施される。その結果に基づき必要に応じて、備品台帳の整備が実施されている。

#### 【問題点及び改善策】

今年度の外部監査において、2回の現場往査を行い、備品の適正な管理の検証のために、台帳管理と各施設での現物管理・機能の適正な管理が効果的、効率的に実施されているかについて、つぶさに見てきたが、県スポーツ協会の監査結果でも指摘したとおり（90頁参照）、県貸与備品の管理について、複数の不適切な管理状況が把握された。外部監査の過程で、このような不適切な管理状況については、指定管理者に摘示しており、県施設所管課においても、指定管理者と協議等が進められていると外部監査人は聞いているが、不適切な事案のうち、県施設所管課において是正すべき事案について、次のとおり再掲することとする。

#### 【改善を要する備品管理の類型】

(1) 再掲：現物実査等での把握事案

① 備品台帳上は登録されているが、機能として使用に耐えない備品の廃棄漏れが多数存在すること。

② 備品台帳には登録されているが、現場には存在しない備品の不用品組替え手続等出納処理の漏れの備品が多数存在すること。

(例示：ロッカー [15人用] (アイスマリーナ) 195,300円×6台、ロッカー

〔8人用〕(アインスアリーナ) 135,450円×4台、折りたたみ椅子用台車(体育館) 143,700円、フエンソング審判器セット(体育館) 831,999円×2台、フエンソングピスト(体育館) 543,999円×4台、スタート台(水泳場) 139,050円×2台、ベースクロック(水泳場) 100,940円、コースロープ巻取機(水泳場) 381,100円×5台、カウンタ(陸上競技場) 150,000円、カウンタ(陸上競技場) 112,000円×3台、喫煙所ついたて(陸上競技場) 131,250円)

③ 特殊な処理が必要となる備品で、廃棄手続の漏れの備品が多数存在すること。

(例示：P C16台：ハードディスクの破壊処理(陸上競技場)等)

④ 備品台帳に登録されており、備品(重要物品を含む。)の現物も存在するが、機能的に故障しており、修繕するかどうかの意思決定が遅れているなどの備品が多数存在すること。

(例示：大音量ホーン「リモコン付」(体育館) 180,600円、計量器「フエンソング用具」(体育館) 88,065円×8台、フラットベンチ(武道館) 54,590円、機動掃除機〔陸上用〕(陸上競技場) 3,370,000円、決勝戦審判台1台、スタート競技場券売システム(アインスアリーナ) 2,404,500円、自動釣銭機(アインスアリーナ) 368,550円、自動釣銭機ソフトウェア(アインスアリーナ) 327,600円、フイールド成績表示器(陸上競技場) 336,000円、組合せ掲示板(陸上競技場) 78,023円等)

⑤ 100万円以上の備品(重要物品)で廃棄処理の漏れがある備品が複数存在すること。

(例示：フアウル表示器(体育館) 1,153,600円、アインスホック用ジャージシステム(アインスアリーナ) 5,817,000円、クライミングウオール(クライミング場・武道館) 61,950,000円等)

⑥ 備品台帳上には登録されていないが、現場には現物が存在し、機能的に供用することができない備品が複数存在すること。

(例示：決勝戦審判台1台、フイールド制限タイマー6台、朝礼台1台(以上、陸上競技場)等)

(2) 改善の方向性

上記①から⑥までのうち、①は総括的に問題点を述べたものであることから、②から⑥までの不適正な管理について、必要な正措置を実施する必要がある。

〔取扱いが曖昧な貸与備品〕

(1) 再掲：現物実査等での把握事案

〔令和4年度現物実査で保管が確認されているサンバツグ〕 (単位：円)			
物品番号	品名	取得年月日	取得額
97001025	サンバツグ	平成9年4月1日	92,185
97001026	サンバツグ	平成9年4月1日	92,185
97001027	サンバツグ	平成9年4月1日	92,185
97001028	サンバツグ	平成9年4月1日	92,185

出所：備品台帳(令和5年9月実施現場実査資料)

注1：「保管場所・有無」欄の「○」のうち、前者の「□」は「保管場所」を、後者の「□」は「使用の有又は無」を記載している。

注2：県スポーツ協会による現物実査では、保管が確認されており、外部監査の現場往査の際には、当初、備品台帳上、「チェック」欄に「○」が付されていたが、実際には現物は使用されていないことが把握された備品である。

(2) 改善の方向性

当該サンバツグ4点については、指定管理業務の中で使用できないなどの理由により、単に保管しているだけの備品である。毎年実施が義務付けられている備品の現物実査等でもそれらの実在性を確認する手間がかかっている。日常の保管責任が非効率率にも生じている状態であることから、県施設所管課としては、指定管理者と十分に協議を行い、廃棄処分とするか、県庁内の組織間での保管転換等の措置を行うか等、適切な措置を検討し、少なくとも指定管理者の管理範囲から除外するなど、適正に是正措置を行うことが必要である。

## No.20.【指摘事項】寄贈備品の受入処理及び収支決算のチェック漏れについて

令和4年度に指定管理者からの購入協議で県施設所管課が承認決定した3点の備品(合計1,865,600円)について、指定管理者が既に令和5年から管理業務の用に供しているにも拘らず、備品台帳に登録する手続がなされていないかった。また、当該備品購入に係る指定管理者作成の収支決算書の報告金額(1,469,600円：2点分)が、寄贈備品購入協議で承認決定した金額(1,865,600円：3点分)と異なるにも拘らず、精査が漏れており、誤った金額の収支決算書を受け入れていた。

県施設所管課においては、指定管理者からの寄贈備品の受入を適時適切に実施し、収支決算報告における適正な決算額を精査の上、修正指導するよ

う、今後は実態に合った出納処理及び会計処理の実施ができるチエツク体制を再構築されたい。

【現状】

指定管理者が令和5年3月に購入協議し、果施設所管課が承認決定した、管理業務の用に供している3点の寄贈備品が、令和5年10月及び11月の現場往査時点では、県の備品台帳に登録されていない状態であった。

また、指定管理者が作成し果施設所管課に提出した収支決算書の「備品購入費」の欄に寄贈備品の2点分の取得価格が「1,469,600円」と表示されており、実際に寄贈された3点の備品の合計額(1,865,600円)と異なる金額であったにも拘らず、精査の中で発見し、修正を指導することができず、誤ったままの収支決算書となっている。

【問題点及び改善策】

果施設所管課は、指定管理者との基本協定に基づき、あらかじめ指定管理者から次の表に示す3種類の備品の購入協議を令和5年3月9日に受けており、果施設管理課はその翌日には購入の承認を行っている。これらの備品の所有権は県に帰属するものである。

〔令和4年度購入備品〕

(単位:円)

No	施設	備品名称	個数	価格
1	体育館	レスリングマット台車	6台	1,159,400
2	体育館	養生シート巻き取り機	1台	310,200
3	武道館	相撲場屋外シート	2枚	396,000
-	-	-	合計	1,865,600

ここで問題となるのは、指定管理者が令和4年度の業務実施の結果として小瀬スポーツ公園の有料施設利用者のために、当初の予算に追加して備品を購入し、利用者の用に供しているにも拘らず、果施設所管課は、正式に県の備品として備品台帳に登録していなかったという事実である。

この事実については、基本協定上は「乙(注:指定管理者)が当該備品を管理業務の用に供したときにおいて、甲(注:県)に帰属するものとする。」(基本協定書第19条第8項)とされていることから、当該備品の所有権は県に帰属することは明らかである。また、当該備品の購入に際して県の承認を受けていることも明らかである。それにも拘らず、県への報告が正式になされていなかったというところで、県の備品台帳には令和4年度の備品としても、令和5年11月段階の監査時点でも受け入れられていなかった。

果施設所管課が発出した、承認段階の書面上では、「購入後は報告すること」という一文が付されている(都計第2814号 令和5年3月10日)。果施設所管課としては県スポーツ協会からの正式な報告がなかったことから、「当該備品を管理業務の用に供した」ことが分かっていたとしても、備品台帳の整備ができなかったということである。果施設所管課としては、当該備品購入の「報告」を指定管理者に対して、注意喚起して催促することもできたものと考ええる。

また、当該3点の備品購入及び県への所有権の帰属については、指定管理者が果施設所管課に提出した収支決算書の中で、備品費の集計を誤って2点分(1,469,600円)と表示していた。もう1点(396,000円)の集計が漏れていたが、果施設所管課はそのことに気づかず、修正の指示を行っていない。今後は指定管理者の収支決算書に対する検証体制を再構築する必要がある。

No.21.【意見事項】指定管理業務に係る指定期間のあり方について

小瀬スポーツ公園に係る指定管理業務の指定期間は、第4期(平成31年度～令和4年度)第5期(令和5年度～令和8年度)において、4年間としている。果施設所管課としては、「指定管理者の更新等に関する基本方針(令和3年11月改正)」(以下「基本方針」という。)に規定する「標準期間:4年間」に基づき、当該公の施設の指定期間を4年間としたとするが、今後、小瀬スポーツ公園の施設の性格、サービス提供の安定性等の観点から、この「標準期間:4年間」が適切であるか、果施設所管課として主体的に検討することを要望する。

【現状】

小瀬スポーツ公園の指定管理者制度導入後の指定期間については、次に示すとおりの変遷を辿っている。

〔指定期間〕

- 第1期:〔3年間〕平成18年度～平成20年度
- 第2期:〔5年間〕平成21年度～平成25年度
- 第3期:〔5年間〕平成26年度～平成30年度
- 第4期:〔4年間〕平成31年度～令和4年度
- 第5期:〔4年間〕令和5年度～令和8年度

【問題点及び改善策】

平成27年の県議会「指定管理施設・出資法人調査特別委員会(平成27年9

月9日)における「審査の結果」では、「指定管理期間については、議員の在任中に指定管理者の指定に関与できるよう4年間とすべきである。」という記録が残っている(会議録より抜粋)。また、平成28年2月定例会において、次のような質疑がなされている(平成28年2月26日議事録より抜粋)。

遠藤浩議員質問：

「次に、指定管理期間は原則5年となっていますが、議員の在任中に指定管理者の選定に関与できるよう4年間とすべきとの指摘がありますが、今後どのように取り組んでいくのか伺います。」

後藤斎知事回答：

「次に指定管理期間でありますが、指定管理者の更新に際しては、業務内容の検証結果や利用者のニーズを迅速に反映させることが必要であり、さらに、民間企業等の参入機会の増加も求められていることから、明年度以降は、指定管理期間を5年から4年に変更してまいります。」

このような議会での質疑を踏まえて、基本方針が改訂されたものと推察される。

現在の基本方針(令和3年11月改正)は、「指定期間は4年間を標準期間とする。」としながらも、次のように続けている。

「ただし、施設の性格、サービス提供の安定性等の観点から標準期間より長期の期間を設定することも可能とするが、この場合であっても10年を限度とする。」

このような基本方針の規定から、標準期間は4年間であっても、「施設の性格、サービス提供の安定性等の観点から標準期間より長期の期間を設定することも可能」であることが分かる。

小瀬スポーツ公園の指定管理期間を検討する際に、確かに議会による民主的なコントロールの面からは、「議員の在任中に指定管理者の選定に関与できるよう4年間とすべきとの指摘」には、説得力が感じられる。ただ、一方では指定管理者制度の導入趣旨である民間法人による施設経営ノウハウの活用等という側面からは、「サービス提供の安定性」が考慮されるべきであり、また、小瀬スポーツ公園という県内最大のスポーツ施設の指定管理業務に関しては、「施設の性格」という要素も加味する必要がある。

さらには、より現実的な課題であるが、第5期の指定管理者選定に当たったの提案書作成等に係る業務が少なからざる業務負担を指定管理者応募者に強いている現実を把握することができる。たとえば、令和4年度における現在の指定管理者の超過勤務の実績を経年推移(小瀬スポーツ公園 超過勤務実績(時間外手当)一覽)から分析すると、明らかに令和4年4月から8月までの超過勤務の実績(年間実績：697万円のうち、4月～8月までの5か月間実績：381万円(年間の55%))が過去2年程度の実績(令和2年度：367万円のうち206万円(56%)、令和3年度：451万円のうち200万円(44%))に比較して、大きく増加していることが分かる(約1.9倍)。

令和4年度における超過勤務の増大の原因を指定管理者に確認したところ、第5期の指定管理者候補者の募集に向けた準備作業が、超過勤務の増大の主たる原因であったという回答を得ている。このような準備作業の効率化を目指す努力も当然必要になるが、指定管理期間が4年間という短さから計算すると、このような超過勤務の増大のサイクルは4年ごとに繰り返されることも容易に推測できる。

このような観点を考慮すると、「標準期間：4年間」という基準とは異なる5年間以上の期間を設定することにも合理性があるものと考えられる。

## No.22.【意見事項】有料公園施設の利用料金のあり方について

小瀬スポーツ公園の有料公園施設に係る利用料金は、昭和61年の基本的な考え方に基づき設定されているが、その後、消費税等の導入及び税率変更に伴う改訂以外、3回の改定が行われているが、直近の改定(平成11年3月改定)以来、ほぼ四半世紀が経過している。その間、人件費や経費等の単価水準の変動、中でも直近では電気料等の高騰などにより、施設運営に係るランニングコストの高騰等を勘案すると、実態に合った利用料金体系であるか、検討する必要がある。

また、利用料金体系については、現在も「アマチュア」及び「アマチュア以外」という区分と「有料大会等」入場料徴収及び「(無料大会等)入場料非徴収」という区分、さらには、「専用利用」及び「個人利用」という区分が維持されている。このような区分のうち、「専用利用」及び「個人利用」という2分法については、近隣他県の同種スポーツ施設の区分と異なるところがあり、「個人利用」の適用施設としての適格性や低額の利用料金の見直しの必要性などを考慮すると、運用上、特定のスポーツ施設によっては、「コート利用」という区分も加えて、既存の利用区分を見直す必要があるものと考ええる。

以上のとおり、利用料金のそのもの水準や利用料金の区分の一部見直しを検討するよう要望する。

### 【現状】

小瀬スポーツ公園の有料公園施設に係る利用料金の設定は、昭和61年の「使用料改定」時に「新設の有料施設」として、「イニシャルコスト、ランニングコスト、他県の状況を検討する中で、近県及び新設した県(群馬、茨城、埼玉、栃木、長野、鳥取、島根、奈良)の該当施設の平均値をもとに設定」している。以下、県施設所管課から入手した資料(「都市公園施設の使用料についての基本的



な考え方」昭和61年（以下「基本的な考え方」という。）を基に現在の小瀬スポーツ公園の有料施設の利用区分等の基本的な考え方を次のとおり記載する。

【基本的な考え方】（抜粋）

3. 今回の見直し、設定に当たっては

(4) 利用区分の考え方は、次のとおりとした。

① 「テロ」及び「その他」の区分で有料施設（野球場、陸上競技場、体育館）を、入場料を徴収して使用する場合は入場料の100%とし、上限額は設けない。

② ①以外で入場料を徴収する場合の使用料は、各施設とも入場料の10%とし、下限額は「入場料を徴収しない1日の使用料」の2倍とし、上限額は下限額の2.5倍とした。

③ 一日使用の料金を決め、午前(3.5h/9h×1.15)、午後(5.5h/9h×1.15)、1時間(1h/9h×1.25)と各施設の使用料を統一した。

(5) 細分化され、又施設ごとに異なっていた利用区分を整理統合した。

・ 利用区分のうち「練習専用」については、入場料を徴収しない一般利用と統合した。

・ 庭球場の「一般」、「大学生」、「高校生」、「中学生以下」の区分をなくした。

・ 水泳プールの「平日」、「日曜休日」の区分をなくした。

・ 入場料を徴収しない場合の、高校生以下の利用料は、原則として一般の1/2とし必要な調整を行った。

(6) 夜間使用の場合は、照明料(各施設の予想消費電力量等により算定)を加算した。

(7) 個人料金設定のある各施設については、従前のおり各施設同一料金とした。

このような基本的な考え方に基づき、現在の小瀬スポーツ公園の有料公園施設に係る利用料金が設定されている。たとえば、体育館(本館競技場)を例にとると、「アスチオスポーツのための利用」と「アスチオスポーツ以外のための利用」に分けて、それぞれについて「大会等の利用」と「大会等以外の利用」に区分し、「大会等の利用」は「有料大会等の利用」と「無料大会等の利用」に、また、「大会等以外の利用」は「一般及び大学生」、「高校生」及び「中学生以下」に細分化している。

また、小瀬スポーツ公園の有料公園施設に関して、このような利用料金の区分に対応した利用料金の額が昭和61年に設定されたのちは、これまで以上に改定が行われてきた。

【小瀬スポーツ公園の各施設の利用料金の設定及び改定の経緯】

区分	時期	摘要
<b>① 決定年度</b>		
1	昭和61年3月26日	陸上競技場、補助競技場、水泳プール、体育館
2	平成8年7月11日	武道館
3	平成16年3月30日	クライミング場
<b>② 見直し年度</b>		
1	平成元年3月27日	消費税等3%導入
2	平成4年3月24日	料金改定
3	平成7年3月15日	料金改定
4	平成9年3月27日	消費税等3%から5%へ
5	平成11年3月25日	料金改定
6	平成26年3月28日	消費税等5%から8%へ
7	平成31年3月29日	消費税等8%から10%へ

【問題点及び改善策】

【現在の利用料金の金額の見直しについて】

小瀬スポーツ公園の有料公園施設に係る利用料金は、この表から分かるとおり、消費税等の導入及び税率変更に伴う改定以外、料金の改定は3回行われている。しかし、直近の改定(平成11年3月改定)以来、ほぼ四半世紀が経過しており、その間、人件費や経費等の単価水準の変動により、施設運営に係るランニングコストが増加している現状を勘案すると、現在の利用料金体系が実態に合った料金体系であるか、再度検討する時期に来ているものと考えられる。直近での円価格の下落に伴う輸入物価の高騰や電気料等の上昇傾向が続いている。

昭和61年当時の基本的な考え方で積算された「イニシャルコスト」や「ランニングコスト」はそれぞれ、当初の「建設費」や「維持管理費」に基づき、前者は「建設費」を耐用年数や利用可能日数、使用面積で除した単価を「イニシャルコスト」とし、また、後者は当時の「維持管理費」を使用面積と利用可能日数で除した単価を「ランニングコスト」としている。それぞれのコストを他県の施設の利用料と比較しているが、正直に言えば、他県の利用料金水準の平均は2つのコスト合計の10分の1以下である。たとえば、体育館(メイン)のコスト合計は、134,431円(「イニシャルコスト」：73,463円)や「ランニングコスト」：60,968円)であり、それに対して5都県の利用料金の平均は11,375円であった。結果として、小瀬スポーツ公園の体育館の「使用料改定案モデル」は「11,400円」とさ

れている。つまり、2つのコストの算定結果の10分の1以下で原案が算定されているのである。このように昭和61年の基本的考え方では、使用料改定案のモデルを決定する際に、「イニシャルコスト」や「ランニングコスト」を詳細に算定しているが、結局は、他の都県の同種施設の利用料金水準と乖離しないレベルで、利用料金が決定されていると言える。

その後の改定では、諸物価水準や他県等の利用料金水準の改定状況等を勘案して改定がなされているものと考えられるが、たとえば、「ランニングコスト」の乖離は現在の指定管理業務に係るコストとの比較に基づき算定されるべきものと考ええる。

一方、「イニシャルコスト」は、当初の建設費の減価償却費の回収計算の目安である。その後の大規模改修等は当初の建物施設に対する価値の増加等であり、資本的支出（普通建設事業費による改修工事等）として、減価償却費の増加につながるものである。このような追加の減価償却費は、各施設・設備に係る利用料金の改定の際には、必ず考慮すべきものである。

しかしながら、結果として、現状では約四半世紀の間、改定が見送られている。したがって、現在の利用料金の金額を真摯に見直す機会を設ける必要があるものと考ええる。

【「専用利用」と「個人利用」のあり方の見直しについて】

また、利用料金体系については、現在、「アテチュア」及び「アテチュア以外」という区分と「(有料大会等)入場料徴収」及び「(無料大会等)入場料非徴収」という区分、さらには、「専用利用」及び「個人利用」という区分が昭和61年の設定段階から維持されている。

このような区分のうち、「専用利用」及び「個人利用」という2分法については、近隣他県の同種スポーツ施設の区分と異なるところがある。

特に「個人利用」については、その適用施設としての適格性や「個人利用」の低額な利用料金に対する見直しの必要性などを検討すると、運用上、特定のスポーツ施設(体育館等)については、「専用利用」及び「個人利用」とは別に、「コート利用」という区分も加えて、既存の利用区分を見直す必要があるものと考ええる。

現在の小瀬スポーツ公園における各施設の「個人利用」の場合の利用料金の設定については、次に示す表のとおりである。なお、山梨県富士北麓公園についても、基本的に「個人利用」の場合、同様の料金設定である。

【施設別の同じ利用区分・一定額の利用料金一覧表】 (単位：円/人)

施設名称	利用の区分 対象	利用者	利用区分		
			午前 8:30~12:00	午後 12:00~17:30	夜 17:30~21:00
陸上競技場	アテチュアスポーツに係る大会等以外のために利用する場合	一般及び大学生	280	280	280
		高校生	140	140	140
補助競技場	陸上競技に係る大会等以外のために利用する場合	中学生以下	60	60	60
		一般及び大学生	280	280	-
水泳プール	水泳競技に係る大会等以外のために利用する場合	高校生	140	140	-
		中学生以下	60	60	-
体育館(本館競技場)	アテチュアスポーツに係る大会等以外のために利用する場合	一般及び大学生	280	280	280
		高校生	140	140	140
体育館(別館競技場)	スポーツに係る大会等以外のために利用する場合	中学生以下	60	60	60
		一般及び大学生	280	280	280
体育館(トレーニング室)	体操競技等に係る大会等以外のために利用する場合	高校生	140	140	140
		中学生以下	60	60	60
武道館(競技場)	アテチュアスポーツに係る大会等以外のために利用する場合	一般及び大学生	280	280	280
		高校生	140	140	140
武道館(第1・2武道場、弓道場、相撲場)	スポーツ等に係る大会等以外のために利用する場合	中学生以下	60	60	60
		一般及び大学生	280	280	280
武道場(トレーニング室)	スポーツ等に係る大会等以外のために利用する場合	高校生	140	140	140
		中学生以下	60	60	60
武道場(トレーニング室)	スポーツ等に係る大会等以外のために利用する場合	一般及び大学生	330	330	330
		高校生	140	140	140

	高校生	160	160	160
	中学生以下	70	70	70
クライミング場	アマチュアスポーツに係る大会等以外のために利用する場合			
	一般及び大学生	400	400	400
	中学生以下	200	200	200

出所：山梨県都市公園条例 別表6（第16条、第17条の2関係）

前述のとおり、小瀬スポーツ公園の有料公園施設の場合、「(有料大会等) 入場料徴収」及び「(無料大会等) 入場料非徴収」という区分で、「専用利用」でなければ、「個人利用」の区分で利用料金を支払うことになる。この表で示しているのは「個人利用」における料金体系である。

たとえば、体育館（本館競技場）のメインアリーナのうち一部のコートとを、大学生が個人で、バドミントン等を行うために利用する場合、どの利用区分（午前、午後、夜間）であっても1人当たり、280円である。しかし、この利用形態は、「個人利用」と言いながらも「コート」1面の専用利用であり、他の利用者とは、利用している「コート」を競合して利用するわけではない。

このような場合、他県の事例では「コート使用の場合」（ぐんまアリーナの事例）や「一部利用で専用する場合」（長野県長野運動公園体育館の事例）として、「個人利用」とは別に一部のコートの特用にによる利用形態で利用料金が設定されている。これらの事例を紹介すると次の表のとおりである。

【ぐんまアリーナ・メインフロア：コート使用料】 (単位：円)

区 分	9～11	11～13	13～15	15～17	17～19	19～21
バドミントンコート1面	一般 620 高校生以下 300	620 300	620 300	620 300	620 300	620 300
バレーボールコート1面	一般 1,980 高校生以下 920	1,980 920	1,980 920	1,980 920	1,980 920	1,980 920
バスケットボールコート1面	一般 2,600 高校生以下 1,240	2,600 1,240	2,600 1,240	2,600 1,240	2,600 1,240	2,600 1,240

出所：群馬県総合スポーツセンター設置及び管理に関する条例別表第2を外部監査人が加工

【長野県長野運動公園体育館：全部利用または一部利用で専用利用使用料】 (単位：円)

区 分	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:30～12:00	12:00～22:00	8:30～22:00	超過1時間単価
全部利用	第1体育館 4,300 第2体育館 2,100	5,300 2,600	6,500 3,200	9,600 4,700	11,800 5,800	16,100 7,900	1,200 600
一部利用、専用利用	第1体育館 2,150 第2体育館 1,050	2,650 1,300	3,250 1,600	4,800 2,350	5,900 2,900	8,050 3,950	600 300

出所：長野県都市公園条例 別表第1を外部監査人が加工

注：「一部利用・専用利用」の場合、「全部利用」（入場料非徴収）の「2分の1に相当する額」と条例では規定されていることから、この表では2分の1に算定した額を表示している。

ぐんまアリーナ・メインフロアの「コート利用」の場合、バドミントン、バレーボール及びバスケットボールで、それぞれの区分利用の額を変えて設定している。また、長野県長野運動公園の体育館の「一部利用・専用利用」の場合、第1体育館と第2体育館の別に、利用区分ごとに異なる利用料金を設定している。

小瀬スポーツ公園有料公園施設の場合、ここでは体育館（本館競技場）の例と比較してみたが、利用形態の実態に合わせて、現在の「個人利用」の利用料金体系を、ぐんまアリーナや長野県長野運動公園の同種の施設の「コート利用」等の利用料金の体系を参考に、見直しをすることも必要であると考えられる。

## No.23.【意見事項】「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に係る提案事項の審査について

第5期の指定管理期間に係る指定管理者候補者の選定審査に当たり、募集要項の審査基準にある「山梨県スポーツ成長産業化戦略の内容に沿った具体的な事業提案」（以下「県スポーツ成長産業化戦略に係る具体的な事業提案」という。）について、応募した候補者の提案書には、具体的な記載がなされていない。募集要項等における説明が不十分であったことも一因であると考えられ、今後は重要性の高い提案事項については、特に詳細な説明を実施するよう要望する。

また、募集要項の審査基準の配点を見ると、「県スポーツ成長産業化戦略に係る具体的な事業提案」に15点の配点が設定されているところ、具体的な

事業提案がないと評価されたにも拘らず、審査結果では「C」評価（「優れている」とされている。このような評価や審査結果に至るプロセスの中では、選定審査の事務局を所掌する県施設所管課として、審査委員が判断に迷っていること見受けられる審査事項に対しては、適時適切に注意を喚起するなど、適正な評価点付与が行われるために、事務局による情報提供等、アドバイザー機能を充実するよう要望する。

#### 【現状】

第5期の指定管理期間に係る指定管理者候補者の選定に当たり、現指定管理者からは「県スポーツ成長産業化戦略に係る具体的な事業提案」はなかったことを指定管理業務の現場往査においても確認している。ただし、現在の指定管理者からは、「スポーツ成長産業化政策について、指定管理事業をはじめとする法人全体で取り組むスポーツ事業そのものが、スポーツ成長産業化政策に繋がる。」という回答を得ている（99頁参照）。

一方、募集要項の審査基準には、「県スポーツ成長産業化戦略に係る具体的な事業提案」に15点の高い配点が設定されているのも事実である。

これに対して、5人の選定委員の中でも、2人の委員が「スポーツ成長産業化に資する取り組み」に係る提案が見られないという趣旨の意見を出していることが確認できる（第3回選定委員会：令和4年9月・10月書面開催。たとえば、「令和4年度第3回スポーツ振興局指定管理候補者選定委員会について」（令和4年9月26日 スポーツ推進担当）によると、「2 審査結果の評価抜粋」のうち、「④小瀬スポーツ公園」の「低評価」に係る言及として「スポーツ成長産業化戦略の具体的な提案が示されていない」と記載されている。

#### 【問題点及び改善策】

このように、複数の審査委員から明示的に、「具体的な事業提案がない」と評価されていたにも拘らず、審査結果では「C」評価（「優れている」とされていることについては、理解に苦しむ内容である。

審査委員5人の二次審査の評価結果を見ると、項目【選定基準】が「公園の効用の発揮」で、項目【審査項目】は「自主事業計画」・「県の施策に基づいた事業提案」に関して、項目【審査ポイント】について、「山梨県スポーツ成長産業化戦略の内容に基づいた具体的な事業提案」の配点「15点」に対して、5人とも「C」評価（7.5点）をつけている。ここで「C」評価とは、「優れている」として、「配点×0.5」という基準である（二次審査における審査方法【資料1】）。二次審査の結果として、全員が「C」評価を選択していることに対して、審査委員に一人が、例えば「具体的に事業提案が示されていない」（K委員：山梨学院大学スポーツ科学部教授）という評価が、審査表に記載されている。これらの評

価内容と採点結果との対比を行うと、整合性が問われるように見受けられる。

このような疑問に対して、県施設所管課としては、「資料及びプレゼン内容から各委員が総合的に判断したものである。」としている。

しかしながら、通常、審査基準として設定された「山梨県スポーツ成長産業化戦略の内容に基づいた具体的な事業提案」に対して、審査委員会や書面審査等で「具体的に事業提案が示されていない」という専門家の評価が複数表明され、その結果として、この審査項目に対して評価点は「C」評価の「優れている」（7.5点/配点15点）とされた場合、事務局として詳細な理由をその審査の過程で確認することが必要であると考ええる。

仮に、「C」評価が「E」評価であった場合、平均評価点の「7.5点」が「0点」となることから、実際の総合評価点である「69.1点」は「61.6点」と推定することができる。このような低評価の原因はどこにあるのか、真摯に分析する必要があるものと考ええる。

指定管理者候補者の選定委員会における委員の選定方法や委員によって大きく異なる採点結果及び各委員の評価内容と採点結果の乖離など、今回の選定委員会での課題があるとするならば、その事務局を務める県施設所管課は当該選定委員会での審査の充実のために、必要な情報提供を適時適切に行う必要がある。そして、理論的にも発生する危険性が高い評価の偏向などに対して選定委員会では十分な審議を深めることによって、各委員の評価を自らバランスのある適正な評価に修正できるよう、効果的なアドバイザーを実施することを要望する。

### 3.1.3. 富士北麓公園



#### (1) 施設の概要等

##### ①施設の概要

施設名	山梨県富士北麓公園
所在地	山梨県富士吉田市上吉田立石 5000
設置年月日	昭和61年11月1日
設置根拠 (法律、条例等)	都市公園法、山梨県都市公園条例
設置目的	(1) 都市公園としての①～③の機能を発揮すること ① 遊び、憩いの場を提供すること ② 防災拠点としての機能を発揮すること ③ 良好な緑地景観、環境を提供すること (2) スポーツの場を提供すること (3) 主催事業の実施を通じて、スポーツに親しむ機会を提供すること
主な施設内容	・第2種公認陸上競技場 (敷地面積：39,539 m <sup>2</sup> 、トラック、フイールド、メインスタンド、11,105 人収容) ・野球場 (敷地面積：21,172 m <sup>2</sup> 、内外野スタンド、スコアボード、13,459 人収容) ・球技場 (敷地面積：20,200 m <sup>2</sup> 、フイールド、5,600 人収容) ・体育館 (延床面積：5,575 m <sup>2</sup> 、メインアリーナ、サブアリーナ)

備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>一チ、2,234 人収容)</li> <li>・屋内練習走路 (延床面積：1,408 m<sup>2</sup>)</li> <li>・駐車場 (大・小・臨時)</li> <li>・その他 (緑地、園路広場)</li> </ul> <p>平成29年12月21日 陸上競技場屋外照明設備4基新設 (工事費：444,301 千円)</p> <p>平成30年1月24日 フリーウェイトトラレーニンゴ室新築 (延床面積：414.27 m<sup>2</sup>、工事費：130,204 千円)</p> <p>平成30年7月20日 屋内練習走路新築 (延床面積：1,408.93 m<sup>2</sup>、工事費：630,000 千円)</p>
----	---

##### ②指定管理者について

名称	公益財団法人山梨県スポーツ協会
指定期間	平成31年4月1日から令和5年3月31日まで (4年)
所在地	山梨県甲府市小瀬町840番地
主な業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公園施設及び設置器具等の維持保全</li> <li>(2) 有料施設の利用承認</li> <li>(3) スポーツ振興のための催し実施</li> <li>(4) スポーツの講習会の実施</li> <li>(5) 県が実施する大会等への協力</li> </ul>

##### ③指定管理業務に係る県の委託料

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県委託料 (千円)	94,790	92,338	92,440	97,289
※追加委託料 (千円)	1,527	2,345	1,857	-

※追加委託料は、県からの要請に基づき行った新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館等の措置に要する追加の委託料である。

##### ④施設の利用状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数 (人)	347,113	77,389	77,234	155,624
利用料金収入 (千円)	20,106	12,274	9,858	17,894

③令和4年度の収支状況

(単位：千円)

項目	当初予算 (A)	決算 (B)	計画対比 (B/A)
収入の部			
利用料金収入	17,397	17,894	103%
指定管理委託料	98,370	97,289	99%
事業収入(参加料収入)	1,669	1,099	66%
自動販売機手数料	856	1,180	138%
その他収入	-	914	-
収入の部 計	118,292	118,377	100%
支出の部			
人件費	34,473	31,119	90%
光熱費	13,448	13,146	98%
修繕費	4,546	4,568	100%
工事請負費	-	-	-
委託費	54,263	53,156	98%
報償費	77	38	50%
旅費	140	81	58%
消耗品費	2,296	1,762	77%
燃料費	1,045	1,049	100%
印刷製本費	580	514	89%
通信運搬費	242	237	98%
広告料	-	-	-
手数料	626	677	108%
保険料	398	135	34%
使用料及び賃借料	927	899	97%
運営諸経費	-	266	-
負担金	5	-	-
公租公課費	3,524	3,843	109%
雑費	-	16	-
スポーツ振興業務支出	1,702	1,143	67%
支出の部 計	118,292	112,658	95%
収支差額	-	5,719	-

(出典：令和4年度事業報告書)

(2) 監査手続

- ・関連資料の入手・閲覧
- ・担当者への質問の実施
- ・現地施設の観察

(3) 監査結果

【指摘事項又は意見事項】

No.24.【意見事項】収支報告での退職引当積立金の取扱いについて

「指定管理施設の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン(令和5年4月改正)」の「2.モニタリングの実施主体と役割」(①指定管理者)の記載内容に基づいて作成された「指定管理施設の管理運営状況評価書(別紙様式1)」(以下「モニタリングシート」という。)にある「指定管理施設の管理業務・経営状況説明書」(5 指定管理業務に係る収支状況)の支出項目の中に「退職引当積立」という科目が存在するが、これは非現金支出費用であるとともに会計上はいわゆる見積計上項目であるため、当該収支状況の中には含めるべきではないと考えられる。

【現状】

上述のとおりモニタリングシート内の「指定管理施設の管理業務・経営状況説明書」(5 指定管理業務に係る収支状況)の支出項目の中に「退職引当積立」という科目が存在する。当該科目について担当者への質問を行ったところ、職員(退職金の期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済等への支出額を除いた、指定管理者による当期分の退職金負担額(以下、「退職金負担額」という。)と)のことであった。

【問題点及び改善策】

退職金負担額は、年度末時点では現金等の支出を伴わない非現金支出費用であるとともに、将来の退職時に発生する退職金について当期に帰属する金額を見積もって算定したものである。モニタリングシートにおいても、事業報告書においても、指定管理業務に係る収支は、施設利用料や指定管理委託料などの現金等による収入額と、人件費や外部委託費などの現金等による支出額を表すものであり、上記退職金負担額のような非現金支出費用かつ見積費用は含めな

い方が望ましいと考えられる。

## No.25.【意見事項】事業報告書とモニタリングサイトの整合性について

モニタリングサイト内の「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」[5 指定管理業務に係る収支状況]と、事業報告書内の「II管理業務にかかる収支決算」[(1)収支状況]とで科目名等を統一させ、報告事務の効率化を図ることを要望する。

### 【現状】

モニタリングサイト内の「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」[5 指定管理業務に係る収支状況]と、事業報告書内の「II管理業務にかかる収支決算」[(1)収支状況]とで科目名等の統一が行われていない。例えば、「施設利用料」と「利用料金収入」、「指定管理委託料」と「委託料(指定管理料)」などである。また、支出の部における「外部委託費」と「委託費」については記載する位置が異なっている。

### 【問題点及び改善策】

モニタリングサイト内の「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」[5 指定管理業務に係る収支状況]と、事業報告書内の「II管理業務にかかる収支決算」[(1)収支状況]の科目名等を統一することにより、両者の比較検討が容易になるほか、両者を作成する際の業務の効率化、簡略化につながると考えられることから、両者を統一することが望ましい。

## No.26.【意見事項】体育館における未廃棄ワット(体操用)について

体育館内のメイン北倉庫において、経年劣化により事業の用に供することが出来なくなり、備品台帳から削除されたが未廃棄であるワット(体操用)が置かれていた。備品台帳から削除した備品については、適宜廃棄するなど適切な処理を行うことを要望する。

### 【現状】

体育館内のメイン北倉庫において、経年劣化により事業の用に供することが出来なくなり、備品台帳から削除されたが未廃棄であるワット(体操用)が置かれていた。担当者への質問を実施したところ、「山梨県富士北麓公園の管理に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)第18条第3項の規定に基づき、既に後継の備品を貸与され、使用しているとのこと。未廃棄の理由については、廃棄コスト等が問題になっており、仕方なく置いておくことであつた。

(甲による備品の貸与等)

- 第18条 甲は、別紙3に定める備品及び甲が必要と判断して購入する備品を、乙に貸与する。
- 乙は、指定期間中において、甲が貸与する備品を常に良好な状態に保たなければならない。
- 第1項に規定する備品が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、甲は、必要に応じて、甲の費用で当該備品を購入し、又は調達し、これを乙に貸与するものとする。

(以下、省略)

(基本協定書より抜粋)

### 【問題点及び改善策】

基本協定書及び「山梨県富士北麓公園管理業務仕様書」においても、経年劣化により事業の用に供することが出来なくなり、備品台帳から削除された備品について、即時廃棄する等の記述は規定されていないが、当該備品の現物が存在することは備品管理上問題となつてくるものと思料する。廃棄コスト等の問題で処分することが困難であることは理解できるが、なるべく早期の対応を図るよう要望する。

## No.27.【意見事項】保有個人情報の管理体制について

保有している個人情報について、保管ルールの改善を行い、管理体制の品質管理改善を要望する。

【現状】（令和4年度まで）

1 条例等の規範

(1) 山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）第50条に基づき定められた「公益財団法人山梨県スポーツ協会の個人情報の保護に関する要綱（平成24年4月1日制定）」

（出資法人の個人情報保護）

第50条 県が出資その他の財政支出等を行う法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。）であつて、知事が定めるもの（次項において「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、出資法人の保有する個人情報適正に保護されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 条例第51条に基づき定められた「山梨県富士北麓公園の個人情報の保護に関する要綱（平成21年4月1日制定）」

（指定管理者の個人情報保護）

第51条 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に係る協定において、当該管理に関する個人情報の保護のために指定管理者が講ずべき措置を定めるものとする。

2 運用状況

(1) 富士北麓公園にて保有している個人情報

富士北麓公園が保有している個人情報は、有料公園施設の一般利用者から提出される許可申請書記載事項がある。

(2) 保有している個人情報の管理状況

許可申請書等の書類に関しては、当年度分は、管理事務所内にある事務机の引き出し内、前年度分は、管理事務所内にあるキヤベネット棚（鍵付き）内に保管されている。それ以前の書類については、体育館内倉庫に保管されている。なお、倉庫に保管されている書類は、5年前の分までである。

(3) 職員に対する研修の実施

富士北麓公園の職員に対し、「山梨県富士北麓公園の個人情報の保護に関する要綱（平成21年4月1日制定）」第10条に基づき研修を、年1回実施

している。

(4) 知事に対する報告の方法

山梨県富士北麓公園の個人情報の保護に関する要綱第27条「指定管理者は、毎年1回、この要綱の施行の状況について知事に報告しなければならない」との規定に基づき、年度末の事業報告において、同要綱の実施状況を報告している。

【問題点及び改善点】

1 保有個人情報の管理について

富士北麓公園が保有している個人情報の管理については、概ね要綱などに従って適切に行われていた。

しかし、次の運用を採用することにより、一層個人情報保護のレベルが上がることから、改善意見を申し上げます。

許可申請書などの書類であるが、鍵付きロッカー内に保管されているなど、要綱に従った管理がなされているが、ロッカーの鍵や文書の使用履歴の把握がなされていなかった。より適切な個人情報の管理という観点からすれば、鍵や文書の使用履歴を管理簿などにより把握するといった運用を採用することが有用と考えられるので、検討されたい。

2 県による指定管理者の個人情報保護対応の確認について

富士北麓公園は、年度末の事業報告において、富士北麓公園の個人情報の保護に関する要綱の実施状況を報告しており、要綱によって義務付けられている事項は遵守されている。

もつとも、適正な個人情報の管理には、年1回の文書による報告のみならず、現地に赴いて、目視による確認をすることも有益と考える。県において、個人情報の管理が適切になされているかの確認を、現地に赴いて行うことを検討されたい。



### 3.1.4. 御勅使南公園



#### (1) 施設の概要

##### ・概要総括

所在地	南アルプス市六科 1588-2
設置年月日	昭和 61 年 11 月 1 日
設置根拠 (法律、条例等)	都市公園法、山梨県都市公園条例
設置目的	(1) 都市公園としての①～③の機能を発揮すること。 ①遊び、憩いの場を提供すること ②防災拠点としての機能を発揮していくこと ③良好な緑地景観、環境を提供すること (2) スポーツの場を提供すること
主な施設内容	○公園面積 35.4ha ○施設の内容 ・ラグビー場(34,000㎡、メイン・サブ 2面)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所 (RC 造平屋建、延床面積 300 ㎡)</li> <li>・遊戯広場 (25,000 ㎡)</li> <li>・徒渉池 (1,200 ㎡)</li> <li>・疎林広場 (4,280 ㎡)</li> <li>・トイレ(3,400 ㎡)</li> <li>・その他(中央広場、緑地、園路広場、駐車場、駐輪場)</li> </ul>
---

(出典：指定管理施設概要説明書から抜粋)

##### ・施設の概要

御勅使南公園は甲府盆地の北西部、南アルプス青安地区より流れ出る御勅使川に沿って東西 2 km、35.4ha に及ぶ長く広大な園地を有している。自然環境の保全と調和した持続可能な地域社会の発展を担う「南アルプスエネコエコパーク」の移行地域に属し、治水の歴史を今に伝えるアカマツ主体の豊かな緑地を中心に、スポーツ振興を担う 2 面の天然芝グラウンド、県内最大級の遊具数を誇る遊戯広場、涼を楽しむ親水施設、雄大な御勅使川の流れと南アルプスの山々が楽しめる広大な河川広場など、それぞれのエリアに特徴的な機能が備わった広域の総合公園であり、県民の公共財産である。

御勅使南公園は以下 4 つのゾーンから構成されている。

〔健康の森ゾーン〕

散歩コースやクロスラントリコースなど。

〔中央広場ゾーン〕

噴水や彫刻、子供の遊具など。

〔スポーツゾーン〕

ラグビー場が 2 つあり、公式戦などが行われる。

〔遊戯ゾーン〕

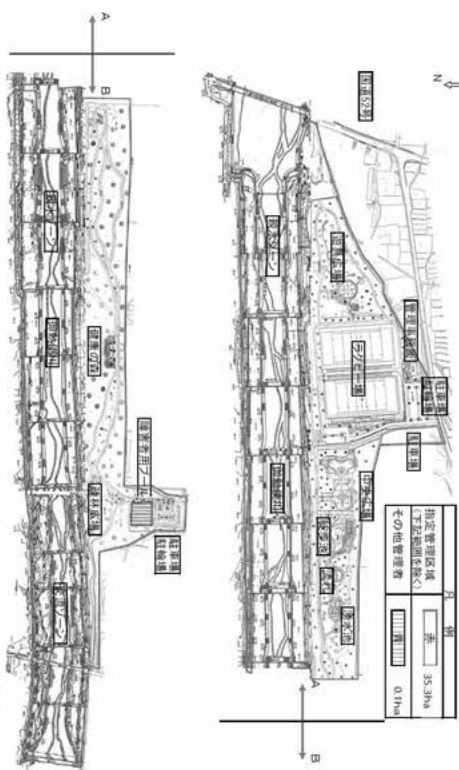
すべり台、ジャンプジム、遊具などが多数。

(出典：指定管理者から提供された資料を抜粋)

(出典：山梨県 HP から抜粋)

##### ・施設の区域図

御勅使南公園 区域図



・指定管理の状況

- a. 指定管理者について  
 指定管理者は、株式会社富士グリーンテックである。運営方針は、以下の4点を掲げている。

- 運営方針①：地域の人々が活躍できる公園のストック利用を促進
- ・施設の多目的利用や、改修・改善及び、時限的、限定的な規制緩和などによる新しい活用方法の提供により、公園の利用に付加価値を与える取り組みを継続していきます。
  - ・地域の方々と連携して事業に取り組むことで賑わいの場の創出また自己責任や思いやりを育む新たな子供の遊び場空間を企画して、様々なアイデアを利用促進に繋がります。
  - ・快適な施設環境の提供による憩いの場の創出により、高齢者や子育て世代を含むすべての利用者に満足度を高める活動を行います。
  - ・隣接する福祉村の諸施設では、園内清掃業務の一部を担う社会活動の場として公園を活用している。地元自治会、小学校、子育て機関などがレクリエーション等で利用する機会も多く、幅広い世代の地域活動を支える場として提供していきます。

運営方針②：スポーツ振興を通じた県内外利用者の参加機会向上と地域活性化

- ・現在の日本社会では、子供の運動能力向上や、高齢者の健康寿命の延伸、働く世代の運動機会の向上などの問題を社会全体で支える環境整備が求められます。
- ・私たちは園内の管理が行き届いた運動施設や自然豊かなロケーションを活用し、運動の習慣化や技術の向上を目指すプログラムを提供して、多くの県民が運動に親しむステージづくりを進めます。
- ・県が策定した「山梨県スポーツ成長産業化戦略」に基づいた自主事業を企画し、県内外利用者の増加を図り、地域活性化に繋がっていきます。

運営方針③：景観保全と観光価値の向上

- ・ユネスコエコパークの環境・史跡ツーリズムの主要施設として地元自治体と協働して地域観光の発展を支え、公園の存在価値を地域と共有します。
- ・公園から見える富士山と八ヶ岳を借景として取り入れたビュースポットの創出や森のゾーンに位置する園内アカマツ林の保全活動をおとした水害防備保安林としての機能維持等、園内の緑地環境の保全に取り組みます。

運営方針④：施設の長寿命化と地域特性を意識した安全・安心な公園環境づくり

- ・御勅使川流域に残る文化史跡にスポットを当て、園内周辺の史跡を学ぼうツアーを開催し地域の歴史文化及び防災機能への理解を深めます。新川の河川堤防や治水施設、保安林として機能した植生群など地域防災の学習施設や観光資源といった付加価値を創出して活用を進めていきます。
- ・すべての公園利用者にやさしい施設環境を整えるために、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点で日常的に点検し、公園ストックの改善に取り組みます。

また、SDGs も意識した長期ビジョンも掲げて、事業計画に反映させている。

令和4年度において来園者数は目標値を超えており、利用者満足度も数年間安定して高い水準を確保している（下記【参考情報】参照）。御勅使南公園の運営は順調に行われている。

将来的な展望として、河川敷の有効活用を検討しており、さらなる公園施設の充実が期待される。

【参考情報】利用状況、利用者満足度の状況（出典：指定管理施設概要説明書



d. 指定管理業務の自主事業

事業名	対象者	実施場所
1 ハーブ関連（ハーブエキス・資格取得・季節の香り）	来園者	ハーブガーデン・多目的ホール
2 樹木植樹（森の樹育て・どんぐり教室）	来園者	園内
3 クラフト教室（春のクラフト・夏のクラフト・冬のクラフト・どんぐり教室）	親子	多目的ホール
4 環境教育（どんぐり課外授業）	小学生遠足	遊戯・健康の森
5 星空ナイトツアー	来園者	グラウンズ

（出典：指定管理施設の管理業務・経理状況説明書から抜粋）

- （２） 監査手続
  - ・当該事業の関連資料の入手・閲覧及び各施設の観察
  - ・担当者への質問の実施
- （３） 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

No.28.【意見事項】現金管理について

日々の現金管理は、担当者が自宅へ持ち帰る方法で行っている。現状では取り扱う現金残高は多額ではなく、リスクは相対的に低いものと考えられるが、金額的に重要性が増したタイムミング等で、事務所内の金庫で保管管理を行うなど、日々の現金管理方法の改善検討を行うことを要望する。

【現状】

指定管理者による、御勅使南公園の管理業務の中で、売店の運営や有料施設の施設利用料金の授受など、現金の取り扱いが必要な業務がある。現状の現金管理方法の概要は以下の通り。

売店：日次で販売金額をPOSレシートと照合しながらエクセルデータを入力。月次で売り上げ代金総額を日次入力のエクセルデータと照合。照合後に現金を本社に持参。本社担当者が銀行口座への入金を実施。日々の現金の保管は、担当者が自宅に持ち帰ることに対応。

有料施設：有料施設の利用者から利用料金を收受し、都度、施設利用者情報や

金額を記載した封筒に受け取った現金を入れる。当該封筒を週1回のペースで本社に持参し、本社担当者が銀行口座への入金を実施。日々の利用料金の入った封筒の保管は、担当者が毎日自宅に持ち帰ることに対応。  
なお、自宅に持ち帰る現金は、売店分と施設利用料を合わせて、多いときで8万円程度とのことである。

【問題点及び改善点】

日々の現金の保管管理が、担当者による自宅への持ち帰りである点が問題点である。担当者個人の責任が大きくなるリスク、持ち帰り途中の紛失リスク、個人の現金との混同リスクなど、様々なリスクを抱えているためである。さらに、外観的には横領の実行可能性もあることから、例えば紛失時などに担当者が望まない疑いをかけられるリスクもある。

本来的には事務所内に金庫などを設置し当該金庫にて現金の保管管理を行うことが理想的であるが、もともと、現状は多いときで8万円程度の現金しか管理保管されていないことを鑑み、費用対効果の観点からも、例えば、売店収入や有料施設利用料収入が増大し、日次の持ち帰りの現金残高が「金額的に重要性がある」と判断されたタイムミングで、現金管理方法の改善検討を行うなど費用対効果に即した対応を行うことを要望する。

No.29.【意見事項】公園にある障害者用トイレの取り扱いについて

御勅使南公園内に障害者用トイレが設置されているが、新型コロナウイルスの影響等もあり、現状遊休状態である。そこで、今後の利用について早急に具体的な方針を定めていくことを検討していただきたい。

【現状】

御勅使南公園内に障害者用トイレが設置されている。当該トイレの概要について担当者に質問を実施した。担当者からの回答を取りまとめると以下のとおりである。

	概要
管轄	山梨県の福祉保健部のあけぼの医療福祉センター（※御勅使南公園の指定管理者の管理対象外施設）。
管理	山梨県社会福祉村屋外トイレ管理要領に基づき、あけぼの医療福祉センター所長が行っている。

利用状況	令和2年～5年はコロナで利用中止。令和1年は1405人、平成30年は1544人が利用。いずれも7月8月の2ヶ月間の利用で、わかば支援学校（授業・個人）、福祉村内各施設、民間福祉施設が利用している。なお、一般県民には原則開放していない。
設備の状況	昭和56年の設置から42年経過。現状は老朽化が激しく、大規模改修をしなければ利用困難と思われる状況。
今後の利用方針	今後に検討する予定
備考	都市公園（御勅使南公園）に公園施設（ブール）を設置するということで、公園管理者（知事）の許可を受けている（都市公園法第5条1項）。

**【問題点及び改善点】**

障害者用ブールについては設備が遊休状態であり、利用用途の検討は、今後行う予定ではあるものの、現状は具体的な方針が定まっていないとのことである。令和5年5月の新型コロナウイルスの感染症法上の分類引き下げにより、御勅使南公園は今後さらなる来園者数の増加が見込まれる。そこで、例えば、大規模改修を行って県民が利用できるブールとして再利用することや、ブール設備を撤去して跡地を別の用途に利用するなど、多くの公園利用者にとって有意義なものとなるように、有効利用の可能性の検討を早急に行うべきである。まずは、当該検討を行うメンバーやスケジュールを定めて、具体的な方針や利用の可能性等について協議を始めることを要望する。



(写真：障害者ブール 令和6年2月撮影)

### 3.1.5. 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び芸術の森公園

山梨県立美術館



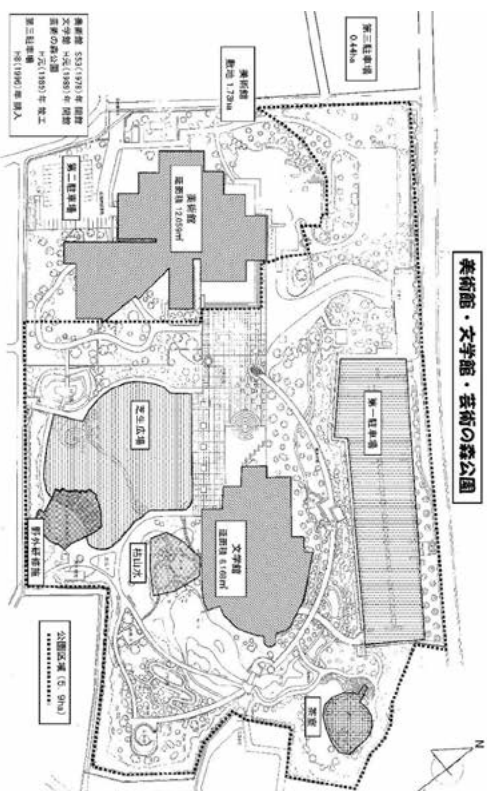
山梨県立文学館



#### (1) 概要

##### 1. 施設の概要

山梨県立美術館（以下、「県立美術館」という。）、山梨県立文学館（以下、「県立文学館」という。）、山梨県芸術の森公園（以下、「芸術の森公園」という。）は、同一の敷地内に設置されている。山梨県の所管部署は、観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課であり、指定管理者は、SPS・桔梗屋・KBS共同事業体である。



(美術館提供の概要図)

#### 施設概要

	県立美術館	県立文学館	芸術の森公園
開館/竣工	昭和53年11月	平成元年11月	平成元年11月
延床面積	約12,059㎡	約6,168㎡	5.9ha(敷地面積、文学館を含む)
令和4年度利用者数	291,539名	72,111名	単体での算定はおこなっていない
令和4年度指定管理委託料	428,575,000円3施設共通		

県立美術館、県立文学館は山梨県の出先機関となっており、副館長、次長など山梨県庁職員が任命されている。指定管理者は、美術品・文学資料等の調査・研究、収集・保管及び展示、教育普及事業等の学芸に係る業務等以外の施設の管理運営を担っている。この他、各館長が任命した協会員で構成されるボランティア団体である協力が会が県立美術館、県立文学館のそれぞれにあり売店の運営、各種イベント等への協力を従事している。

各者の役割

山梨県	指定管理者	協力が会
施設・美術品の所有管理 施設の運営全般 学芸員の雇用	施設の維持管理、受付、 保安、植栽管理、レスト ラン運営等	売店の運営、イベント協 力、館内ガイド等

## 2. 指定管理者の概要

平成31年度(令和元年度)～令和4年度の4年間及び令和5年度は「SPS・桔梗屋・KBS共同事業体」が指定管理者となっている。県立美術館、県立文学館、芸術の森公園は、平成21年から指定管理制度を導入しており、導入当初から株式会社SPSやまなしは指定管理の受託者に含まれている。株式会社SPSやまなしは、サントリパーパブリシティイサーベンス株式会社のグループ会社である。サントリパーパブリシティイサーベンス株式会社は、サントリグループ各社の広報や文化施設の運営等を事業として行っており、他県でもグループ会社を設立して指定管理者となっている。

SPS・桔梗屋・KBS共同事業体は、株式会社SPSやまなしを代表企業、株式会社桔梗屋、甲府ビルサーベンス株式会社を構成企業とする任意団体である。3者は、「山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園に関する共同体協定書」を締結し、共同事業体の最高意思決定機関として運営委員会を設置して指定管理業務に当たることを契約している。

### (2) 実施した手続

- ・ 県立美術館職員、県立文学館職員に対する質問
- ・ 所管部署に対する質問
- ・ 指定管理者に対する質問
- ・ 指定管理に関する協定書や報告書等の関係書類の閲覧
- ・ 金庫の管理状況の確認と現金実査

### (3) 監査の結果

【指摘事項又は意見事項】

## No.30.【意見事項】電気料高騰に伴う追加指定管理委託料のより適切な算出について

令和4年度県立美術館・県立文学館・芸術の森公園への電気料高騰に伴う追加指定管理委託料の計算において、一律の計算式による積算の結果、必要以上の指定管理委託料(以下、「指定管理料」という。)を支払っている。

### 【現状】

県立美術館、県立文学館、芸術の森公園への令和4年度の指定管理料は下表の通りであり、電気料高騰に伴う指定管理料の増額措置がなされている。指定管理者は、受領した指定管理料の内、13,269,566円を山梨県に返還している。これは、令和3年3月4日に山梨県と指定管理者の間で締結された基本協定書の一部を変更する協定書第2条によるもので、収支差額が事業計画の収支差額見込額を上回った場合、その金額の50%を返金するものである。コロナ対策として指定管理料の増額を実施した際に同協定が締結されている。

令和4年度指定管理料と山梨県への返金額

	令和4年度実績
指定管理委託料年額	428,575,000円
電気料高騰による追加委託料	65,290,000円
合計	493,865,000円
山梨県への返金額	13,269,566円

電気料高騰による追加指定管理料は、令和4年度の電気料の当初見込額と年間見込額の差額を補填するもので、県では12月の補正予算において予算要求、議決されたものである。

増額措置額及び年間見込み額は、山梨県総務部行政経営管理課より下記算式によることを指示されており、各部局はこれに従い計算を実施した。

○積算方法 増額措置額 = ② - ①  
 ① 現協定における R4 年度電気料金相当額  
 基本料金十年間電気使用量 (A) × 電気料単価 (B)  
 ② 電気料金の高騰を踏まえた R4 年度見込額  
 基本料金十年間電気使用量 (A) × 物価高騰を加味した電気料単価 (B')  
 B' = R4.4 ~ R4.12 までは、燃料費調整単価の実績、R5.1 ~ 3 月の燃料費調整単価は、直近 3 ヶ月 (R4.10 ~ 1 月) の伸び率を踏まえて設定した上で、年間平均単価を算出。

(監査人の質問に対する資料から抜粋)

これに基づき県立美術館、県立文字館、芸術の森公園の指定管理料の増額措置額は、65,290,000 円であった。

基本料年額 (円)	A 年間使用量見込 (kwh)	B' 単価 (円)	② 年間見込額 (円)	① 当初予定額 (円)	増額措置額 (円) ②-① 万円切上
14,686,980	3,474,230	29.42	116,898,827	51,609,308	65,290,000

これに対して、指定管理者の令和 4 年度収支決算の光熱費 (電気料分) 実績と増額措置額の基礎となった年間見込額の比較が下表のとおりである。令和 4 年度の電気料について結果的に 25,865,812 円を過大に見積もっている。

	収支決算による実績	山梨県の年間見込額	差額
令和 4 年度電気料分	91,124,015 円	116,989,827 円	25,865,812 円

令和 3 年度収支決算の光熱費 (電気料分) の比較実績は、66,250,800 円であり、令和 4 年度実績は前年度 138%、山梨県の年間見込額との比較では前年比 176%であった。

【問題点及び改善策】

県が年間見込額を算定する際に令和 4 年 4 月 ~ 10 月までの金額を実績額としなかったことが問題である。県の年間見込額は、11 月頃に算定されており、算定時点において 10 月までの電気料の実績及び電気使用量が判明している。

令和 4 年 4 月 ~ 10 月実績	使用量実績 (a)	電気料実績 (b)	単価 (基本料金) (b/a)
	2,080,409kw	53,278,043 円	25.6 円

行政経営管理課の追加指定管理料の算定式によると、物価高騰を加味した燃料単価に実績が算出されている 4 月 ~ 10 月分を含めた年間使用見込量乗じる算式になっている。

このため、4 月 ~ 10 月の電気量実績を使用量実績で割った実績単価が 25.6 円であるにもかかわらず、行政経営管理課の算定式によると物価高騰を加味した単価 29.42 円 (基本料金含めず) で 4 月 ~ 10 月分を再計算することとなり、実績を大幅に上回る燃料高騰による追加指定管理料が発生してしまうこととなった。令和 4 年度の燃料高騰による追加指定管理料は、実績による精算は行われない契約となっており結果的に見積りが過大となり、電気量実績との差額は指定管理者に帰属することとなった。

算定式を提示した行政経営管理課にこのような問題が発生した原因を確認したところ内容は以下のとおりである。

- 指定管理者制度は性能発注であり、各指定管理者においては、指定管理者選定時に通常の物価変動のリスクを含めた額で協定締結しており、他の応募者との公平性の確保の点からも、増額及び減額を行うのは「指定管理者の更新等に関する基本方針」に基づき物価高騰・下落が著しい場合に限る必要がある。一方で、経費削減の経営努力による赤字分は原則指定管理者に帰属するものとする一方で、リスクと経営努力による果実の双方を指定管理者に帰属させることが制度上の根幹。
- 今回、著しい電気料の高騰があり、指定管理料を年度途中で増額する措置を検討する際には、各指定管理者の経費削減努力を阻害しないよう配慮する必要がある。また、電気料の高騰は、全施設共通の、かつ財務的に大きな課題であるため、行政経営管理課で一括対応することとし、制度所管課として一律的な算出方法を示す必要があった。
- 当該年度内については、契約単価等を施設所管課に確認の上、令和 5 年 1 月以降の国からの電気料に係る支援制度が示され燃料調整費を含めた電気料の単価が見込めたこと、及び指定管理制度の趣旨から各施設の個別努力により安価に契約している場合や、不利な契約により単価が高い場合は指定管理者の責とする考えのもと、物価高騰を加味した電気料単価を設定し、精算を行わないこととした。
- この算出方法については、当時、考え得る最も合理的な算出方法であり、各施設所管課の承認を経て、財政所管課にも協議のうえ決定した。